



【国民保護】

沖縄県先島諸島からの避難住民受入れ及び
救援の実施に係る受入れ基本要領
(中間整理版)

令和8年3月
宮崎県

目次

1 総論

| | |
|----------------------------|---|
| ○取組の趣旨及び目的 | 1 |
| ○要領策定における想定避難元自治体 | 3 |
| ○要領策定に当たっての前提事項 | 4 |
| ○要領策定に当たっての情勢等の概略 | 6 |
| ○避難受入れ及び救援の実施に当たっての基本的な考え方 | 7 |
| ○宮崎県の体制 | 8 |

2 避難当初の受入れ及び救援の実施要領

| | |
|-------------------------------|----|
| ○避難当初約1か月間の想定受入地域 | 12 |
| ○避難当初約1か月間について具体的な検討を行うコミュニティ | 13 |
| ○避難当初の全体イメージ | 14 |
| ○輸送手段の確保 | 15 |
| ○収容施設の供与 | 30 |
| ○食品・飲料水の調達・提供 | 41 |
| ○生活必需品の調達・提供 | 47 |
| ○避難者の健康管理 | 53 |
| ○通信設備の提供 | 58 |
| ○その他の項目 | 62 |
| ○今後の検討課題 | 64 |

目次

3 要配慮者の受入れ調整

- 検討を進める上での前提的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 要配慮者の受入れ調整に関する体制と調整フローの整理・・・・・・・・ 68
- 要配慮者の受入施設のリストアップ・搬送手段の洗い出し・把握・・・・・・・・ 71
- 受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設・・・・・・・・・・ 78
- 抽出した論点や課題等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

4 中長期の収容施設の提供

- 検討方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 賃貸型応急住宅の提供に係るモデル検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- 【参考】『宮崎県応急仮設住宅マニュアル抜粋』（賃貸型応急住宅）・・・・ 120
- 公営住宅の提供に係るモデル検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 【参考】『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領』及び『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』に係る様式抜粋（県営住宅）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
- モデル検討を踏まえた整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146

目次

5 就学再開

- 検討方針・・・149
- 避難元地域と避難先地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
- 児童生徒の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
- 児童生徒への支援に当たり留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
- 課題・留意点等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
- 課題・留意点等の検証・分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158

6 就労支援

- 検討方針・・161
- 就労支援に係る体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 総合的な労働相談窓口・特別労働相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・167
- 実態把握を踏まえた就労支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
- 検討により見えてきた課題と対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179



1 総論

取組の趣旨及び目的

- 我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが最も重要である。しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模なテロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。
- 武力攻撃等があった場合、住民の避難などの国民保護の措置は、国が示した対処基本方針（事態対処法第9条）に基づき、都道府県・市町村・関係機関等が協力して実施するとされている。
- なお、沖縄県の住民避難については、国民保護法第32条の規定に基づき国が定めている「国民の保護に関する基本指針」において、沖縄本島や本土から遠距離にある離島の住民を島外に避難させる場合、輸送手段の制約があることから、適切な実施のための体制づくりなどに、国が特段の配慮をすることが必要とされている。
また、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、県外での避難住民の受入れ等について配慮を行うことが必要とされている。

取組の趣旨及び目的

- これまで国は沖縄県と連携し、先島諸島の住民が県域を越える広域避難を行うことを想定して令和4年度から図上訓練等を行い、検討を進めてきた。また、令和6年度から、県域を越えて避難した場合に、避難先で必要となる各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために、訓練上の一つの想定として九州・山口各県を避難先に設定し、受入れに係る検討に取り組むこととし、その検討を九州・山口各県に依頼した。
- この取組では、令和8年度を目途として、避難住民の受入れに必要な準備事項や役割分担等を整理した「受入れ基本要領」を策定することとしており、令和6年度には、避難当初の約1か月間に必要となる支援等を盛り込んだ「初期的な計画」を作成し公表した。令和7年度においては、初期的な計画の具体化とともに、新たに要配慮者の受入れ、中長期収容施設の供与等の検討項目を追加した「受入れ基本要領（中間整理版）」の策定が求められている。
- この取組は、他県からの避難の受入れについて、訓練上の1つの想定として様々な検討を行うことを通して国・県・市町村・関係機関や避難元自治体の役割等を確認するとともに、実行にあたっての課題を抽出し、得られた課題の解決に向けた取組を行い、救援をはじめとする受入れに必要な対応の実効性を高めることを目的とする。
- なお、この取組は特定の有事を想定しておらず、また、実際に有事が発生した場合において、必ずこの取組どおりに受入れを行うものではない。

【想定避難元自治体名】

沖縄県宮古島市

沖縄県及び内閣官房からの依頼により、宮崎県では、宮古島市からの避難住民のうち、9,765名を受け入れることとする。

留意点

- ※1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではない。
- ※2 実際の要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）にかかる政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、安全な避難経路や手段の確保状況、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるものであり、訓練上の想定はあくまで仮定のもので、決まったものではない。

要領策定に当たっての前提事項

1 国から示された前提事項

情勢

- 国が「武力攻撃予測事態」を認定した上で避難が開始されるものとし、住民避難の可能性が生じてから避難開始までの調整に要する時間が制約要因とならないものと仮定する。
- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- ただし、先島諸島から九州・山口各県に避難が行われることから、国から国民に対して「九州・山口各県への入域の自粛要請」が行われ、本県へ訪れる観光客等は大幅に減少し、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているものとする。

要領策定上の前提

- 要領の策定には令和6年度から3年間をかけて取り組むこととし、各年度に取り組む内容については次のとおりとする。
 - 【令和6年度】
避難当初の約1か月間に必要となる以下の支援内容を盛り込んだ「初期的な計画」を策定。
 - ①輸送手段の確保
 - ②収容施設の供与
 - ③食品・飲料水の調達・提供
 - ④生活必需品の調達・提供
 - ⑤避難者の健康管理
 - ⑥通信設備の提供
 - 【令和7年度】
「初期的な計画の具体化」の具体化に加え、以下の項目を新たに検討し、「受入れ基本要領（中間整理版）」を策定。
 - ①要配慮者の受入れ調整
 - ②中長期の収容施設（民間賃貸・公営住宅等）の提供
 - ③就学の再開
 - ④就労の支援
 - 【令和8年度】
令和7年度の検討状況を踏まえ、令和8年4月に決定予定。
- 本県は、要避難地域である宮古島市の一部住民（9,765名）を受け入れることとする。
- 宮古島市からの避難は、民間航空機を利用することとし、鹿児島空港を經由して避難するものとする。また、住民避難の開始から完了までの期間は、6日程度とする。
- 避難先までの住民輸送は一義的に避難元自治体で実施すべき事務であるが、沖縄県側が九州管内の交通事業者と調整して輸送手段を確保することは困難であると考えられるため、国民保護法第13条第1項に基づく手続の特例により、鹿児島空港から本県までの避難に関する事務を本県が沖縄県から委託された想定とし、本県が輸送手段の確保を行うこととする。

要領策定に当たっての前提事項

要領策定上の前提（続き）

- 長期避難住宅の建設や公営住宅の準備等までは間に合わないこともあり得ることから、避難当初約1か月間の避難先として、日頃から旅行者等の宿泊を受け入れており、客室数も多い宿泊施設（ホテル・旅館等）を収容施設とする。
- 避難に当たっては、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮したものとする。
- 「食品・飲料水の調達・提供」及び「生活必需品の調達・提供」について、国民保護法第75条第2項の規定では「都道府県知事が必要と認めるときは、金銭を支給してこれを行うことができる」旨の規定があるが、本要領においては、現物支給で検討することとする。
- 今回の取組は、他県からの住民を受け入れることとなった場合に必要な各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために行うものであることから、4Pの避難当初約1か月間における支援について、①のうち宮崎県内の拠点から個別の収容施設までの輸送手段及び②から⑥までの具体的な検討は、避難住民全体の中から選定した複数のコミュニティを対象に行うこととする。

2 県が設定した前提事項

情勢

- 先島諸島の住民避難に先立って、国は避難に係る検討を開始し、その旨を沖縄県及び九州・山口各県に情報提供したものとする。
- 先島諸島の住民避難に先立って、国は島外避難の可能性があると判断し、沖縄県及び九州・山口各県に、九州・山口各県を避難先地域として指定する可能性がある旨を告げ、事前の連携体制構築を依頼するものとする。
- 武力攻撃予測事態の認定後、国は沖縄県及び九州・山口各県を国民保護法第25条第1項に基づき国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定するものとする。

要領策定上の前提

- 避難住民の円滑な受入れのため、避難住民の本県到着後、本人確認や収容先の宿泊施設の調整等を行う「避難先連絡所」を設置する。
- 具体的な検討を行う複数のコミュニティについて、まずはすべての行政区の中で、最も人口の多い久松小学校コミュニティの中にある「大三俵三区」を選定する。また、検討の幅を持たせるために、久松小学校区とは別の小学校区の中から、最も人口の多い「七原」を選定し、計2つのコミュニティを検討の対象として設定する。

要領策定に当たっての情勢等の概略（一例）

あくまでも訓練上の一つの想定として、受入れのために必要な調整に要する時間が制約要因とならない状況を設定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得る。

| 事態認定等 | | 平素の態勢 | 武力攻撃予測事態 |
|-------|------------|--|--|
| 期 間 | | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 避難・受入調整時間※ 避難受入れ・救援実施 </div> <p>※避難開始までの調整に要する時間が制約要因とならない状況</p> | |
| 政 府 | | <p>▼武力攻撃予測事態の認定に至るかどうかが不明だが、先島諸島の住民を県外へ避難させる可能性もあると判断し、引き続き武力紛争を回避すべく外交努力を継続。該当県に事前の連携体制の構築等を依頼</p> | <p>▼避難措置の指示 ▼救援の指示 ▼合同対策協議会</p> <p>※住民の島外避難に先立ち、避難先地域への入域自粛要請を実施</p> |
| 沖縄県 | 全般 | | ▼沖縄県国民保護対策本部 |
| | 先島住民等の避難状況 | | ▼島外避難 |
| 宮崎県 | 県内情勢 | <p>平時の社会経済活動等が営まれている</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p>※国の入域自粛要請発出後は、観光又はビジネスを目的とする来訪者は大幅に減少</p> | |
| | 全般 | <p>▼国や沖縄県等との情報共有</p> <p>▼避難住民の受入準備に必要な体制の設置</p> | ▼宮崎県国民保護対策本部 |

避難受入れ及び救援の実施に当たっての基本的な考え方

- 県は、沖縄県先島諸島からの避難住民に対する救援等の実施に際して、国民保護法その他関係法令、国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画に基づき、県民の協力を得つつ、国及び県内市町村、指定地方公共機関等関係機関及び民間事業者、並びに避難元自治体（沖縄県、宮古島市）と相互に連携協力し、住民避難に関する措置を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとする。
- なお、避難住民への救援の実施に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

1 避難住民のコミュニティへの配慮

東日本大震災では、住所地を離れ、全国各地に避難する広域避難者が長期の避難生活を余儀なくされ、避難先での生活や住宅の再建をどうするかなど様々な課題を抱えることとなった。また、避難元の地方公共団体等は広域避難者に対して、ふるさとの復旧・復興状況に関する情報提供や生活再建意向の把握、帰郷の支援が求められることとなった。このようなことから、国は先島諸島からの住民避難に関して、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮した要領とすることを求めている。このため、本要領では県内のホテル・旅館等の状況を勘案しつつ、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮する。

2 県民生活と救援の両立

国が行う入域の自粛要請により本県への観光又はビジネスを目的とする来訪者は大幅に減少しているものの、平時の社会経済活動等が営まれていることから、県民に対する行政サービス等を維持しながら、避難住民への救援を実施する必要がある。このため、行政機関のみならず、民間事業者の協力を最大限活用し、救援を実施することとする。

3 県民に対する情報提供

避難住民が円滑に県内で避難生活を実施するためには、県民の理解及び協力が必要となる。このため、県は先島諸島からの避難住民受入れに係る情報を県民に対して適時に、かつ、適切な方法で提供し、県民と避難住民が共生できるよう努めることとする。

宮崎県の体制

考え方

- 国は先島諸島の住民避難に先立って避難に係る検討を開始し、その旨を沖縄県及び九州・山口各県に情報提供した後、先島諸島の島外避難の可能性もあると判断した場合には、本県に事前の連携体制構築を依頼することとしている。
- このため、県は国から情報を得た場合、速やかに県国民保護計画に基づき必要な体制を構築することとする。
- また、武力攻撃予測事態の認定後、国民保護法第25条第1項に基づき、本県は国民保護対策本部を設置すべき県として国の指定を受けることが想定される。
- このため、本県は国民保護法及び県国民保護計画に基づき県対策本部を設置し、全庁的に対応するものとする。

体制

事態認定前

- 国から住民避難に係る検討を開始した旨の連絡を受けたとき、県は、ただちに必要な本部体制を設置することとする。設置する本部体制の種別については、県国民保護計画に基づき危機管理統括監を本部長とする情報連絡本部を設置し、情報収集を行うこととする。
- また、国が先島諸島の島外避難の可能性もあると判断し、本県へ事前の連携体制構築を依頼した場合又は本県を避難先地域として指定する可能性がある旨を告げられた場合は、警戒本部に移行するものとする。
- 警戒本部における庁内の参集範囲は、県国民保護計画第2編第1章の2の(3)に「原則として、すべての県職員。ただし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。」とあることから、危機管理局以外の部局にも避難住民受入れに係る準備等に必要な職員として参集を求めるとし、全庁的な体制とする。
- 警戒本部は、災害対策本部の組織図と同様に、知事を本部長とし、副知事、各部長等、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、危機管理局長、危機管理局職員、関係地方支部職員、その他知事が必要と認める職員をもって構成する。なお、必要に応じて受入市町村、その他救援実施に必要な関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。
- また、警戒本部内に危機管理統括監を部長とし、危機管理局職員及び各部局の職員等から構成する「受入準備本部」を設置することとする。同本部については、11Pの業務分担を参考に、事態認定前において対処すべき業務を実施することとする。

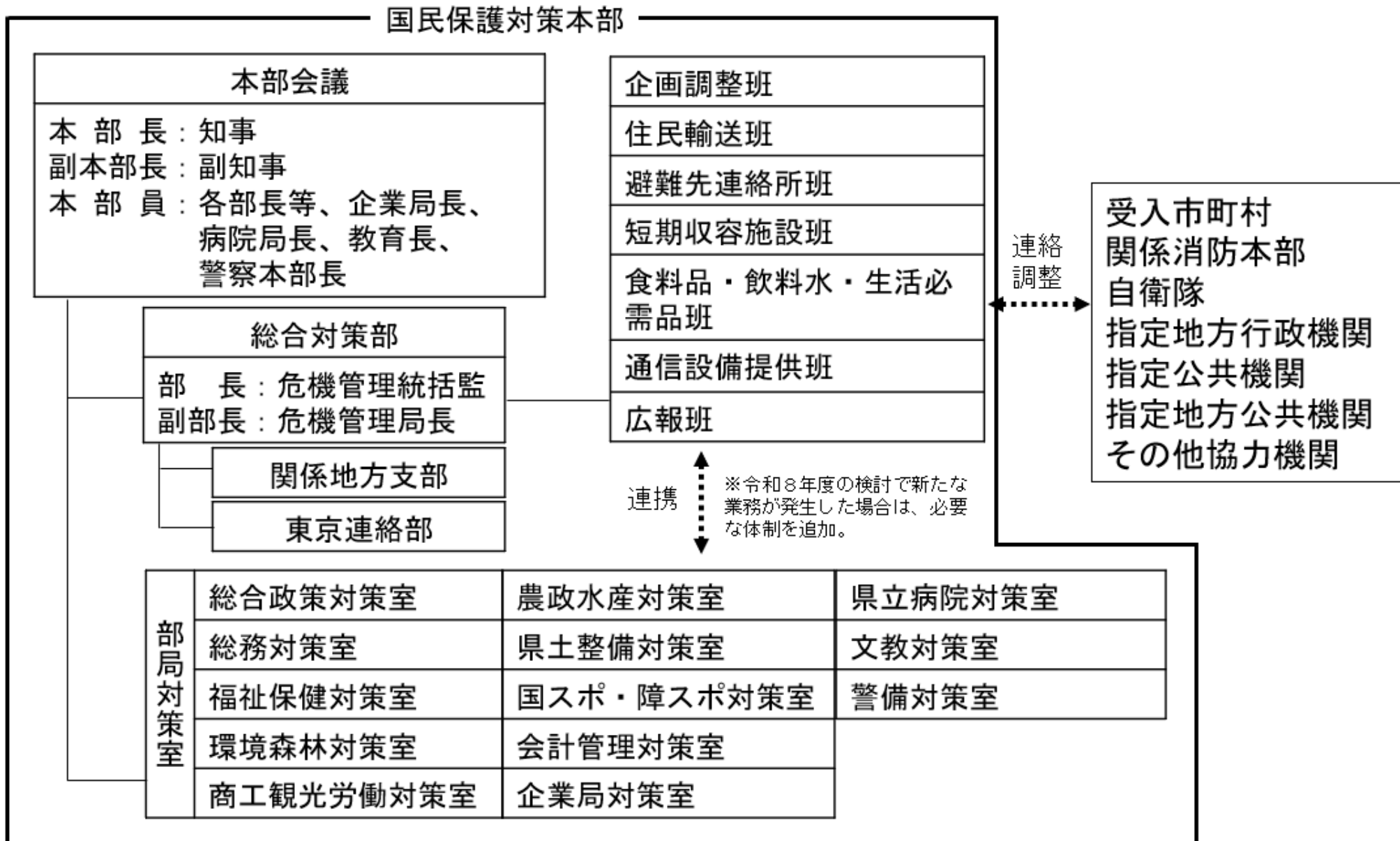
体制（続き）

事態認定後

- 国民保護法第25条第1項に基づき、本県が国民保護対策本部を設置すべき県として国から指定を受けた場合、県は、ただちに知事を本部長とする対策本部を設置し、必要な体制を構築して対応するものとする。
- 対策本部が設置された場合、県国民保護計画に基づき、組織等を編成し対応することとなるが、本県は平時の社会経済活動等が営まれている状態となっている。このため、県民生活等にも配慮する必要があることから、県国民保護計画第3編第2章の2の（1）の「県対策本部の組織は、次のとおりとする。ただし、県対策本部長は、武力攻撃災害等の発生状況等を勘案し、これと異なる組織体制をとることができる。」との記載に基づき、県国民保護計画に記載された組織体制とは異なり、他県からの避難住民の受入れ及び救援実施に特化した体制とし、総合対策部において受入れや救援実施の総合調整、各種事務等を所掌する体制を構築することとする。
- また、各部局対策室においても救援に関連する専門的な事務を担うこととし、具体的な組織及び業務分担等については、10P及び11Pのとおりとする。
- なお、本県は平時の社会経済活動等が営まれている状態であることから、県庁非常時体制には移行しないものとする。
- また、県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候を知覚した場合には、改めて県民の生命、身体又は財産を保護するために必要な体制を構築することとする。

※県内では平時の社会経済活動等が営まれており、各部局で行う行政サービスも通常と同等程度に提供するため、人員の調整は各部局が行う通常業務に配慮しながら行う必要がある。

宮崎県国民保護対策本部の組織図



国民保護対策本部の業務分担等

| 業務種類 | 対応組織 | 業務内容 |
|-----------------|--------------------|--|
| 企画調整 | 【総合対策部】 企画調整班 | 受入れに係る総合調整、国及び沖縄県との全体調整、本部会議運営、他の班及び部局対策室の業務に属さない業務 等 |
| 住民輸送 | 【〃】 住民輸送班 | 鹿児島空港から避難先連絡所まで、及び宿泊施設までの住民輸送、避難完了後の循環バスの運行、交通機関及び住民輸送の関係機関（鹿児島県・沖縄県等）との連絡調整 等 |
| 避難先連絡所運営 | 【〃】 避難先連絡所班 | 避難先連絡所の設置及び運営、施設管理者・運営事業者との連絡調整、生活相談窓口の運営、避難先連絡所に関係する班及び関係課等との連絡調整 等 |
| 短期収容施設提供 | 【〃】 短期収容施設班 | 収容計画の作成、収容施設の決定、県ホテル旅館生活衛生同業組合、宿泊施設管理者及び旅行代理店との調整、その他収容施設の維持・運営に関する連絡調整 等 |
| 食料品・飲料水・生活必需品提供 | 【〃】 食料品・飲料水・生活必需品班 | 収容施設、県仕出し弁当協会及び小売事業者等との調整、避難住民のニーズ把握・調整 等 |
| 通信設備提供 | 【〃】 通信設備班 | 避難先連絡所へのWi-Fi設置、Wi-Fi未施設の収容施設への通信設備設置の調整 等 |
| 広報 | 【〃】 広報班 | 県民への情報提供及び問合せ対応、県民生活の安定に係る関係課等との連絡・調整、治安の安定に係る県警との連絡・調整 等 |
| 健康管理 | 福祉保健対策室 | 避難先連絡所での医師及び保健師等による健康相談、避難完了後の保健師等による健康相談窓口の設置に関する調整、透析患者の受入医療機関調整、避難住民への県内医療機関の情報提供 等 |
| 要配慮者避難 | 福祉保健対策室 | 要配慮者の鹿児島空港及び鹿児島港からの搬送手段の調整、受け入れ先施設等の調整 等 |
| 中長期収容施設提供 | 県土整備対策室 | 住宅関係団体等との調整、賃貸型応急住宅及び公的住宅の提供、入居期間中の住宅に関する相談対応 等 |
| 就学再開 | 文教対策室 | 児童生徒の転入学及び避難元学校の教育活動再開の調整、児童生徒の心のケア及び教職員の負担への配慮 等 |
| 就労支援 | 商工観光労働対策室 | 国が実施する職業紹介等への協力、県独自の就労支援の実施 等 |



2 避難当初の受入れ 及び救援の実施要領

避難当初約1か月間の想定受入地域

< 本県の想定避難住民総数 >

宮古島市の避難住民約55,000名のうち、9,765名

< 県内市町村ごとの宿泊施設の収容可能人数（上位10自治体） >

| 市町村名 | 収容可能人数 | | | | | 市町村名 | 収容可能人数 | | | | |
|------|--------|-------|-------|------------|--------|------|--------|-----|-----|------------|-----|
| | 洋室 | | | 和室・ その他 | 合計 | | 洋室 | | | 和室・ その他 | 合計 |
| | シングル | ツイン | ダブル | | | | シングル | ツイン | ダブル | | |
| 宮崎市 | 2,865 | 3,522 | 2,264 | 4,357 | 13,008 | 都城市 | 161 | 98 | 156 | 132 | 547 |
| 日南市 | 157 | 342 | 72 | 912 | 1,483 | 高鍋町 | 187 | 34 | 34 | 265 | 520 |
| 高千穂町 | 50 | 174 | 66 | 897 | 1,187 | 串間市 | 46 | 12 | 0 | 279 | 337 |
| 延岡市 | 484 | 212 | 126 | 293 | 1,115 | 小林市 | 26 | 58 | 0 | 238 | 322 |
| 日向市 | 229 | 178 | 16 | 130 | 553 | 綾町 | 5 | 30 | 0 | 250 | 285 |

※宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟している宿泊施設分

- 想定避難住民総数と宿泊施設の収容可能人数、コミュニティの維持を踏まえ、避難当初の約1か月間の避難先として、宮崎市内の宿泊施設への避難を原則とする。なお、家族構成等により、宿泊施設の定員をフルに活用できない（ツインの部屋に1人で避難、4人部屋に2人で避難など）ことにより部屋数が不足する場合は、宮崎市に近接する自治体での受入れも検討する。

避難当初約1か月間について具体的な検討を行うコミュニティ

<宮古島市住民（宮崎県受入分）のコミュニティ別一覧表>

| コミュニティ名称 | 行政区 | 読み仮名 | 世帯数 | 人口 | コミュニティ名称 | 行政区 | 読み仮名 | 世帯数 | 人口 |
|----------|--------------|-----------|-------|-------|--|------------|-------|-------|-----|
| 久松小学校 | ひさまつしょうがっこう | | 2,872 | 5,386 | 西辺小学校 | にしべしょうがっこう | | 552 | 944 |
| | 南西里二区 | みなみにしごとにく | 42 | 77 | | 添道 | そえどう | 2 | 2 |
| | 大三俵二区 | おおみたわらにく | 1 | 1 | | 福山 | ふくやま | 74 | 107 |
| | 大三俵三区 | おおみたわらさんく | 1,175 | 2,163 | | 西原 | にしはら | 390 | 712 |
| | 大原三区 | おおはらさんく | 949 | 2,026 | | 大浦 | おおうら | 86 | 123 |
| | 久貝 | くがい | 355 | 518 | 合計 | | 5,292 | 9,765 | |
| | 松原 | まつばら | 350 | 601 | | | | | |
| 鏡原小学校 | かがみはらしょうがっこう | | 1,868 | 3,435 | <p>○ まず、すべての行政区の中で、最も人口の多い久松小学校コミュニティの中にある「大三俵三区（おおみたわらさんく）」を選定。</p> <p>○ 次に、検討の幅を持たせるために、久松小学校コミュニティとは別の小学校区の中から、最も人口の多い「七原（ななはら）」を選定し、計2つのコミュニティを検討の対象として設定する。</p> <p style="text-align: center;"> 世帯数：1, 803世帯 人口：3, 487名 </p> | | | | |
| | 松原 | まつばら | 25 | 44 | | | | | |
| | 七原 | ななはら | 628 | 1,324 | | | | | |
| | 地盛 | じもり | 383 | 728 | | | | | |
| | 山中 | やまなか | 165 | 272 | | | | | |
| | 野原越 | のぼるごし | 126 | 231 | | | | | |
| | 盛加 | もりか | 59 | 116 | | | | | |
| | 細竹 | こまだけ | 60 | 93 | | | | | |
| | 宮原 | みやはら | 332 | 500 | | | | | |
| | 高野 | たかの | 90 | 127 | | | | | |

避難当初の全体イメージ

※受入れに係る費用は県が支弁し、国が負担

要避難地域
(沖縄県宮古島市)

沖縄県

受入地域(宮崎市)

鹿児島県 宮崎県

①輸送手段の確保

- 宮崎県が交通事業者への委託を行い、鹿児島空港から宿泊施設等までの輸送手段を確保
- 交通事業者職員が鹿児島空港から宿泊施設までの付添いを実施

②収容施設の供与

- 宮崎県が旅行代理店事業者に委託し、事業者が宿泊施設と調整を行った上で、部屋を確保
- 宮崎県が宮古島市から住民情報を引き継ぎ、地区/家族単位などコミュニティ維持に配慮して、避難住民を割り振り

宮崎県が鹿児島空港から宿泊施設までの住民の避難誘導を実施

避難後
約1カ月間
を想定

③食品・飲料水の調達・提供

- 宿泊施設が食事と飲料水を提供、宮崎県が不足分の弁当及び飲料水を手配

交通事業者と調整し、貸切バスにて輸送

コミュニティ維持のため、避難完了後も運行継続

④生活必需品の調達・提供

- 宮崎県が事業者と締結している災害時応援協定の枠組みを活用して物資を調達し、提供

鹿児島空港



避難先連絡所
(民間施設)



宿泊施設
(ホテル・旅館等)

⑤避難者の健康管理

- 宮崎県が宮崎市、医療機関及び関係団体と連携し、以下を実施
- 避難先連絡所での医師及び保健師等による健康相談
 - 避難完了後の保健師等による健康相談窓口の設置
 - 透析が必要な避難住民の受入医療機関を調整し、情報提供
 - 県内の医療機関の情報を提供

(主な機能)

- 避難住民の受入窓口 (本人確認、健康状態の確認)
- 生活必需品等物資の拠点
- 生活支援の相談窓口 (宮崎県及び宮崎市)
- 宮古島市役所の一時的な機能移転
- 避難住民の「集いの場」等

⑥通信設備の提供

- 宮崎県が通信事業者への委託を行い、避難先連絡所、宿泊施設にWi-Fi通信環境を整備

宮古島市の住民

9,765人

宮古空港・下地島空港



【①輸送手段の確保】

検討の前提及び想定

- 宮古島市の住民は、地元の宮古空港及び下地空港を出発し、鹿児島空港に到着する。
- 避難元自治体からの住民の引き受けは、鹿児島空港内で実施する。
- 避難先までの住民輸送は一義的に避難元自治体で実施すべき事務であるが、沖縄県側が九州管内の交通事業者と調整して輸送手段を確保することは困難であると考えられるため、今回の検討では、国民保護法第13条第1項に基づく手続の特例により、鹿児島空港から本県までの避難に関する事務を本県が沖縄県から委託されたものとし、本県が輸送手段を確保する。なお、委託される事務の範囲は、鹿児島空港で避難住民が本県側に引き渡されて以降のものとする。
- 住民避難は6日間かけて行われ、本県へは1日あたり最大で約2,200人が避難してくる。
- 鹿児島空港から避難先連絡所（詳細は30P）まで、及び、避難先連絡所から宿泊施設までは、県が確保する貸切バスにより輸送を実施する。

宮崎県における検討結果

<輸送計画>

- 沖縄県から示されたフライトスケジュールをもとに、必要となるバスの台数把握や運行スケジュールを作成。

【1日あたりに必要となる大型バスの台数】

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ■ 1日目： 8便・1,416名 ⇒ <u>32台</u> | ■ 4日目： 10便・1,728名 ⇒ <u>41台</u> |
| ■ 2日目： 11便・2,165名 ⇒ <u>53台</u> | ■ 5日目： 7便・1,239名 ⇒ <u>28台</u> |
| ■ 3日目： 10便・1,978名 ⇒ <u>47台</u> | ■ 6日目： 7便・1,239名 ⇒ <u>28台</u> |

(※大型バスの1台あたりの定員は45名を想定)

<輸送経路>

- 避難住民の輸送経路については、避難住民の負担軽減を図るため、高速道路（九州自動車道）を利用する。
- 同一時刻に複数のバスが鹿児島空港を出発する場合は、高速道路でのSA休憩の際に混雑を緩和するため、「霧島SA」と「山之口SA」に半数ずつ振り分ける。

※バスの運行については、交通事業者への委託を想定。また、鹿児島空港から避難先連絡所までは、交通事業者職員が付き添いを実施。

避難住民の輸送に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|-------|--|
| 宮崎県 | ・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 鹿児島空港から宮崎県までの避難に関する総合調整 |
| 交通事業者 | ・ バス及びバス運行人員の確保並びにバス運行計画の作成 ・ 避難時のバスの運行 |

実施手順

避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、交通事業者に対し、避難住民の輸送を行う可能性が発生した旨を速やかに伝達し、バス及びバス運行人員の確保に向けた調整を開始する。
- ② 交通事業者は、バス及びバス運行人員の確保のめどが立ったところで、沖縄県側から示されたフライトスケジュールを元に運行計画を作成する。
- ③ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、交通事業者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

避難時

- ① 鹿児島空港に県職員を配置し、交通事業者とともに避難住民の引き受けを行った後、交通事業者が手配したバスにより避難先連絡所までの輸送を行う。避難住民の引き受け方法については、現在、沖縄県において検討が進められており、24PのA及びBのパターンで行うことが想定されている。
- ② 避難住民引き受けの際の確認について、沖縄県の計画では避難住民に対して避難確認書（二次元コード）が配布される計画となっていることから、当該二次元コードの活用により避難住民の確認を行う想定とし、詳細については今後沖縄県と検討を行う。

【避難住民の輸送計画】全体概要

| 時刻 | | 1日目 | | | | 2日目 | | | | 3日目 | | | | 4日目 | | | | 5日目 | | | | 6日目 | | | | |
|-------|--------|-------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|---|
| 空港発 | → 鹿児島着 | 搭乗人数 | コミュニティ | 出発空港 | バス台数 | 搭乗人数 | コミュニティ | 出発空港 | バス台数 | 搭乗人数 | コミュニティ | 出発空港 | バス台数 | 搭乗人数 | コミュニティ | 出発空港 | バス台数 | 搭乗人数 | コミュニティ | 出発空港 | バス台数 | 搭乗人数 | コミュニティ | 出発空港 | バス台数 | |
| 8:35 | → | 10:05 | | | | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | 165 | 西辺 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | |
| 9:00 | → | 10:30 | | | | | | | | 335 | 鏡原 | 宮古 | 8 | 335 | 西辺 | 宮古 | 8 | | | | | | | | | |
| 9:05 | → | 10:35 | | | | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | 165 | 西辺 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | |
| 9:45 | → | 11:15 | | | | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | 165 | 西辺 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | |
| 10:15 | → | 11:45 | | | | | | | | 105 | 鏡原 | 宮古 | 3 | 114 | 西辺 | 宮古 | 3 | | | | | | | | | |
| 10:25 | → | 11:55 | | | | | | | | 335 | 鏡原 | 宮古 | 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 11:40 | → | 13:10 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12:30 | → | 14:00 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12:55 | → | 14:25 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13:15 | → | 14:45 | | | | | 31 | 鏡原 | 宮古 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13:20 | → | 14:50 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13:45 | → | 15:15 | | | | | 139 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14:25 | → | 15:55 | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14:40 | → | 16:10 | | | | | 335 | 鏡原 | 宮古 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14:55 | → | 16:25 | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15:35 | → | 17:05 | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15:50 | → | 17:20 | | | | | | | | | | | | | | | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | |
| 16:05 | → | 17:35 | | | | | 335 | 鏡原 | 宮古 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16:05 | → | 17:35 | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16:15 | → | 17:45 | | | | | | | | | | | | | | | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | |
| 16:40 | → | 18:10 | | | | | | | | | | | 76 | 久松 | 下地 | 2 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | |
| 16:45 | → | 18:15 | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17:15 | → | 18:45 | | | | | 165 | 鏡原 | 宮古 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17:30 | → | 19:00 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 335 | 鏡原 | 宮古 | 8 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 |
| 17:55 | → | 19:25 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 |
| 18:20 | → | 19:50 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 |
| 19:10 | → | 20:40 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | | | | | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 | 177 | 久松 | 下地 | 4 |

1,416

32 2,165

53 1,978

47 1,728

41 1,239

28 1,239

28

※黄色く塗りつぶしているのは他県行きの住民と混在している便

【避難住民の輸送計画】各日のスケジュール（1日目）

| 便名 | 機体 | 人数 | 主発 空港 | 空港発 | → | 鹿児島 空港着 | → | 空港発 | → | 避難先 連絡所着 |
|-----|--------|-----|----------|-------|--|------------|---|-------|---|-------------|
| 1-1 | SKY738 | 177 | 下地 | 11:40 |  | 13:10 | → | 13:55 |  | 15:55 |
| 2-2 | SKY738 | 177 | 下地 | 12:30 |  | 14:00 | → | 14:45 |  | 16:45 |
| 3-2 | SKY738 | 177 | 下地 | 12:55 |  | 14:25 | → | 15:10 |  | 17:10 |
| 1-2 | SKY738 | 177 | 下地 | 13:20 |  | 14:50 | → | 15:35 |  | 17:35 |
| 2-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:30 |  | 19:00 | → | 19:45 |  | 21:45 |
| 3-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:55 |  | 19:25 | → | 20:10 |  | 22:10 |
| 1-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 18:20 |  | 19:50 | → | 20:35 |  | 22:35 |
| 2-6 | SKY738 | 177 | 下地 | 19:10 |  | 20:40 | → | 21:25 |  | 23:25 |

8便

1, 4 1 6

【避難住民の輸送】各日のスケジュール（2日目）

| 便名 | 機体 | 人数 | 主発空港 | 空港発 | → | 鹿児島 空港着 | → | 空港発 | → | 避難先 連絡所着 |
|-----|--------|-----|------|-------|---|------------|---|-------|---|-------------|
| 6-5 | ANA738 | 31 | 宮古 | 13:15 | ✈ | 14:45 | → | 15:30 | 🚌 | 17:30 |
| 3-5 | JAL738 | 139 | 宮古 | 13:45 | ✈ | 15:15 | → | 16:00 | 🚌 | 18:00 |
| 6-6 | ANA738 | 165 | 宮古 | 14:25 | ✈ | 15:55 | → | 16:40 | 🚌 | 18:40 |
| 5-5 | ANA788 | 335 | 宮古 | 14:40 | ✈ | 16:10 | → | 16:55 | 🚌 | 18:55 |
| 3-6 | JAL738 | 165 | 宮古 | 14:55 | ✈ | 16:25 | → | 17:10 | 🚌 | 19:10 |
| 6-7 | ANA738 | 165 | 宮古 | 15:35 | ✈ | 17:05 | → | 17:50 | 🚌 | 19:50 |
| 5-6 | ANA788 | 335 | 宮古 | 16:05 | ✈ | 17:35 | → | 18:20 | 🚌 | 20:20 |
| 3-7 | JAL738 | 165 | 宮古 | 16:05 | ✈ | 17:35 | → | 18:20 | 🚌 | 20:20 |
| 6-8 | ANA738 | 165 | 宮古 | 16:45 | ✈ | 18:15 | → | 19:00 | 🚌 | 21:00 |
| 3-8 | JAL738 | 165 | 宮古 | 17:15 | ✈ | 18:45 | → | 19:30 | 🚌 | 21:30 |
| 5-7 | ANA788 | 335 | 宮古 | 17:30 | ✈ | 19:00 | → | 19:45 | 🚌 | 21:45 |

【避難住民の輸送】各日のスケジュール（3日目）

| 便名 | 機体 | 人数 | 主発空港 | 空港発 | → | 鹿児島 空港着 | → | 空港発 | → | 避難先 連絡所着 |
|-----|--------|-----|------|-------|---|------------|---|-------|---|-------------|
| 6-1 | ANA738 | 165 | 宮古 | 8:35 | ✈ | 10:05 | → | 10:50 | 🚌 | 12:50 |
| 5-1 | ANA788 | 335 | 宮古 | 9:00 | ✈ | 10:30 | → | 11:15 | 🚌 | 13:15 |
| 3-1 | JAL738 | 165 | 宮古 | 9:05 | ✈ | 10:35 | → | 11:20 | 🚌 | 13:20 |
| 6-2 | ANA738 | 165 | 宮古 | 9:45 | ✈ | 11:15 | → | 12:00 | 🚌 | 14:00 |
| 3-2 | JAL738 | 105 | 宮古 | 10:15 | ✈ | 11:45 | → | 12:30 | 🚌 | 14:30 |
| 5-2 | ANA788 | 335 | 宮古 | 10:25 | ✈ | 11:55 | → | 12:40 | 🚌 | 14:40 |
| 2-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:30 | ✈ | 19:00 | → | 19:45 | 🚌 | 21:45 |
| 3-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:55 | ✈ | 19:25 | → | 20:10 | 🚌 | 22:10 |
| 1-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 18:20 | ✈ | 19:50 | → | 20:35 | 🚌 | 22:35 |
| 2-6 | SKY738 | 177 | 下地 | 19:10 | ✈ | 20:40 | → | 21:25 | 🚌 | 23:25 |

10便

1, 9 7 8

【避難住民の輸送】各日のスケジュール（4日目）

| 便名 | 機体 | 人数 | 主発空港 | 空港発 | → | 鹿児島 空港着 | → | 空港発 | → | 避難先 連絡所着 |
|-----|--------|-----|------|-------|---|------------|---|-------|---|-------------|
| 6-1 | ANA738 | 165 | 宮古 | 8:35 | ✈ | 10:05 | → | 10:50 | 🚌 | 12:50 |
| 5-1 | ANA788 | 335 | 宮古 | 9:00 | ✈ | 10:30 | → | 11:15 | 🚌 | 13:15 |
| 3-1 | JAL738 | 165 | 宮古 | 9:05 | ✈ | 10:35 | → | 11:20 | 🚌 | 13:20 |
| 6-2 | ANA738 | 165 | 宮古 | 9:45 | ✈ | 11:15 | → | 12:00 | 🚌 | 14:00 |
| 3-2 | JAL738 | 105 | 宮古 | 10:15 | ✈ | 11:45 | → | 12:30 | 🚌 | 14:30 |
| 1-4 | SKY738 | 76 | 下地 | 16:40 | ✈ | 18:10 | → | 18:55 | 🚌 | 20:55 |
| 2-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:30 | ✈ | 19:00 | → | 19:45 | 🚌 | 21:45 |
| 3-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:55 | ✈ | 19:25 | → | 20:10 | 🚌 | 22:10 |
| 1-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 18:20 | ✈ | 19:50 | → | 20:35 | 🚌 | 22:35 |
| 2-6 | SKY738 | 177 | 下地 | 19:10 | ✈ | 20:40 | → | 21:25 | 🚌 | 23:25 |

10便

1, 7 2 8

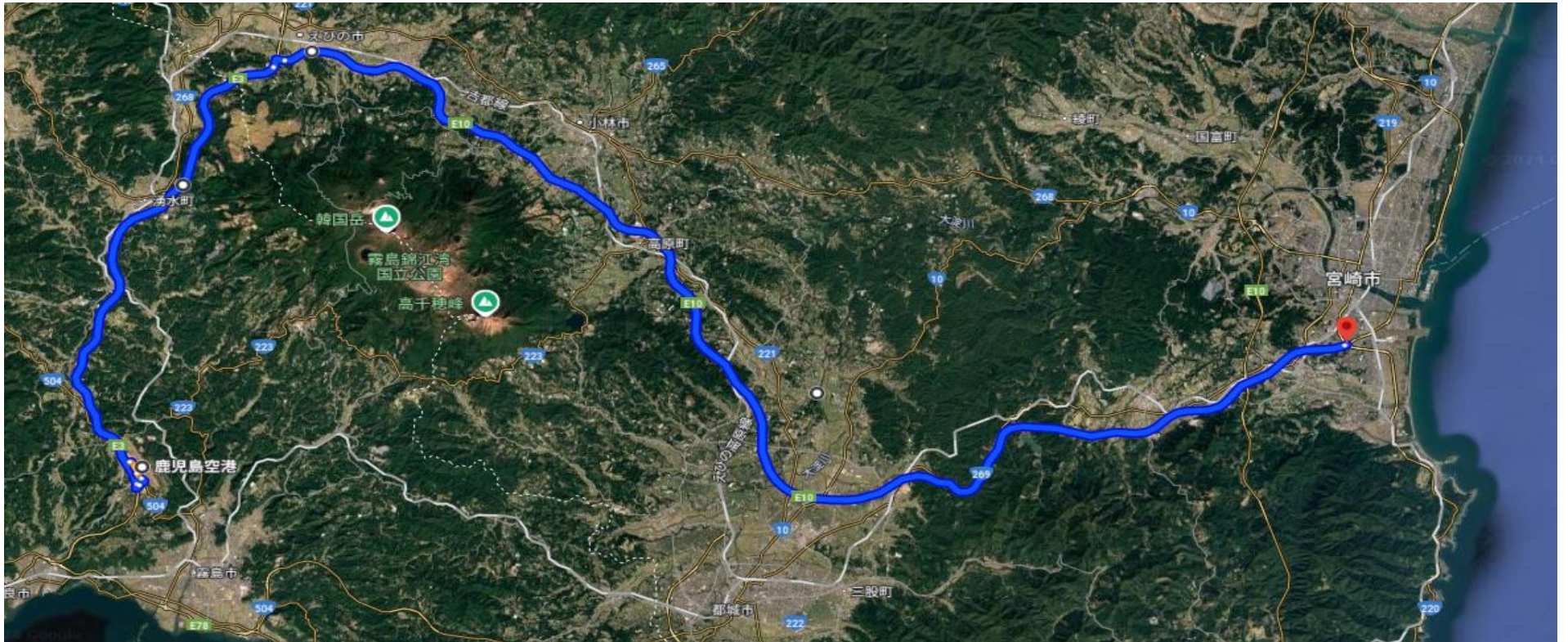
【避難住民の輸送計画】各日のスケジュール（5～6日目）

| 便名 | 機体 | 人数 | 主発 空港 | 空港発 | → | 鹿児島 空港着 | → | 空港発 | → | 避難先 連絡所着 |
|-----|--------|-----|----------|-------|--|------------|---|-------|---|-------------|
| 2-4 | SKY738 | 177 | 下地 | 15:50 |  | 17:20 | → | 18:05 |  | 20:05 |
| 3-4 | SKY738 | 177 | 下地 | 16:15 |  | 17:45 | → | 18:30 |  | 20:30 |
| 1-4 | SKY738 | 177 | 下地 | 16:40 |  | 18:10 | → | 18:55 |  | 20:55 |
| 2-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:30 |  | 19:00 | → | 19:45 |  | 21:45 |
| 3-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 17:55 |  | 19:25 | → | 20:10 |  | 22:10 |
| 1-5 | SKY738 | 177 | 下地 | 18:20 |  | 19:50 | → | 20:35 |  | 22:35 |
| 2-6 | SKY738 | 177 | 下地 | 19:10 |  | 20:40 | → | 21:25 |  | 23:25 |

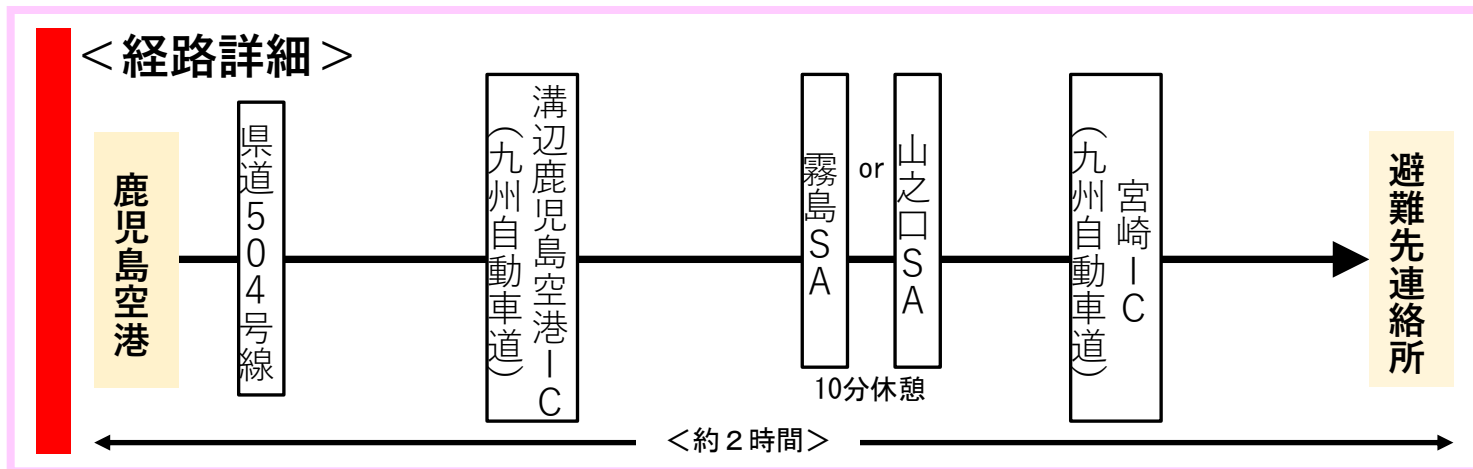
7便

1, 2 3 9

避難時の輸送経路



出展：Google map



航空機から輸送バスへの乗り換え

- 鹿児島空港に到着した避難住民の航空機から輸送バスへの乗り換え方法については、現在沖縄県において検討が進められており、現時点では以下の2つのパターンが検討されている。

(パターンA)

オープンスポット（※1）に航空機を駐機させ、輸送バスを航空機のすぐ側に付けて乗り換えを行う方法

(パターンB)

パッセンジャーボーディングブリッジ（※2）を使用するスポットに航空機を駐機させ、空港ターミナル内に進入後、輸送バスへの乗り換えを行う方法

（※1）パッセンジャーボーディングブリッジを使用せず、タラップで乗り降りするスポット

（※2）航空機と空港ターミナルを直接繋いで乗り降りするための移動式の橋

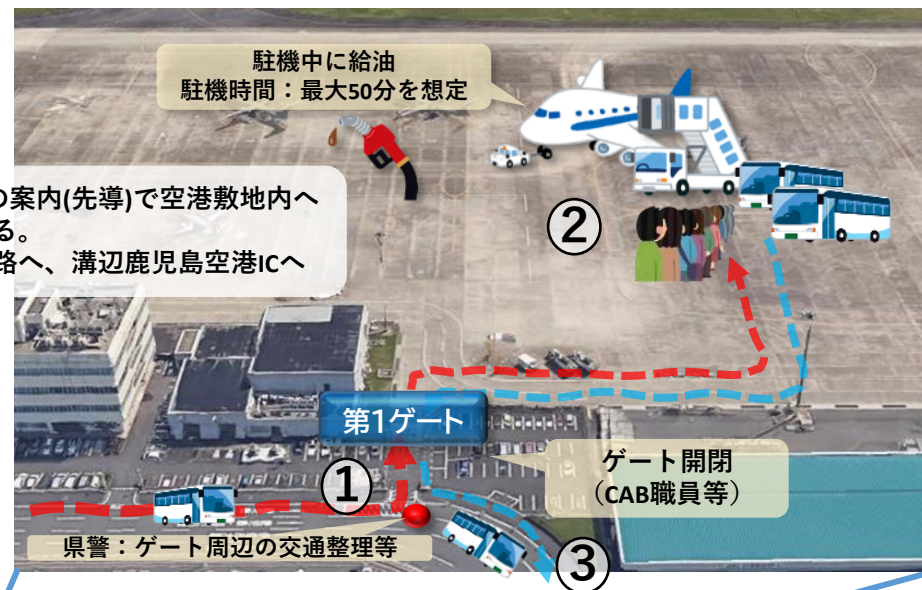
- これらのパターンは、航空機の大きさや到着時に使用するスポットの種類に応じて検討されているものであり、今後、駐機場等制限エリア内のバスの運行や誘導方法等の検討を経て、沖縄県側と具体的な乗り換え手順の協議を行っていく。

鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ（案）

A 航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え

第2ゲートは1番スポットで使用

第1ゲートは17・18番スポットで使用



鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ（案）

B パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内へ進入、チャーターバスに乗換え



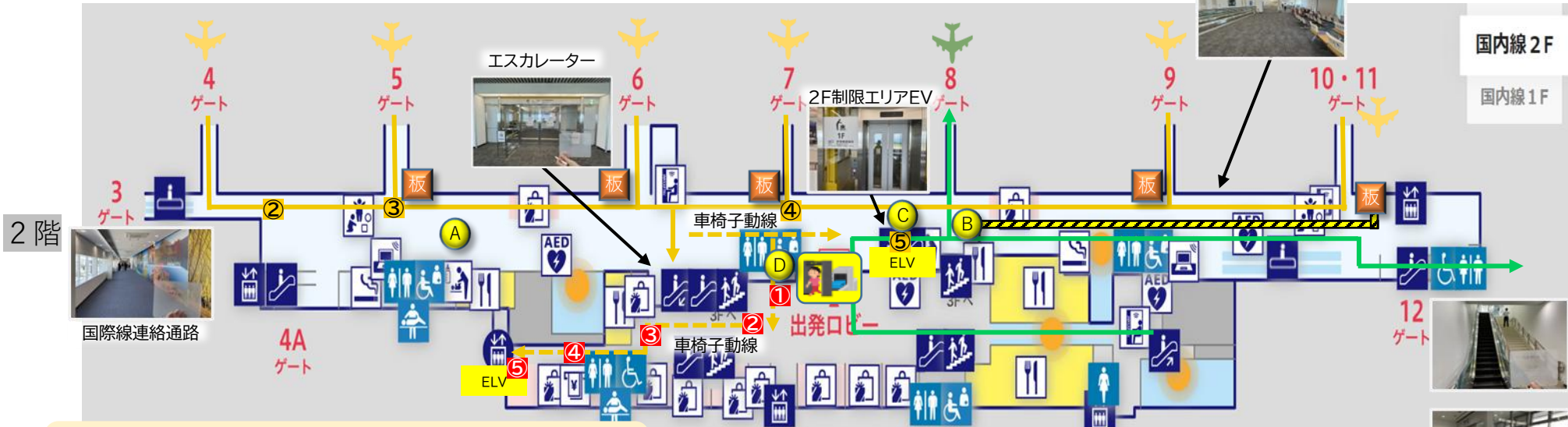
鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ (案)

B' 11番スポットに駐機、10番スポットのPBBに階段で上がり、通常の流れと同様に空港ターミナル内へ進入、チャーターバスに乗換え

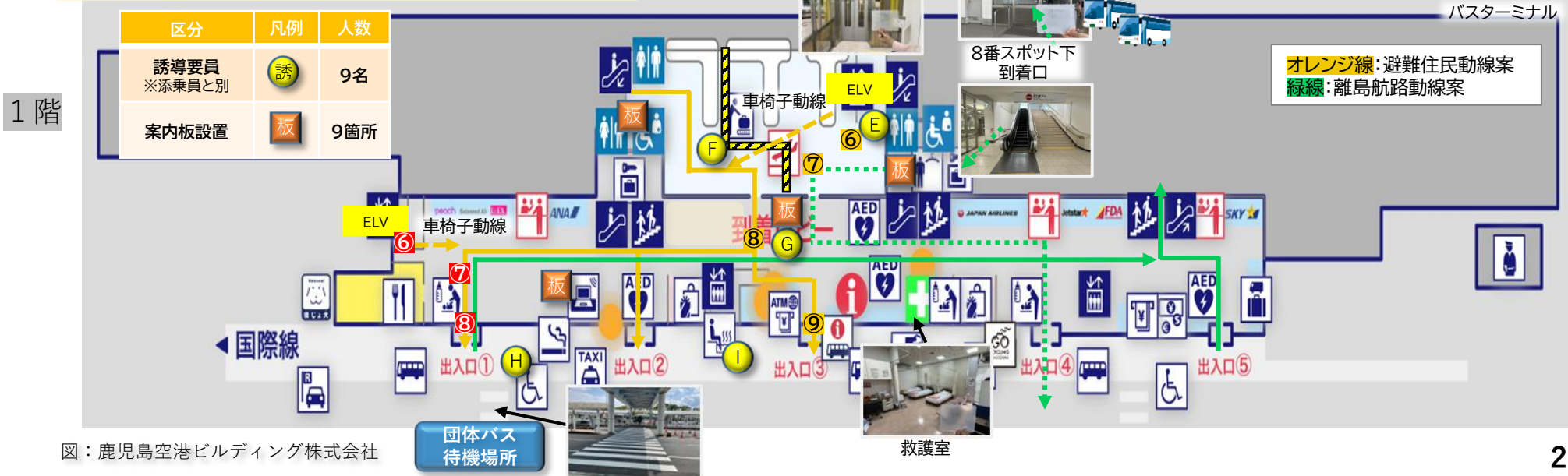


鹿児島空港ターミナル内におけるPBB付スポットからの避難動線①

【国内線ターミナル】



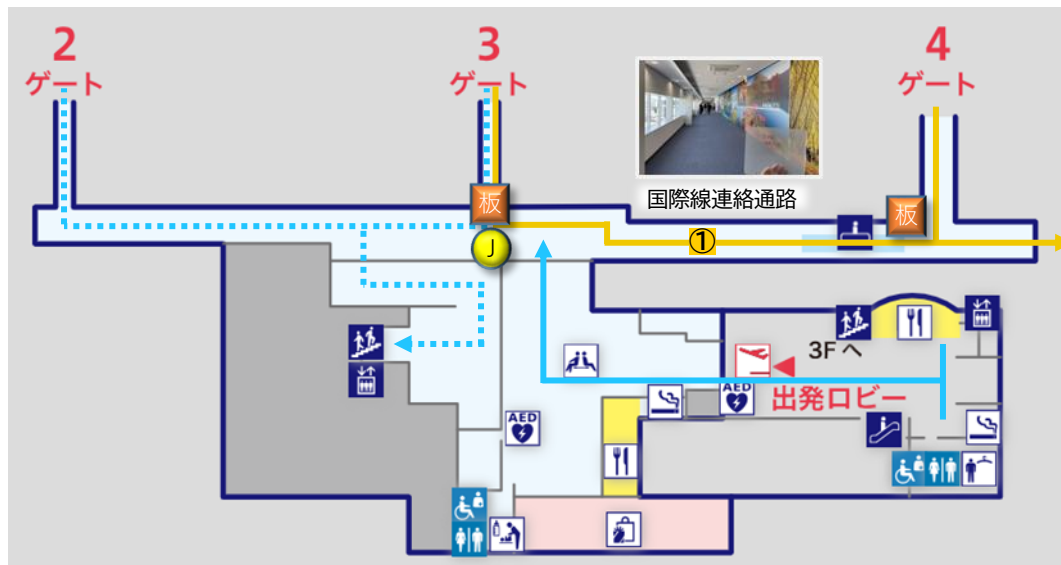
車椅子動線(オレンジ点線)の検査場Aレーン・北ELV経由で1階については「全国障害者スポーツ大会」を参考に作成
※車椅子利用が多い場合の臨時的な動線(基本的には通常のELVを使用する)



図：鹿児島空港ビルディング株式会社

鹿児島空港ターミナル内におけるPBB付スポットからの避難動線②

【国際線ターミナル】



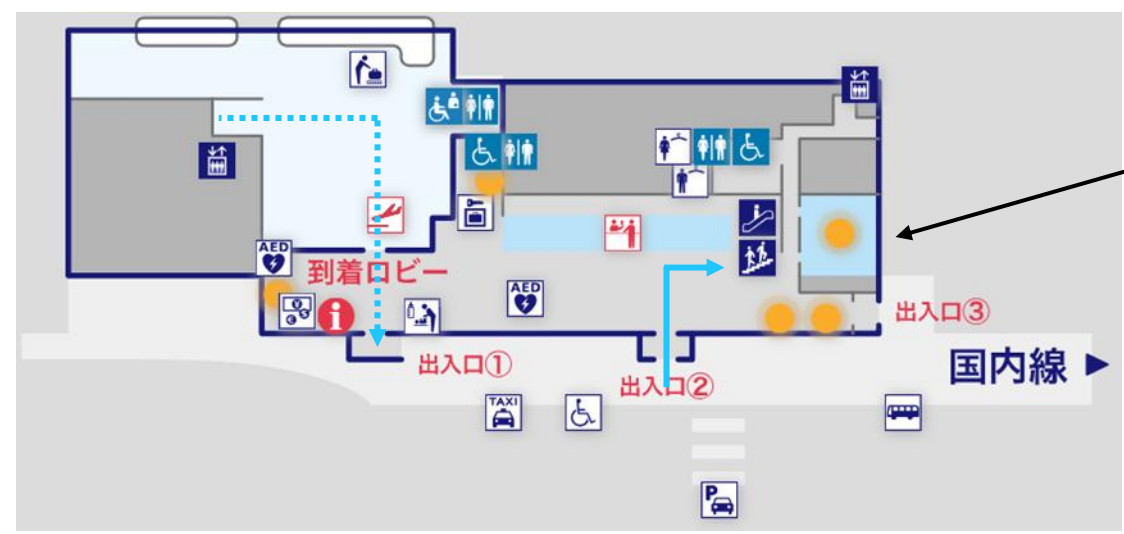
オレンジ線：避難住民動線案
青線：国際線動線案

連絡通路を経由して国内線ターミナルへ

2階

| 区分 | 凡例 | 人数 |
|----------------|----|-----|
| 誘導要員 ※添乗員と別 | 誘 | 1名 |
| 案内板設置 | 板 | 2箇所 |

1階



図：鹿児島空港ビルディング株式会社

【②収容施設の供与】避難先連絡所の設置・選定について

検討の前提及び想定

- 避難住民の円滑な受入れのため、避難住民の本県到着後、本人確認や収容ホテルの調整等を行う「避難先連絡所」を設置する。
- 本県では1日あたり最大で約2,200人が避難してくるため、多人数の収容に対応した施設とする。
- 避難住民のコミュニティの維持に配慮し、全て宮崎市内の宿泊施設で受け入れる想定であるため、宮崎市内の施設とする。
- 家族構成等の都合により宮崎市内の宿泊施設の定員をフルに活用できず宿泊施設が不足する可能性も考慮して、近接する自治体にもアクセスが良い施設とする。
- 避難当日に受入先が決まらない避難住民がいる可能性を考慮し、一時的に宿泊できる施設が近隣に所在する施設とする。
- 避難の時期は決まっていないため、夏や冬など、暑さや寒さが厳しい時期に避難してくることも想定されることから、冷暖房の設備を備えた施設とする。

宮崎県における検討結果

- 避難先連絡所の選定にあたり、まずは公的施設を対象に検討を行ったが、宮崎市には上記の要件を全て満たす公的施設は存在しないことから、避難住民の受入れをより円滑に行い、避難住民の負担軽減を図るために、要件を満たす民間施設を選定する（当該施設を管理する事業者には承諾済）。

※避難先連絡所の立ち上げ及び運営については、民間事業者への委託を想定。

避難先連絡所の設置に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|-------------|--|
| 宮崎県 | ・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 避難先連絡所で業務を行う各機関との総合調整 |
| 宮崎市 | ・ 生活相談窓口への市職員の派遣 |
| 施設管理事業者 | ・ 施設の提供及び食事の提供 |
| 避難先連絡所運営事業者 | ・ 避難先連絡所の立ち上げ及び運営 |

実施手順

避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、施設管理事業者に対して、当該施設を避難先連絡所として使用する可能性が生じたことを速やかに伝達し、施設の借り上げ及び避難完了までの同施設内での軽食の提供に関する調整を開始する。また、宮崎市に対して、市職員の派遣が発生する可能性が生じたことを速やかに伝達し、派遣に向けた調整を開始する。
- ② 上記に合わせ、県は、避難先連絡所の立ち上げ及び運営を委託する事業者（以下「運営事業者」という。）の選定を開始する。選定の条件として、同等規模のイベント等の運営を実施できる事業者であり、かつ、後述の宿泊施設との収容調整のため、旅行代理店の資格を有する事業者を想定する。
- ③ 運営事業者の選定後、事業者と協議を行った上で立ち上げに必要な準備期間を確認し、当該期間も含めた借り上げについて施設管理事業者と協議を行い、借り上げを開始する。
- ④ 運営事業者は、立ち上げの準備を行うとともに、運営に必要な人員の確保を行う。
- ⑤ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、関係者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

避難時

- ① 運営事業者及び施設管理事業者は、避難住民の到着までに、避難先連絡所の立ち上げ及び食事の提供の準備を完了させる。
- ② 運営事業者は、33Pの『避難当日の避難先連絡所利用の流れ』に基づき、避難住民の受入れを行う。

避難先連絡所の機能について

1 到着後の受付（収容完了まで）

→避難先連絡所に到着した避難住民の受付を行い、予定どおり避難しているかを確認。

2 失業保険の申請手続等の説明（収容完了まで）

→制度の概要や申請方法等について、宮崎労働局による説明を実施。

3 医師及び保健師等による健康相談対応（収容完了まで）

→基礎疾患や避難のストレスなどによる不安や体調不良を訴える避難住民に対し、医師及び保健師等による相談対応を実施。

4 収容施設の調整（収容完了まで）

→避難住民の収容先となる宿泊施設との収容調整を実施。

5 収容施設への移送までの一時的な宿泊場所（収容完了まで）

→避難当日に宿泊施設への収容が決まらなかった場合に、一時的な宿泊場所として使用。

6 食事の提供（収容完了まで）

→避難所に到着してから収容施設に向けて出発するまでの間、希望する避難住民に対して食事を提供。

7 生活相談窓口の設置

→希望する避難住民に対して、避難先での生活に根ざした相談等に対応する窓口を設置。

8 飲料水及び生活必需品の提供

→飲料水や衣服・日用品等の生活必需品の物資拠点を設置し、避難住民に対して提供。

9 避難住民の集いの場の設置

→コミュニティの維持に配慮し、避難住民が集まって自由に話ができる場を設置。

10 避難元自治体の役場機能の移転

→住民の避難に合わせて避難してくる沖縄県宮古島市の市職員が避難住民支援等の業務を行うための執務スペースの確保及びパソコン等の資機材の設置。

避難当日の避難先連絡所利用の流れ

①避難先連絡所に到着したら「受付エリア」で受付及び今後の流れを聞いた後、「一時待機エリア」に着席し、一時休憩

②「失業保険説明エリア」に移動し、申請手続等を確認

③「収容調整エリア」に移動し、収容先の宿泊施設を決定

必要に応じて

④「健康相談エリア」
で健康相談

④「生活相談エリア」
で生活相談

④「食事提供エリア」
で食事

④「物資エリア」で
物資を受領

⑤「収容先出発待機エリア」に移動し、ある程度人数がまとまった時点で避難先連絡所への輸送時に使用したバスに乗車し、宿泊施設へ移動
(※交通事業者職員が宿泊施設到着時に降車確認)

※避難当日に宿泊施設が決定しなかった避難住民又は夜間で到着人数の多い時間帯に避難先連絡所に到着して健康相談を希望する避難住民については、併設する宿泊施設に一時宿泊してもらい、翌日に調整を再開

宿泊施設との収容調整

検討の前提及び想定

- 通常、旅行者が宿泊施設を予約する場合の方法として、①施設への直接連絡等（電話、直営サイト）による予約
②ネット上や実際に店舗を構える旅行代理店を仲介しての予約、の2種類が考えられる。今回の取組では事前に国から国民に対して九州・山口各県への入域の自粛要請が発出される予定であり、これを受けて旅行者が自らホテル等の予約をキャンセルし、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているものとする。
- 避難住民の収容調整を円滑に行うためには、事前に宿泊施設に対して確認を行い、受入れの可否、受入可能な室数及び期間、一泊あたりの希望金額などを聞き取った上で、大まかな収容計画を立てておき、避難住民が避難してきた際に速やかに調整が行えるよう事前に準備をしておく。

宮崎県における検討結果

- 県が避難先連絡所運営事業者に対して委託を行い、収容調整を実施する。
- 避難先連絡所運営事業者は、避難開始前に余裕を持って宮崎市内の宿泊施設に対して聞き取りを行い、受入れの可否や、受入れに関する条件等を確認した上で、対応可能な宿泊施設の一覧データを作成する。
なお、運営事業者からの宿泊施設への聞き取りに際して、県から県ホテル旅館生活衛生同業組合に要請し、同組合から組合加盟宿泊施設に対して受入れへの協力依頼を行ってもらう。
- 一覧データの作成後、県が宮古島市から引き継いだ住民データをもとに、運営事業者がコミュニティの維持や世帯の構成等を考慮しながら、収容計画を作成する。なお、収容計画作成の結果、避難住民に対して宮崎市内宿泊施設の提供可能部屋数が不足することが判明した場合は、宮崎市に近接する自治体に所在する宿泊施設に対して追加の聞き取りを実施する。
- 避難住民の収容調整時に、事前に作成した収容計画を参考に調整を行い、世帯人員の変更等事前に把握できない情報があれば、その情報も踏まえて調整を行った上で、収容先を決定する。

収容施設の供与に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|----------------|-------------------------------------|
| 宮崎県 | ・ 国及び沖縄県との連絡・調整 ・ 収容施設の供与に係る総合調整 |
| 避難先連絡所運営事業者 | ・ 収容計画の作成及び収容調整の実施 |
| 宿泊施設 | ・ 宿泊施設の提供（飲料水・食事の提供を含む） |
| 県ホテル旅館生活衛生同業組合 | ・ 宿泊施設への協力要請 |

実施手順

避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、県ホテル旅館生活衛生同業組合に対し、組合加盟宿泊施設に対して受入れに関する協力要請を行うよう依頼する。
- ② 県ホテル旅館生活衛生同業組合は、県からの依頼に基づき、組合加盟宿泊施設に対して受入れへの協力要請を行う。
- ③ 避難先連絡所運営事業者は、宿泊施設に聞き取りを行った上で、別途県から提供される避難住民の情報をもとに、収容計画を作成する。なお、収容計画の作成に当たっては、以下の点に留意する。

| 区分 | | 留意事項 |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 世帯構成人数 | 単身 | 1人につき1部屋を割り当て（相部屋にしない） |
| | 複数 | 原則同室。別室となる場合は、可能な限り隣り合う部屋を割り当て |
| 配慮対象 | 高齢者、障害者 | エレベーターの側など、可能な限り移動しやすい動線が確保できる部屋を割り当て |
| | 乳幼児 | 保護者との添い寝などに配慮した部屋を割り当て |

実施手順（続き）

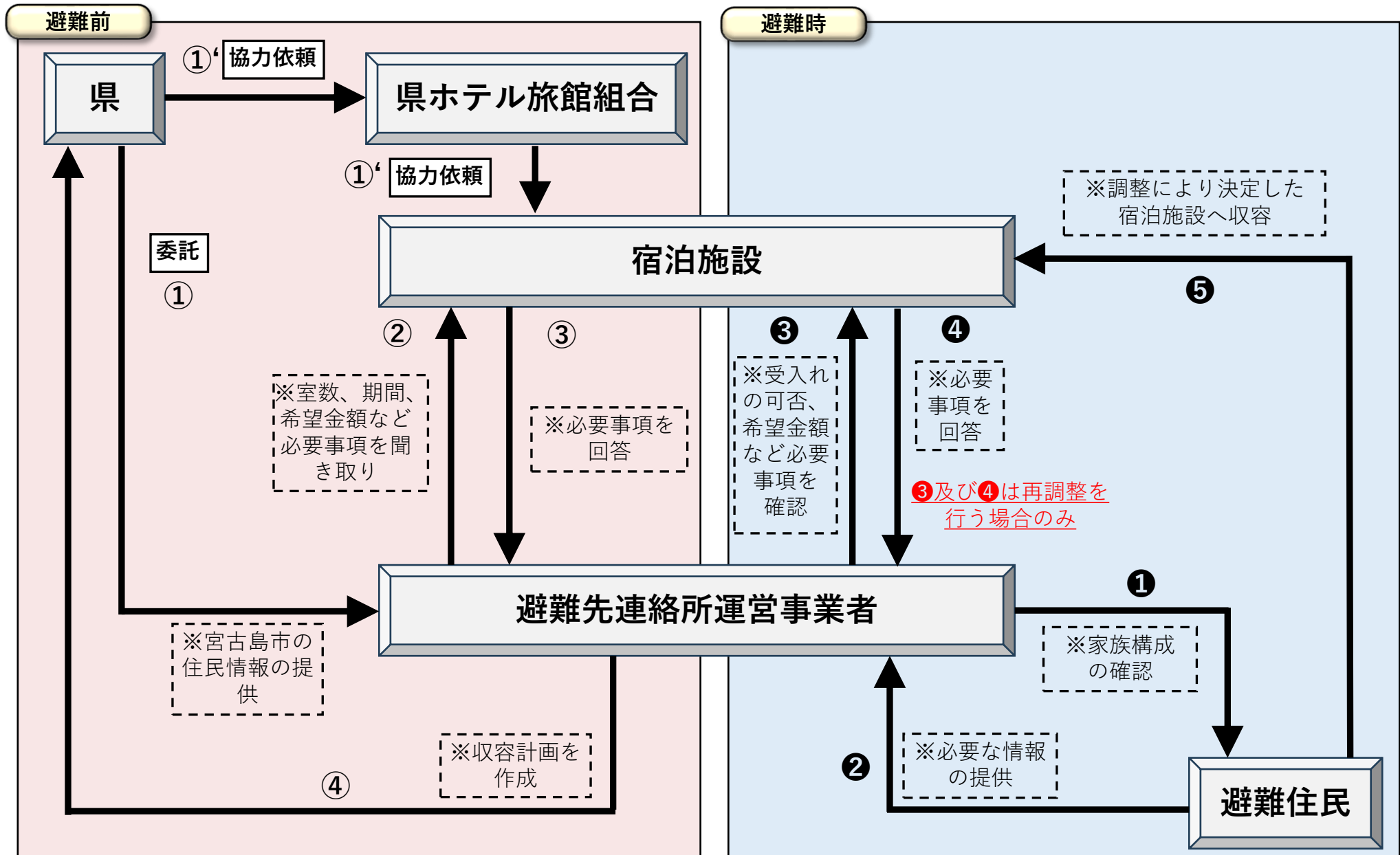
避難前

- ④ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、関係者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。
- ⑤ 運営事業者は、収容計画の対象となっている宿泊施設へ連絡を行い、計画の対象となっている部屋を避難当日から確保してもらうよう依頼する。
- ⑥ 宿泊施設は、運営事業者からの依頼を受けて、対象となる部屋を確保する。

避難時

- ① 運営事業者は、避難先連絡所において収容調整を行う。
- ② 事前に住民情報の提供を受けた時点から、出産による家族構成の変化や体調の悪化など追加の配慮が必要となる避難住民がいる可能性もあるため、収容調整時に、改めて家族構成や状態を確認し、変更がなければ、事前に作成した収容計画をもとに宿泊施設を決定する。
- ③ 追加の配慮が必要となる避難住民がいた場合は、それを踏まえて再度収容先の宿泊施設を検討し、候補となる宿泊施設と調整を行って了承が得られれば、収容を決定する。
- ④ なお、避難当日に調整が完了しなかった場合、避難住民は近くの宿泊施設へ一時宿泊し、翌日に調整を再開する。

宿泊施設との収容調整スキーム



宮古島市より事前に提供を受ける住民情報について

考え方

- 避難住民の状況の事前把握及び収容計画の作成のため、避難開始の少なくとも2か月前までに、住民情報の提供を受ける想定とする。
- 提供に際しては、基本的な事項だけでなく、介護や障害等の状況、世帯外ではあるが日頃から支援を行っている者が居る場合は同じ宿泊施設に収容する可能性もあるため、そういった要配慮事項についても提供を受け、収容計画に反映させる。

宮古島市より提供を受ける住民情報の内容

| 基本事項 | | | | | | | | | |
|------|--------|-------|------|----|----|------|----|----|------------------------|
| 管理番号 | マイナンバー | 避難元住所 | 小学校区 | 地区 | 氏名 | ふりがな | 性別 | 年齢 | 世帯主の管理番号 (世帯主でない場合) |

| 避難元での 職業 | 連絡先① | | | | 連絡先② | | | |
|-------------|------|-----|------|--------|------|-----|------|--------|
| | 携帯 | メール | 管理番号 | 本人との関係 | 携帯 | メール | 管理番号 | 本人との関係 |
| | | | | | | | | |

| 要配慮事項 | | | | | | | | |
|--------|-------|--------|---------|---------|-------|-----------------|----------------------|--------|
| 要配慮の有無 | 介護の状況 | 認知症の状況 | 身体障害の状況 | 精神障害の状況 | 持病の状況 | その他配慮が 必要な事由 | 世帯外で近くの収容を必要とする 者 | |
| | | | | | | | 管理番号 | 本人との関係 |
| | | | | | | | | |

※あくまで一案であり、今後の検討の進捗により変更の可能性あり。

【③食品・飲料水の調達・提供】

検討の前提及び想定

- 国民保護法では避難住民に対して金銭を支給することができるものの、国からの指示により、今回の要領策定においては、避難住民に直接食品及び飲料水を提供する「現物支給」に限って検討を行う。
- 食品については、レストランなど食材を調理し提供できる設備を有する宿泊施設においては、可能な限り当該設備を用いて避難住民に対して食事を提供してもらう。ただし、宿泊施設の中には、レストランなどの設備がない施設や、レストランはあっても、3食全てを提供することはできない施設も存在するため、不足する分については、弁当を提供する。
- 高齢者の軟食及び乳幼児の離乳食については、調理主体の確保が困難なことから、小売事業者から調達するレトルトパックを提供する。
- 飲料水については、平時においても各宿泊施設の中には宿泊者に対してペットボトル飲料水を提供している施設が存在することから、可能な範囲で各宿泊施設から避難住民へ提供してもらい、不足する分については県が調達を行い、避難住民へ提供する。

宮崎県における検討結果

- 食品については、レストランなどの宿泊施設内の設備を用いた提供を基本とし、不足する分については、県仕出し弁当協会から弁当を調達し、提供する。また、宿泊施設の中には、設備はあっても対応可能な人数に限りがある施設も存在することから、そういった宿泊施設に対しては、例えば避難している住民のうち半数をレストラン、半数を弁当とし、日によって入れ替えるなど、可能な限り設備を活かせるよう柔軟に対応する。
(※災害時のように炊き出しを行う方法についても検討したが、宿泊施設にいる避難住民が食事のたびに炊き出し会場まで移動する負担を考慮し、宿泊施設において食事を提供する想定としている。)
- 宿泊施設ごとの弁当の必要数の確認及び発注については、運営事業者が各宿泊施設に対して翌日の各食の必要提供数を聞き取って県仕出し弁当協会に発注し、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合が各宿泊施設へ配送を行う。
なお、弁当の献立作成には県の管理栄養士も参画し、可能な限り避難住民の栄養バランスに配慮する。
- 軟食及び離乳食については小売事業者から調達し、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合が避難先連絡所から宿泊施設への個別配送を行う。
- 飲料水については、平時において各宿泊施設が宿泊者に対して提供している仕組みを可能な限り活用することとし、不足する分は、県が小売事業者から調達し、避難先連絡所内の物資拠点において提供する。

食品・飲料水の調達・提供に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|-----------------|--|
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none">・国及び沖縄県との連絡・調整・食品及び飲料水の提供を行う各機関との総合調整 |
| 避難先連絡所運営事業者 | <ul style="list-style-type: none">・宿泊施設毎の必要弁当数の確認及び弁当協会への発注・避難先連絡所におけるペットボトル飲料水の在庫管理及び小売事業者への発注 |
| 宿泊施設 | <ul style="list-style-type: none">・レストラン等の既存設備を活用した食品の提供・県仕出し弁当協会が運搬する弁当の提供・飲料水の提供 |
| 県仕出し弁当協会 | <ul style="list-style-type: none">・弁当の製造 |
| 赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合 | <ul style="list-style-type: none">・弁当、軟食及び離乳食の宿泊施設への配送 |
| 小売事業者 | <ul style="list-style-type: none">・軟食、離乳食及びペットボトル飲料水の調達及び避難先連絡所までの運搬 |

実施手順

避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、県仕出し弁当協会に対して避難住民へ弁当を提供する可能性が生じたことを、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合に対して弁当等を配送する可能性が生じたことを速やかに伝達し、弁当の提供に向けた調整を開始する。
- ② 上記に合わせ、飲料水の提供を委託する小売事業者の選定を開始する。選定の条件としては、ある程度まとまった数量を確保可能な事業者であり、かつ、後述の生活必需品と一体となった提供が可能な事業者とする。
- ③ 小売事業者の選定後、飲料水の提供に向けた協議を開始するとともに、住民避難の開始までに避難先連絡所への飲料水の運搬を完了させる。
- ④ 運営事業者は、宿泊施設の収容計画を作成する際に、宿泊施設に対してどの程度食事が提供できるかを確認するとともに、可能な範囲での飲料水の提供を依頼する。

実施手順（続き）

避難前

- ⑤ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、関係者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。
- ⑥ 運営事業者は、避難当日に各宿泊施設で必要となる弁当、軟食及び離乳食の数を見込み、あらかじめ弁当協会及び小売事業者へ発注を行う。

避難時

<通常の食事>

- ① 宿泊施設及び弁当協会は、避難住民に対して食品の提供を行う。
- ② 運営事業者は、各宿泊施設へ聞き取りをおこなった上で、翌日の朝昼晩に必要な数量を、前日の夕方に弁当協会へ発注する。弁当協会は、受注した数量を翌日に製造し、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合が製造場所から宿泊施設へ配送する。
- ③ 宿泊施設は、可能な範囲で飲料水を提供する。
- ④ 運営事業者は、不足する分の飲料水を避難先連絡所において避難住民へ提供する。なお、避難先連絡所における飲料水の在庫管理は運営事業者が行うこととし、必要に応じて小売事業者へ追加発注を行う。
- ⑤ 小売事業者は、運営事業者から発注を受けた場合は、速やかに飲料水を調達し、避難先連絡所へ運搬する。

<軟食及び離乳食>

- ① 小売事業者から調達を行い、運営事業者が避難住民に対して提供を行う。
- ② 運営事業者は、各宿泊施設へ聞き取りをおこなった上で、避難先連絡所において数日分の数量を用意し、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合が避難先連絡所から宿泊施設へ配送する。
- ③ 避難先連絡所における在庫管理は運営事業者が行うこととし、必要に応じて小売事業者へ追加発注を行う。

食品の提供パターン

朝食



パターン①

3食とも
レストラン

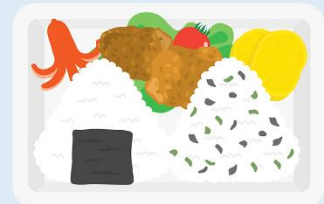
パターン②

レストランと
弁当の併用

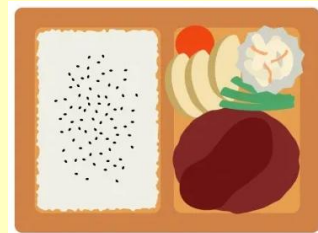
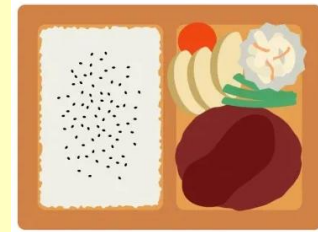
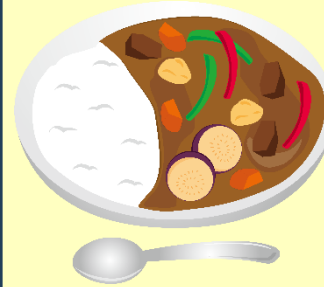


パターン③

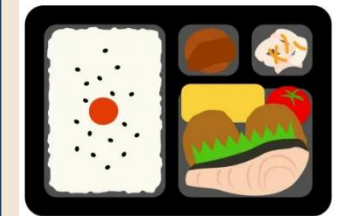
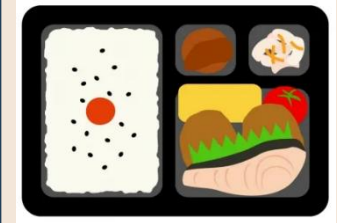
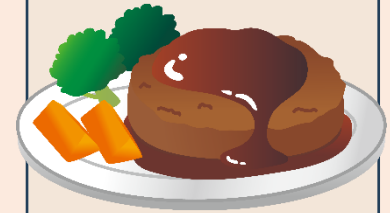
3食とも
弁当



昼食

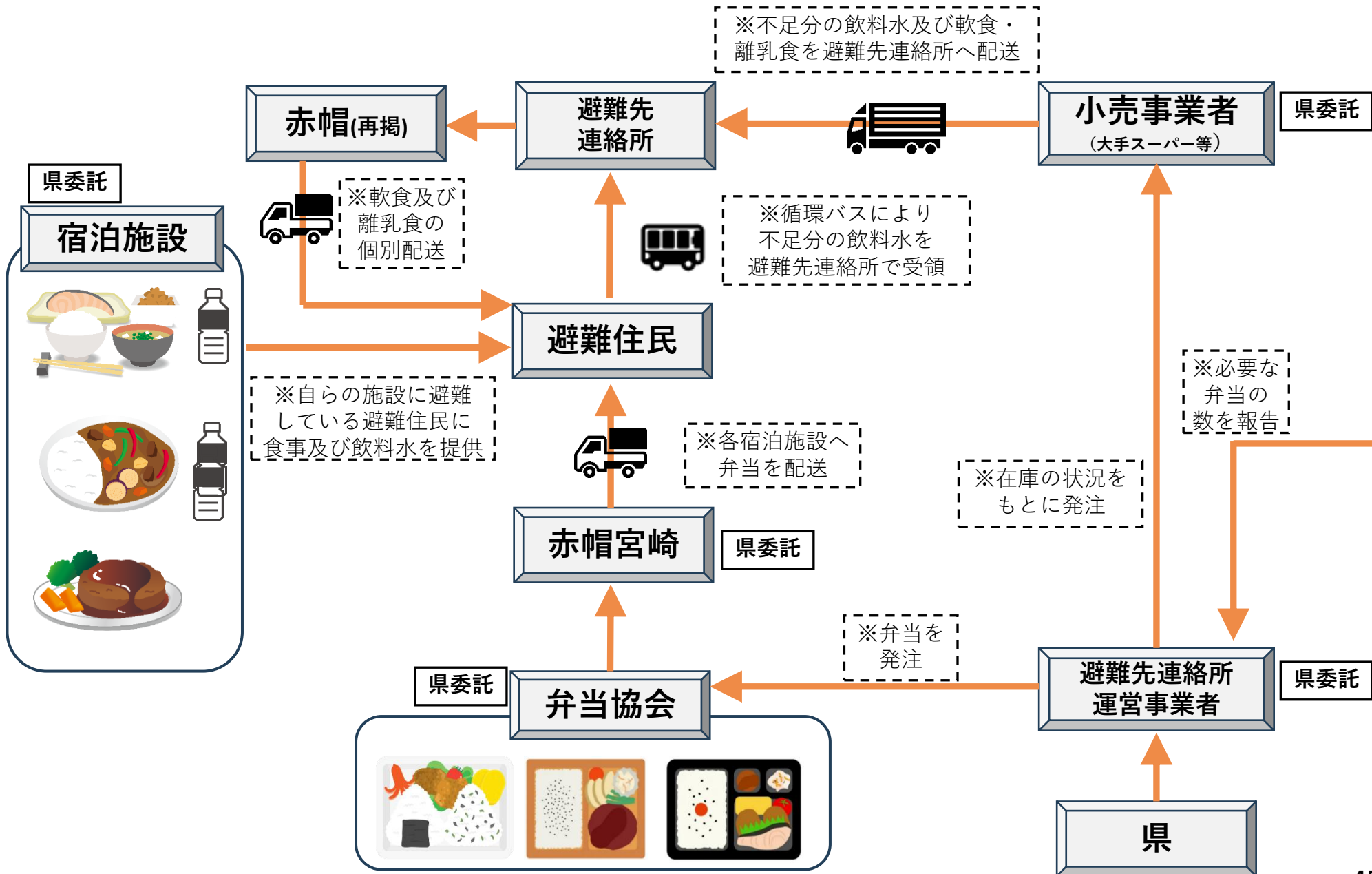


夕食



※各宿泊施設の設備等を考慮して決定

食品及び飲料水の提供スキーム



避難住民にとって満足度の高い食事の提供について（新規）

前提

- 本県における食事の提供は、宿泊施設での提供を基本とし、不足する分については、県仕出し弁当協会が製造する弁当を提供する想定としている。
- 検討に当たり、国からは以下の点について検討するよう依頼されている。
 - ・満足度の高い食事の提供方法（冷凍弁当、セントラルキッチン方式、キッチンカーなど）
 - ・アレルギー、高齢者、乳幼児、宗教等の要配慮者に対応した特別食の提供方法
 - ・満足度の高い食事及び特別食を提供するために必要な費用

※国からの依頼を踏まえ、本県において関係事業者とヒアリング・協議した結果は次のとおり。

県仕出し弁当協会

【提供可能食数】

○朝・昼・夕食ともに3,000食程度（※昼と夕だけなら4,000食程度）

【1食あたりの提供単価（税込）】

| | 朝 | 昼 | 夕 |
|--------|--------|--------|--------|
| 通常食 | 880円 | 990円 | 1,100円 |
| アレルギー食 | 1,056円 | 1,188円 | 1,452円 |

※提供可能食数及び提供単価については、あくまでもヒアリング時点の概算値

【アレルギー・宗教への対応】

- 法律上表示義務のある8品目（えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生）全てを除いた弁当の製造は可能だが、個別のアレルギーに対応した弁当の製造は困難。
- 特定の宗教に配慮した製造も困難。

【子ども・高齢者への対応】

- 子ども用弁当を別途製造すると全体の生産能力が低下するため、大人用弁当を必要な分食べてもらうのが現実的。
- 高齢者の軟食について、協会での対応は困難なため、別途県での検討が必要。

【弁当の配送】

- 生産能力の最大化のため、別途県での検討が必要。

冷凍弁当製造事業者

【提供可能食数及び1食あたりの提供単価（税込）】

- 仮定の話に対する具体的な回答は困難。

【アレルギー・宗教・子ども・高齢者への対応】

- 対応不可。

【冷凍弁当の配送】

- 冷凍弁当の保管拠点（近畿地方）からの弁当の配送について、別途県での検討が必要。

【冷凍弁当の保管】

- 県内へ搬送された冷凍弁当を避難住民に配るまでの間の冷凍保管場所について、別途県での検討が必要。

県トラック協会

【弁当の配送】

- 冷凍弁当の保管拠点（近畿地方）からの県内の冷凍保管場所までの配送は可能だが、加盟事業者の種別上、保管場所からの避難住民への配送及び弁当協会が製造する弁当の配送は困難。

赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合

【弁当の配送】

- 県仕出し弁当協会が製造する弁当及び県内の冷凍保管場所で保管している冷凍弁当の宿泊施設への配送は可能。

【④生活必需品の調達・提供】

検討の前提及び想定

- 国民保護法では避難住民に対して金銭を支給することができるものの、国からの指示により、今回の要領策定においては、避難住民に対して直接生活必需品を提供する「現物支給」に限って検討を行う。
- 生活必需品の内容として、まずシャツなどの外衣や下着、靴下などの「衣料品」、ついで歯ブラシやカミソリ、紙おむつ、生理用品などの「日用品」が必要になるものとする。
- このほかにも、個人の嗜好や生活スタイルにより生活必需品の内容は異なることが想定されるが、全てのニーズに対応した生活必需品を避難当初の段階から揃えることは困難であり、可能な範囲で対応する。
- 生活必需品の提供方法について、物資拠点で提供する方法と、各収容施設へ配送する方法が考えられるが、各収容施設へ配送する方法は、収容施設の数が多いことから、細かな補充に対応できず、かえって避難住民の利便性を損ねる可能性が高いため選択しない。

宮崎県における検討結果

- 提供する生活必需品については小売事業者から調達することとし、調達する内容については、あらかじめ県と小売事業者で協議を行い、提供可能リストを作成した上で、避難当初においては、当該リストから必要と想定される物資を選択し、調達を行う。なお、避難住民の個別のニーズについては、避難住民からの要望をもとに、可能な限り対応していく。
- 避難先連絡所への物資の配送は、小売事業者が行う。
- 提供は避難先連絡所内の物資エリアにおいて行うこととし、避難住民が必要に応じて物資を取りに来る方法をとる（まずは避難当初の避難先連絡所到着時に物資を受領し、その後、不足分を必要に応じて取りに来る）。なお、障害者やADLが低下した高齢者等の要配慮者に対しては、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合が宿泊施設への個別配送を行う。
- ストーマ用品については、ストーマ用品取扱事業者又は日本オストミー協会宮崎県支部から調達することとし、避難先連絡所までの配送は、ストーマ用品の在庫状況等に応じて、両者が連携して行う。
- 避難先連絡所での品出し、欠品補充等の在庫管理、小売事業者等への追加発注等の業務は、避難先連絡所の運営を委託する民間事業者が行う。

生活必需品の提供に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|-------------------------------|---|
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none">・国及び沖縄県との連絡・調整・生活必需品の調達・提供に係る各機関との総合調整 |
| 避難先連絡所運営事業者 | <ul style="list-style-type: none">・避難住民への生活必需品の提供・生活必需品の在庫管理及び必要数の発注・避難住民からの個別ニーズへの対応検討 |
| 小売事業者 | <ul style="list-style-type: none">・生活必需品の調達及び避難先連絡所までの運搬 |
| ストーマ用品取扱事業者 日本オストミー協会宮崎県支部 | <ul style="list-style-type: none">・ストーマ用品の調達及び避難先連絡所までの運搬 |
| 赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合 | <ul style="list-style-type: none">・避難先連絡所から要配慮者が宿泊する宿泊施設への個別配送 |

実施手順

避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、速やかに小売事業者の選定を開始する。選定の条件として、ある程度まとまった数量を確保可能な事業者であり、かつ、前述の飲料水と一体となった提供が可能な事業者を想定する。また、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合に対して、要配慮者へ個別配送を行う可能性が生じたことを速やかに伝達し、調整を開始する。
- ② 県は、上記に合わせ、ストーマ用品取扱事業者及び日本オストミー協会宮崎県支部に対して避難住民へストーマ用品を提供する可能性が生じたことを速やかに伝達し、提供に向けた調整を開始する。
- ③ 小売事業者の選定後、生活必需品の提供に向けた協議を開始し、提供可能な物資のリストを作成する。

実施手順（続き）

避難前

- ④ 県は、当該リストの中から、避難当初に必要なと想定される物資の必要量を見込んであらかじめ小売事業者へ発注を行い、小売事業者は住民避難までに避難先連絡所への物資の運搬を完了させる。
- ⑤ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、関係者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

避難時

- ① 運営事業者は、避難先連絡所において避難住民に対し生活必需品の提供を行う。
- ② 在庫管理は運営事業者が行うこととし、必要に応じて小売事業者等へ追加発注を行う。
- ③ 避難住民からの個別の要望については運営事業者が聞き取りを行った上で県及び小売事業者等と協議を行い、対応を検討する。
- ④ 赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合は、要配慮者への個別配送を行う。

主な生活必需品の調達方法等

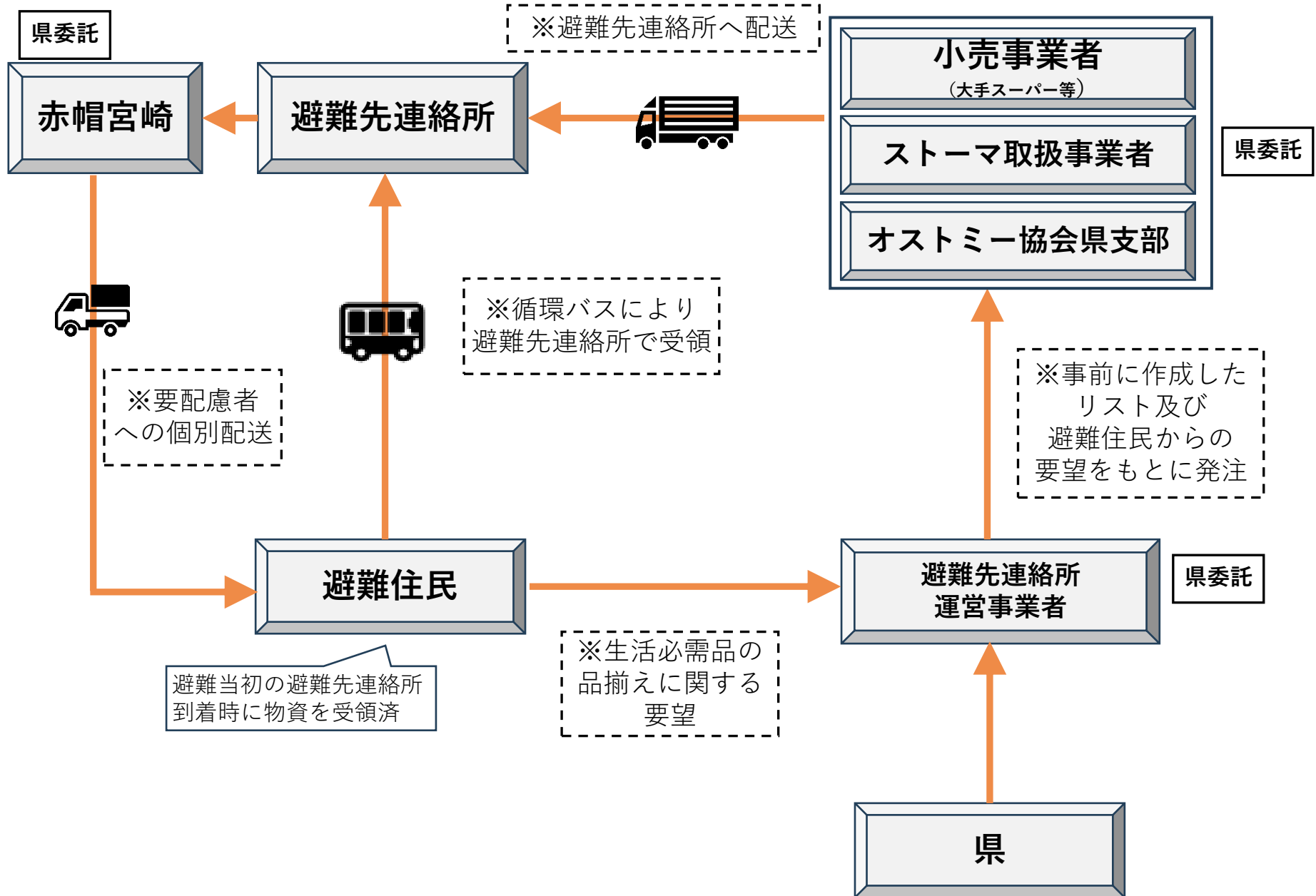
| 必要な物資 | | 調達先 | 運送事業者 | 保管場所 | 提供場所 | 提供方法 | 頻度・タイミング | 在庫確認方法 |
|--------------|--------------------------|------------------|------------------|--------------|-------------|---|--------------------------------------|--|
| 飲料水 | 水 | 宿泊施設提携事業者及び小売事業者 | 宿泊施設提携事業者及び小売事業者 | 宿泊施設及び避難先連絡所 | 宿泊施設・避難先連絡所 | 宿泊施設及び避難先連絡所の物資拠点にて提供 | 避難当初及び避難後に必要に応じて避難住民が宿泊施設及び避難先連絡所で受領 | 宿泊施設及び避難先連絡所運営事業者が随時在庫確認を行い、必要に応じて追加発注 |
| 被服、寝具及び身の回り品 | タオルケット、毛布、布団等の寝具 | 小売事業者 | 小売事業者 | 避難先連絡所 | 避難先連絡所 | 避難先連絡所の物資拠点にて提供 (※要配慮者には宿泊施設への個別配送で対応) | 避難当初及び避難後に必要に応じて避難住民が避難先連絡所で受領 | 避難先連絡所運営事業者が随時在庫確認を行い、必要に応じて追加発注 |
| | 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 | | | | | | | |
| | タオル、靴下、靴、サンダル、傘等 | | | | | | | |

主な生活必需品の調達方法等

| 必要な物資 | | 調達先 | 運送事業者 | 保管場所 | 提供場所 | 提供方法 | 頻度・タイミング | 在庫確認方法 |
|-------|---|---|---|--------|--------|---|--------------------------------|----------------------------------|
| 日用品 | 石鹸、歯磨用品、カミソリ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、おむつ（大人・こども）、哺乳瓶、粉ミルク、生理用品、マスク、手提げぶくろ等、ストーマ用品 | 小売事業者（※ストーマ用品については、ストーマ用品取扱事業者又は及び日本オストミー協会宮崎県支部） | 小売事業者（※ストーマ用品については、ストーマ用品取扱事業者又は及び日本オストミー協会宮崎県支部） | 避難先連絡所 | 避難先連絡所 | 避難先連絡所の物資拠点にて提供 （※要配慮者には宿泊施設への個別配送で対応） | 避難当初及び避難後に必要に応じて避難住民が避難先連絡所で受領 | 避難先連絡所運営事業者が随時在庫確認を行い、必要に応じて追加発注 |
| 充電器具 | USB充電器、マルチ電源タップ | | | | | | | |
| 食器 | 茶碗、皿、箸等の食器 | | | | | | | |
| 雨具 | 傘、合羽 | | | | | | | |
| 季節用品 | 電気毛布（宿泊施設の部屋が寒い場合に使用） | | | | | | | |

※沖縄県側では、航空機搭乗時の手続き円滑化等の観点から、避難住民の手荷物は「バッグ（3辺の和が100cm以内）＋身の回り品（ハンドバッグ、傘など座席下に収納できるサイズのもの）であって、合計重量が10kg以下のもの」と統一しており、長期避難に必要な荷物は別送する方向で検討が行われている。

生活必需品の提供スキーム



【⑤避難者の健康管理】

検討の前提及び想定

- 自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、今回の要領では、武力攻撃予測事態において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生していない。
- 宮崎県を含む九州・山口各県は平時の状態であり、県内の医療機関も通常どおりの診療を行っている。
- 一方で、避難住民は県内の医療機関の情報を全く知らないため、診療科ごとの医療機関の住所等や休日当番医などの情報を提供することが必要である。
- 入院患者等の要配慮者の避難については、「3 要配慮者の受入れ調整」で検討。

宮崎県における検討結果

- 避難先連絡所到着時に、基礎疾患がある方や避難のストレスなどによる不安や体調不良を訴える方などで、健康相談を希望する避難住民に対して、医師や保健師等による健康相談を実施する。
 - 体制は、県及び市の保健所や宮崎市内の病院等の医療従事者を中心に構成する。
- 避難先の宿泊施設へ移動後は、保健師等による健康相談窓口を設け、希望者からの相談対応を行う。
 - また、相談対応時に継続したケアが必要と判断した場合、必要に応じて医療機関の案内を行う。
 - 体制は、県及び市の保健所や医療機関、関係団体で構成する。
- 避難住民への県内医療機関の情報提供手段として、厚生労働省が所管している「医療情報ネット」を避難住民へ周知する。なお、ネット通信の手段を持たない避難住民のために紙媒体の一覧表も用意し、希望者へ配布する。
- 慢性疾患のうち、病院での透析が必要な避難住民については、県と関係団体が連携し、受入れ可能な医療機関を事前に調整の上、案内する。
- 避難完了後、避難住民は必要に応じて県内の医療機関を受診する。なお、その際の実受診は通常の医療保険制度を利用して行う。

避難者の健康管理に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|-------------|---|
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none">・ 国及び沖縄県との連絡・調整・ 避難者の健康管理に係る各機関との総合調整・ 医療従事者の派遣調整 |
| 宮崎市 | <ul style="list-style-type: none">・ 保健師の派遣 |
| 病院等関係団体 | <ul style="list-style-type: none">・ 医療従事者の派遣・ 透析等患者の受入れ調整 |
| 避難先連絡所運営事業者 | <ul style="list-style-type: none">・ 健康相談の補助的業務（健康相談の所見入力等） |

実施手順

避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、医療従事者の派遣調整に係る医師等（以下「派遣調整医師等」という。）に対して、避難先連絡所における健康相談を実施する可能性が生じたことを、宮崎市に対して、保健師の派遣が発生する可能性が生じたことを速やかに伝達し、派遣に向けた調整を開始する。
- ② 県は、上記に合わせ、関係団体に対して透析患者の受入れを行う可能性が生じたことを速やかに伝達し、受入れに向けた調整を開始する。
- ③ 県は、医療従事者の派遣に関する調整が完了した時点で、医師、看護師及び保健師の派遣者リスト及びシフト表を作成し、関係者間で共有を行う。
- ④ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、派遣調整医師等、関係者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、受入準備を開始する。

実施手順（続き）

避難時

- ① 県及び運営事業者は、避難先連絡所において、希望者に対して医師及び保健師等による健康相談対応を行う。
- ② 運営事業者は、健康相談の際に補助者として運営事業者のスタッフを配置する。同スタッフは、医師及び保健師等が健康相談を行った際も記録すべき所見等があった場合に、事前に提供された避難住民情報をもとに作成した避難住民データベースへの入力を行うなどの補助的業務を行う。
- ③ 避難完了後、県は、保健師等による健康相談窓口を設け、希望者からの相談対応を行う。また、相談対応時に継続したケアが必要と判断した場合、必要に応じて医療機関の案内を行う。
- ④ 県は、透析患者について、事前の調整に基づき受入先となる医療機関を案内し、順次透析を開始する。
- ⑤ 避難住民は、避難先連絡所到着時に提供される県内医療機関の情報をもとに、必要に応じて自ら医療機関を受診する。

避難先連絡所到着時

避難完了後（宿泊施設移動後）

医療

医師等による
健康相談対応

- ・提供される情報をもとに避難住民が医療機関を選択して受診（通常の医療保険制度を利用）
- ・透析患者には、受入可能な医療機関を事前に調整の上、案内

保健

保健師等による健康相談対応（必要に応じて医療機関案内）

情報提供

県内の医療機関情報の提供（医療情報ネット及び紙媒体）

避難住民の健康管理に対応する医療従事者の確保策等

確保策

【医師】

- 県は、関係団体に対し、医師派遣の調整を依頼する。
- 調整結果を受けて、県は派遣者の決定を行う。

【保健師】

- 県は、各保健所及び宮崎市保健所に対し、保健師派遣の調整を依頼する。
- 調整結果を受けて、県は派遣者の決定を行う。

【看護師】

- 県は、関係団体に対し、看護師派遣の調整を依頼する。
- 調整結果を受けて、県は派遣者の決定を行う。

勤務体制について

【勤務体制の考え方】

- 避難先連絡所においては、医師2名と保健師・看護師10名の体制とする。
- 避難完了後の電話相談窓口においては、保健師・看護師3名の体制とする（平日9時～17時対応）。

【勤務体制の作成時期】

- 県は、受入れ日程の連絡を受けてから、速やかに勤務体制表の作成を行う。
- 県は、受入れ1週間前までに、各関係機関からの回答をもとに派遣者の決定を行う。

移動中・避難先連絡所で健康状態が悪化した避難住民への対応について

【移動中に状態が悪化した場合】

- 乗務員から避難先連絡所へ連絡を行い、到着後、医師による診断を実施する。診断後、必要に応じて救急車を手配する。なお、避難先連絡所までの移動が困難な場合は、その場で救急車を手配する。

【避難先連絡所で悪化した場合】

- 医師による診断を実施し、必要に応じて救急車を手配する。
- かかりつけ医がいる場合には、事前に診断情報提供書を取得する。

【⑥通信設備の提供】

検討の前提及び想定

- 先島諸島からの住民避難については、避難住民はスマートフォンやタブレット等自らが保有する通信手段を携行して避難してくる。
- 本県を含む九州・山口各県では平時の社会経済活動等が営まれているため、携帯各社の基地局は通常どおりの利用が可能である。
- 避難先の各宿泊施設の中には、平時から宿泊客に対して施設内で使用できるWi-Fi通信環境を提供しているところもある。

宮崎県における検討結果

- スマートフォンやタブレット等の通信手段については避難住民が携行してくることを前提に、避難先連絡所及び避難先の宿泊施設においてWi-Fi環境を整備する。
- Wi-Fi環境の整備に当たっては、移動体通信事業者4社（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する、施設の躯体へ影響を与えない形で整備可能なWi-Fiネットワークの仕組みを活用する。
- 宿泊施設のうち、すでにWi-Fi環境が整備されている施設については、そちらを優先して活用する。
- スマートフォンやタブレット等の通信手段を有しない避難住民については、避難先連絡所の「避難住民の集いの場」に設置する共用パソコン及び固定電話を、宿泊施設においては宿泊部屋等の電話回線を利用してもらう。

通信設備の提供に係る実施体制及び実施手順

実施体制

| 機関名 | 役割 |
|-------------|--|
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none">・国及び沖縄県との連絡・調整・通信設備の提供に係る各機関との総合調整 |
| 移動体通信事業者 | <ul style="list-style-type: none">・通信設備の提供 |
| 宿泊施設 | <ul style="list-style-type: none">・既存のWi-Fi環境及び宿泊部屋等の電話回線の提供 |
| 避難先連絡所運営事業者 | <ul style="list-style-type: none">・宿泊施設へのWi-Fi環境の有無の確認及び宿泊部屋等の電話回線の提供依頼・避難先連絡所における共用パソコン及び固定電話の設置 |

実施手順

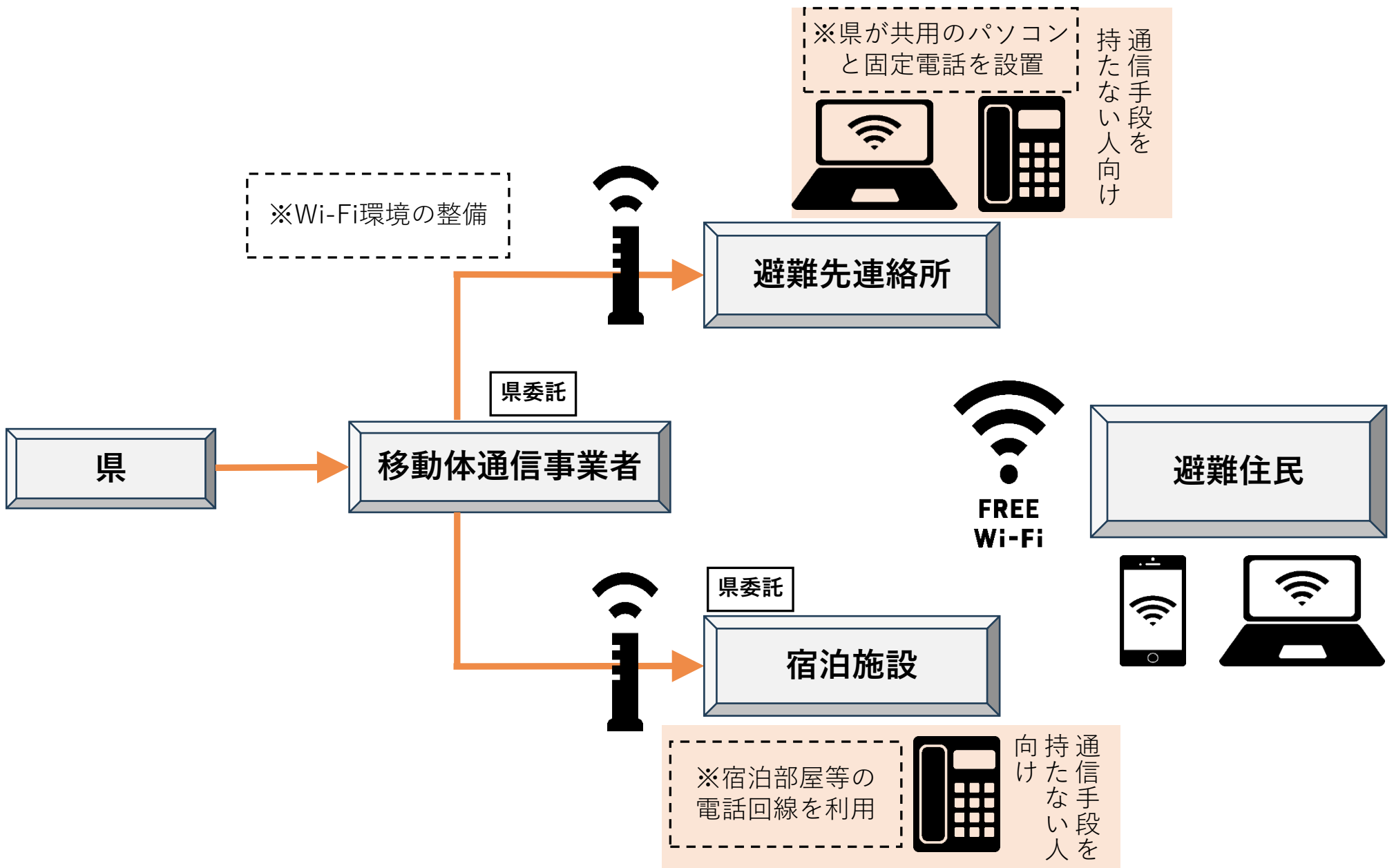
避難前

- ① 県は、先島諸島からの住民避難に係る警戒本部を設置した場合、通信設備を利用する可能性が生じたことを速やかに移動体通信事業者4社に伝達し、通信設備の提供に向けた調整を開始する。
- ② 上記に合わせ、運営事業者は、宿泊施設の収容計画作成時に、宿泊施設に対してWi-Fi環境の有無の確認及び宿泊部屋等の電話回線の提供依頼を行う。加えて、避難先連絡所での共用パソコンと固定電話設置の手配を行う。
- ③ 調整の結果、通信設備の提供が可能と回答した移動体通信事業者に対し、避難先連絡所及び収容計画の対象となった宿泊施設のうちWi-Fi環境を有しない宿泊施設へのWi-Fi環境の設置を依頼する。
- ④ 県は、先島諸島からの住民避難に係る対策本部を設置した場合、関係者に対し、住民避難が開始される旨を速やかに伝達し、準備を行う。

避難時

- ① 移動体通信事業者、運営事業者及び宿泊施設は、避難先連絡所及び宿泊施設にて、避難住民に対してWi-Fi環境及び宿泊部屋等の電話回線による通信を提供する。
- ② 県が移動体通信事業者への委託により導入するWi-Fi環境については、避難先連絡所において避難住民へID及びパスワードを提供し、速やかな利用開始に努める。

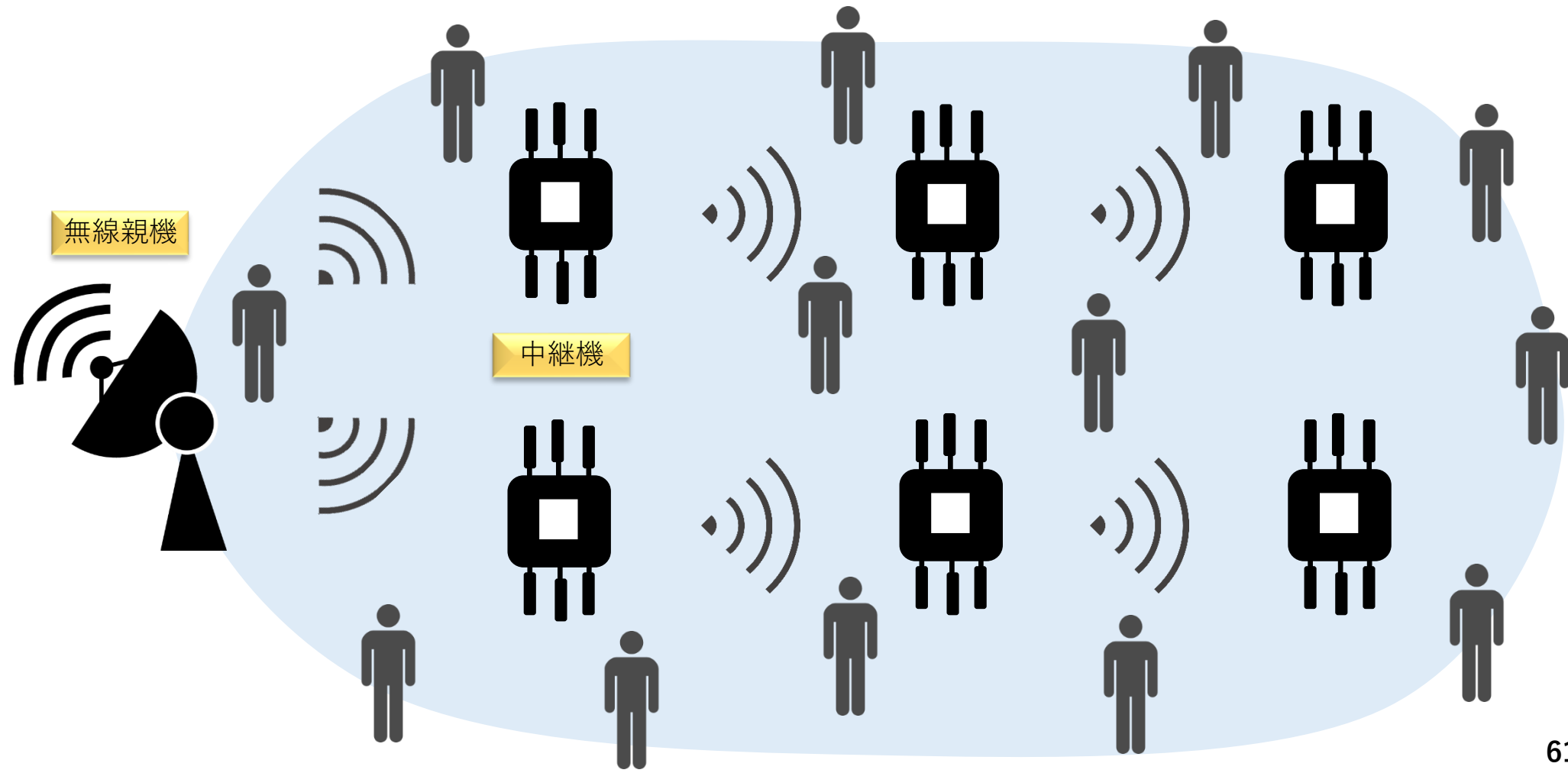
通信設備の提供スキーム



Wi-Fi環境の一例（マルチホップを使用した通信環境の確保）

マルチホップについて

- 複数の中継機を連携させてデータを中継することにより、広範囲の通信環境の確保を可能とするネットワーク技術。
- 中継機ごとの通信範囲は機器によって異なるが、施設の躯体に影響を与えない形での導入が可能。



【その他】避難先連絡所等と収容施設を結ぶ循環バスの運行

検討の前提及び想定

- 宮崎県は公共交通機関がそこまで発達しておらず、避難住民は自家用車を運搬して避難してくることはできないため、各宿泊施設から避難先連絡所へ生活必需品を取りに行く等の際の交通手段が課題となる。
- また、避難完了後も避難住民同士のコミュニティを維持していく観点からも、ホテルや避難先連絡所を経由する交通手段が必要である。

宮崎県における検討結果

- 避難住民のコミュニティの維持と利便性向上の観点から、避難完了後に、避難先連絡所等と各宿泊施設を経由する循環バスの運行を以下のとおり実施。

<運行期間>

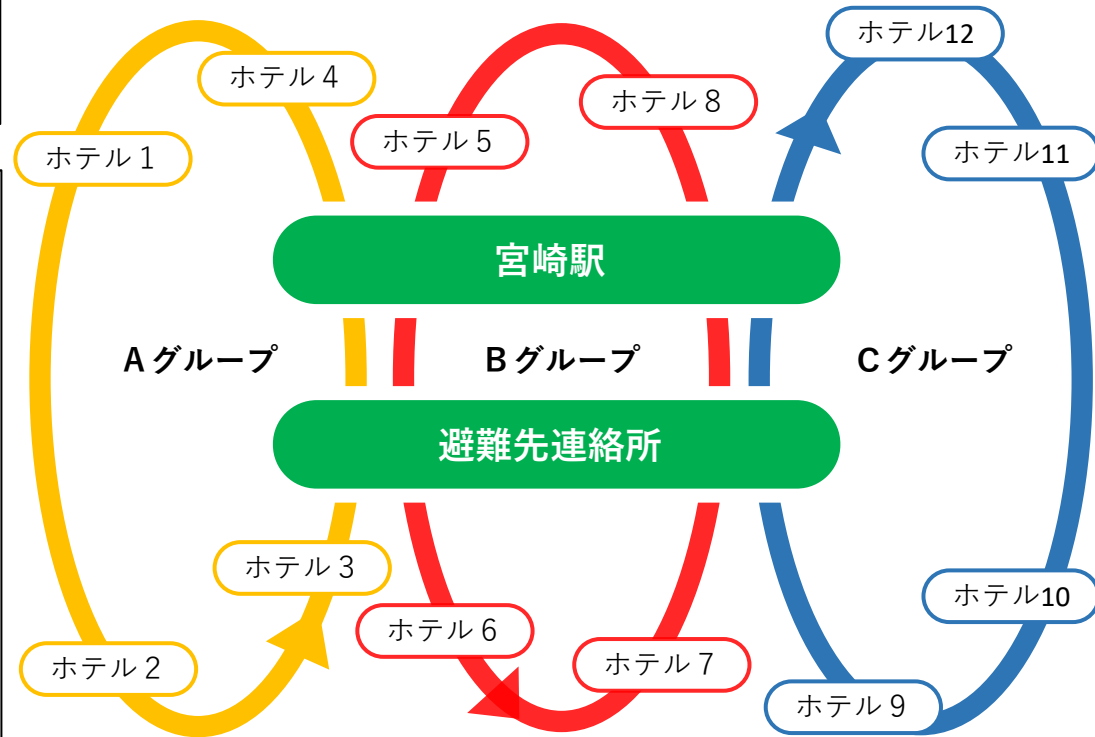
避難当初の約1か月間とし、それ以降に運行するかについては、今後の検討状況をもとに判断。

<運行ルート>

避難住民の利便性向上及び運行効率化の観点から、各収容施設を地域ごとにグループ分けし、各グループの中で循環するルートを作成する。また、経由地として避難先連絡所のほかに宮崎駅を設定することにより、買い物等の利便性を向上させるとともに、他グループのルートへの乗り換えを容易にすることで、コミュニティの維持を図る。

※循環バスの運行については、交通事業者への委託を想定

循環バス運行イメージ



路線バス及びコミュニティバス利用の検討

- 避難生活においては、生活必需品以外の買い物や病院の受診、金融機関等での手続きなどが必要になることが想定されるため、循環バスとは別に、交通事業者が運営する路線バスや、自治体が運営するコミュニティバスの利用を検討する。



コミュニティバス



一般路線バス

【その他】生活相談窓口の設置

検討の前提及び想定

- 宮古島市から避難してきた避難住民にとって、宮崎市（あるいは同市に近接する自治体）は全く土地勘のない場所であり、日常的な買い物1つとっても、自分の欲しいものがどこに行けばあるのか、どんな施設があるのかを知らない。
- また、公共交通機関の種類やゴミの分別の仕方、宮古島市とは異なる地域慣習など、避難住民が避難生活を送る上で必要な知識等について相談できる場が必要である。

宮崎県における検討結果

- 避難先連絡所において、避難住民を対象とした相談窓口を以下のとおり設置する。

<設置期間>

本計画の検討範囲である避難当初の約1か月間とし、それ以降に設置を継続するかについては、今後の検討状況をもとに判断。

<設置場所>

避難先連絡所での対面及び電話での受付。

<相談内容>

主に右イメージのような市内での生活に根ざした相談への対応を実施。

<実施体制>

県職員及び市職員並びに避難先連絡所運営事業者スタッフにより実施。

宮古島市との役割分担

- 県では、上記のとおり市と連携して避難住民が本県で生活していく上での困りごとや問い合わせ等に対応する窓口を設置予定。
- 一方で、例えば児童虐待やDV、自殺対策といった、これまで宮古島市で対応を行ってきた分野に関する相談対応については、宮古島市の役場機能が本県へ移転してくる想定であることから、引き続き宮古島市に対応してもらう想定とし、今後、宮古島市と協議を行っていく。

生活相談のイメージ

ごみの分別方法を
教えてほしい

目的地に行くのに
利用可能な
交通手段は？

市内には
どんな公共施設が
あるのか？

こどもを公園で遊ば
せたいけど、近くに
いい公園はないか？

市内にある
大きな商業施設を
教えて欲しい

【① 輸送手段の確保】

● 避難住民の受け渡しの検討の具体化

- ・ 今年度は沖縄県から示されたフライトスケジュールをもとに輸送バスの運行スケジュールを作成しているが、鹿児島空港における避難住民の受渡しの場所や受け渡しの確認方法が未整理となっている。
- ・ 今後これらの項目が詳細に示された時点で、沖縄県と具体的な検討を行う必要がある。

【② 収容施設の供与】

● 国が行う自粛要請によって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償

- ・ 今回の要領では、住民避難の開始に先立ち、避難を円滑に進めるため、国から国民に対して九州・山口各県への入域の自粛要請を发出する想定であるが、それによって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償などの考え方が国から示されていないため、今後、国と議論していく必要がある。

【③ 食品・飲料水の調達・提供】

● 食事の提供の方法

- ・ 現時点では、現物支給のみに限定して検討を行っているが、今回の取組の前提事項として、九州・山口各県では平時の社会経済活動等が営まれており、飲食店も営業していること。また、現物支給の検討を行う中で、アレルギーや宗教上の配慮等に関する課題も確認されていることから、これらの課題への対応や、避難住民が自らの好みにあった食事を選択でき、満足度も高い現金やクーポン等の支給について検討の対象とするよう、今後、国も含めて議論を行う必要がある。

【⑤ 避難者の健康管理】

● 詳細な住民情報の事前提供

- ・ 避難者の健康管理のうち、特に透析を必要とする避難住民については、一般的な透析の間隔が週3回であり、また、沖縄県からの避難に1日を費やすことを考慮すると、事前に県内での受入医療機関を調整しておく必要がある。
- ・ 事前に調整を行う場合、透析に必要な条件や服用中の薬などの情報が必要になるが、現時点で沖縄県側からどの程度の情報提供があるかが決定していないため、今後、沖縄県側と具体的な協議を行う必要がある。

● 健康相談における必要事項の事前把握

- ・ 避難先連絡所における健康相談をより円滑に実施するためには、医師や保健師等が事前に患者の基礎情報や主訴を把握することが重要である。ついては、避難先連絡所到着時に避難住民に聞き取るのではなく、例えば宮古島市から避難先連絡所への移動中に避難住民が専用のアプリを使用して基礎情報等を入力し、それを本県が事前に確認するといった体制の整備について、今後、国と議論していく必要がある。

【その他】

● 避難元自治体の役場機能移転の法的な位置づけと費用負担

- ・ 避難元自治体の役場機能移転は、国民保護法第75条第1項に定める「救援」の対象とはなっていないため、法的な位置づけや移転に係る費用の負担が国から示されていないため、今後、国と議論していく必要がある。



3 要配慮者の受入れ 調整

検討を進める上での前提的な事項

1 検討の目的

要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法などのプロセス及び準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

2 検討における前提事項

九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生しない。

沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

3 検討対象期間

本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

5 避難側での検討を踏まえた整理

要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、受入側において検討を進めていく。

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を次のとおり選定する。

【 モデル検討対象地域(市町村) 】

宮崎県宮崎市

No.1

要配慮者の受入れ調整に関する体制と調整フローの整理

No.1-2 要配慮者の受入れ調整にあたり最低限必要となる情報及び連携方法について

(1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関する情報を次のとおり整理した。

| 区分 | | 基礎的な情報 | 医療や介護に関する情報 |
|--------|-----------|--------|---|
| 在宅要配慮者 | 高齢者・要介護者 | 氏名 | ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、要介護区分 |
| | 身体障害者 | 年齢 | ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 身体障害者手帳 |
| | 知的障害者 | 性別 | ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 療育手帳 |
| | 精神障害者 | 生年月日 | ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 精神障害者保健福祉手帳 |
| | 外来人工透析 | 住所 | 医療情報(透析の種類(血液透析/腹膜透析)、かかりつけ施設名・連絡先、透析スケジュール(曜日・時間帯)、透析条件(透析時間、除水量、穿刺部 位など)、服薬情報(お薬手帳)、医師の指示書(災害時対応含む)・生活支援情報(食事制限(カリウム・塩分・水分の管理)、災害時の食事対応(避難所での食事調整)、水分摂取量の管理(過度な制限は危険)、衛生管理(穿刺部の消毒、感染症対策)) |
| | 在宅酸素患者 | 緊急連絡先 | 主な疾患名、症状・状態 投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) |
| | 在宅人工呼吸器患者 | | 主な疾患名、症状・状態 投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) |
| | 妊産婦 | | 妊娠週数、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) |
| 社会福祉施設 | 高齢者施設入所者 | | ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 要介護区分 行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) |
| | 障害者施設入所者 | | ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 障害者手帳 行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) |
| 医療機関 | 入院患者 | | 主な疾患名、症状・状態、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) 使用している補助具(車いす、杖、歩行器など)、食事制限・摂食嚥下の状況 |

(1)搬送手段・受入施設の決定フロー

沖縄県から連携された要配慮者に関する情報、受入市町村に所在する受入施設及び要配慮者を搬送するにあたり使用可能なアセットを考慮した上で、要配慮者の分類等に応じた搬送手段と受入施設の決定フローについて、次のとおり整理した。

■ 要配慮者の受入れに係る搬送手段・受入施設の決定フロー

※先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設、社会福祉施設に入所の方は同種の社会福祉施設、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送すると想定した上で決定フローの検討を実施した。

- ・ 受入施設の機能を考慮の上、空き状況を確認。
- ・ 利用可能な車両等のアセットの確認。
- ・ 避難元から連携された要配慮者に関する情報を基に対象者の状態を把握。
- ・ ADL、介護認定、障害等級、疾病情報等の評価を実施。
- ・ 呼吸管理、経管栄養、吸引等の医療的ケアの継続有無の確認。
- ・ 医療従事者や介助者、家族等の付添い同行者の確認。
- ・ 個々の要配慮者の状態等を総合的に勘案して、ホテル旅館or社会福祉施設or医療機関の選定を実施。
- ・ 搬送先の受入施設までの搬送距離、搬送経路の確認。
- ・ 受入空港、受入港でのメディカルチェックを踏まえ、適切な受入施設・搬送手段の決定。

No.2

要配慮者の受入施設のリストアップ・
搬送手段の洗い出し・把握

(1)宮崎県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設

【障害者施設】

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)

【庁内担当部局等が保有する社会福祉施設等のリストや情報】

- ・毎年作成する「宮崎県の福祉と保健」において定員の把握を行う。

【空き状況の把握に当たっての関係機関との連携】

- ・県は避難元から各施設への入所が必要な要配慮者の情報提供を受ける。
- ・県は避難元から得た情報を関係団体の提供する。

【空き状況の把握方法の整理】

- ・事態認定を受けてから、県から関係団体に各施設の受入れ可能数について、調査を依頼。
- ・関係団体から各施設へ調査を行い、要配慮者の情報を基に受入れ施設との調整を実施。

(2)宮崎県内に所在する医療機関等の把握

【空き状況の把握方法の整理】

- ・定期的に関係団体から各地域の関係団体等に受入れ可能数を調査し、リスト化。
- ・事態認定を受けてから、リストを基に各医療機関との受入れ医療機関との調整を実施。

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるか、自治体や関係機関等が保有する陸上搬送の候補になり得る宮崎県内のアセットについて、次のとおり把握方法に関する検討を行った。

■ 想定される搬送手段

- ・ 救急車
- ・ 一般乗用旅客運送事業者が保有する介護タクシー等の福祉車両

※社会福祉施設やNPO法人等も福祉車両を保有しているが、平時から施設利用者の送迎等に使用されているため、要配慮者の受入れに対応することは難しいと考えられる。

■ 受入れの際の台数把握の方法

- ・ 救急車
 - 県内各消防本部等への聞き取りにより確認。
- ・ 一般乗用旅客運送事業者が保有する介護タクシー等の福祉車両
 - 調整を担う代表事業者を選定し、同社への委託により県内一般乗用旅客運送事業者が保有する車両台数を確認。

■ 台数把握に当たっての関係機関との事前調整

- ・ 救急車
 - 住民避難が予想される段階で各消防本部等へ事前に説明を行い、可能な範囲で救急車を派遣してもらえるよう調整を行う。
- ・ 一般乗用旅客運送事業者が保有する介護タクシー等の福祉車両
 - 住民避難が予想される段階で代表事業者を選定を済ませ、速やかに車両台数を確認が行える体制を取る。

No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

県内の一般乗用旅客運送事業者が現在保有している介護タクシー等の福祉車両の台数等について、以下のとおり調査を実施した。(※車内の座席で座位が取れる避難住民はバスで避難することを想定し、ここでは福祉器具を使用したまま乗車可能な車両に限定して調査。)

| 事業者 | 車種 | 定員 | | 保有台数 | そのまま乗車可能な福祉器具の台数 | |
|-----|------|------|------|--------|------------------|---------|
| | | 要配慮者 | 付添者 | | 車イス | ストレッチャー |
| A社 | タクシー | 1名 | 2名 | 35台 | 1台 | |
| B社 | ワゴン | 1~2名 | 4名 | 1台 | 2台 | 1台 |
| C社 | ワゴン | 1~2名 | 1~4名 | 3台(軽1) | 1台 | 3台 |
| | タクシー | 1名 | 2名 | 1台 | 1台 | |
| D社 | ワゴン | 1名 | 1~2名 | 2台(軽1) | 1台 | |
| E社 | ワゴン | 1名 | 1~4名 | 5台(軽3) | 1~2台 | 1台 |
| | タクシー | 1名 | 1~2名 | 6台 | 1台 | |
| F社 | ワゴン | 1名 | 2~3名 | 1台 | 1台 | 1台 |
| | タクシー | 1名 | 1~2名 | 26台 | 1台 | |
| G社 | ワゴン | 1名 | 1~3名 | 5台 | 1台 | |
| | タクシー | 1名 | 1~2名 | 15台 | 1台 | |
| H社 | ワゴン | 1名 | 1~2名 | 1台 | | 1台 |
| I社 | タクシー | 1名 | 1~2名 | 1台 | 1台 | |
| J社 | ワゴン | 1名 | 1~2名 | 1台(軽) | 1台 | |
| K社 | タクシー | 1名 | 1~2名 | 10台 | 1台 | |
| L社 | ワゴン | 1名 | 1~3名 | 1台 | 1台 | 1台 |
| | タクシー | 1名 | 1~2名 | 21台 | 1台 | |

No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

県内の一般乗用旅客運送事業者が現在保有している介護タクシー等の福祉車両の台数等について、以下のとおり調査を実施した(続き)。

| 事業者 | 車種 | 貸出可能な福祉器具の台数 | | 乗車料金の目安 | |
|-----|------|--------------|---------|-----------------|---------------|
| | | 車イス | ストレッチャー | 鹿児島空港から宮崎市内 | 宮崎市内の1時間利用 |
| A社 | タクシー | 2台 | | 77,000円 | 4,820円 |
| B社 | ワゴン | 1台 | 1台 | 110,000円 | 7,000円 |
| C社 | ワゴン | | | 200,000円 | 20,000円 |
| | タクシー | | | 80,000円 | 8,000円 |
| D社 | ワゴン | | | 79,000円 | 8,000円 |
| E社 | ワゴン | あり | | 90,000～100,000円 | 10,000円 |
| | タクシー | | | 80,000～90,000円 | 8,000～9,000円 |
| F社 | ワゴン | | | 135,000円 | 8,000円 |
| | タクシー | | | 90,000円 | 6,000円 |
| G社 | ワゴン | あり | | 95,000～100,000円 | 5,000～8,000円 |
| | タクシー | | | 79,000～80,000円 | 3,000～5,000円 |
| H社 | ワゴン | | | 90,000～100,000円 | 8,000～10,000円 |
| I社 | タクシー | | | 80,000～90,000円 | 8,000～9,000円 |
| J社 | ワゴン | | | 79,900円 | 8,000円 |
| K社 | タクシー | | | 80,000～90,000円 | 8,000～9,000円 |
| L社 | ワゴン | | | 90,000～100,000円 | 10,000円 |
| | タクシー | | | 80,000～90,000円 | 8,000円 |

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

県内の一般乗用旅客運送事業者が現在保有している介護タクシー等の福祉車両の台数等の調査の結果、以下のとおり主な課題が確認された。

- 本県内は平時の社会経済活動が営まれている状態であり、調査対象の福祉車両は平時から多く利用されている状態にあるため、調査結果に記載している台数を全て確保することは現実的でなく、要配慮者避難の受入れのためにどれほどの台数を充てられるかは不透明。
- 事業者によっては、「福祉車両はあるが運転手がない」や、反対に「運転手はいるが福祉車両がない」といった個別の課題があるため、事業者間の調整が必要。
- 福祉車両の運転手だけで要配慮者の健康管理を行うことはできないため、医療従事者もしくは介護福祉士等の同乗は必須。
- 通常、一般乗用旅客運送事業者が営業区域外を運行する場合は事前に手続が必要となるが、今回の場合は免除となるのか、通常と同じように手続が必要となるのかが不明。

(1) 要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理

【航空搬送】

| 搬送車両 | | ドクターヘリ | 防災ヘリ | 警察ヘリ |
|---------|---------|---|--|---|
| 写真 | |  |  |  |
| 保有機関/企業 | | 西日本空輸(株) (宮崎大学医学部附属病院が運航委託) | 宮崎県(鹿児島国際航空(株)に運航委託) | 警察庁(宮崎県警察) |
| 航続距離 | | 680km | 317km | 450km |
| 乗員 | | 7名 | 11名 | 6名(航空機乗組員3名含む) |
| 搬送 | 歩行可能 | 可 | 可 | 可 |
| | 車いす | 可 | 可 | 不可 |
| | ストレッチャー | 可 | 可 | 不可 |
| 主な装備 | | 救命処置機器、生体情報測定機器等 | ホイスト装置、救急搬送用担架装置 | ホイスト装置 |
| 主な対応人員 | | 医師、看護師 | 消防士 | 警察官 |

【航空搬送の基本的な特性】

・ヘリコプターや航空機により医療機関等へ迅速に搬送することが可能であり、特に重症な患者や長距離の搬送で重要な役割を果たす。

【メリット・デメリット】

- ・陸上搬送と比べて、長距離を短時間で搬送可能だが、天候の影響を受けやすい。
- ・ヘリポートや空港など離着陸の場所が必要となる。

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、宮崎県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、宮崎県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を宮崎県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設、社会福祉施設に入所の方は同種社会福祉施設、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテル旅館となる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

■ 受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

避難住民の受け入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、受入空港・受入港からモデル検討対象地域に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

鹿児島空港・鹿児島港 → 宮崎県宮崎市

要配慮者分類

- 医療・介護・福祉等の視点から、自立歩行・座位移動の可否や医療行為・付添者の要否により下表のとおり要配慮者の分類を整理
- 要配慮者の分類毎に、具体的な状態及び望ましい搬送手段を検討

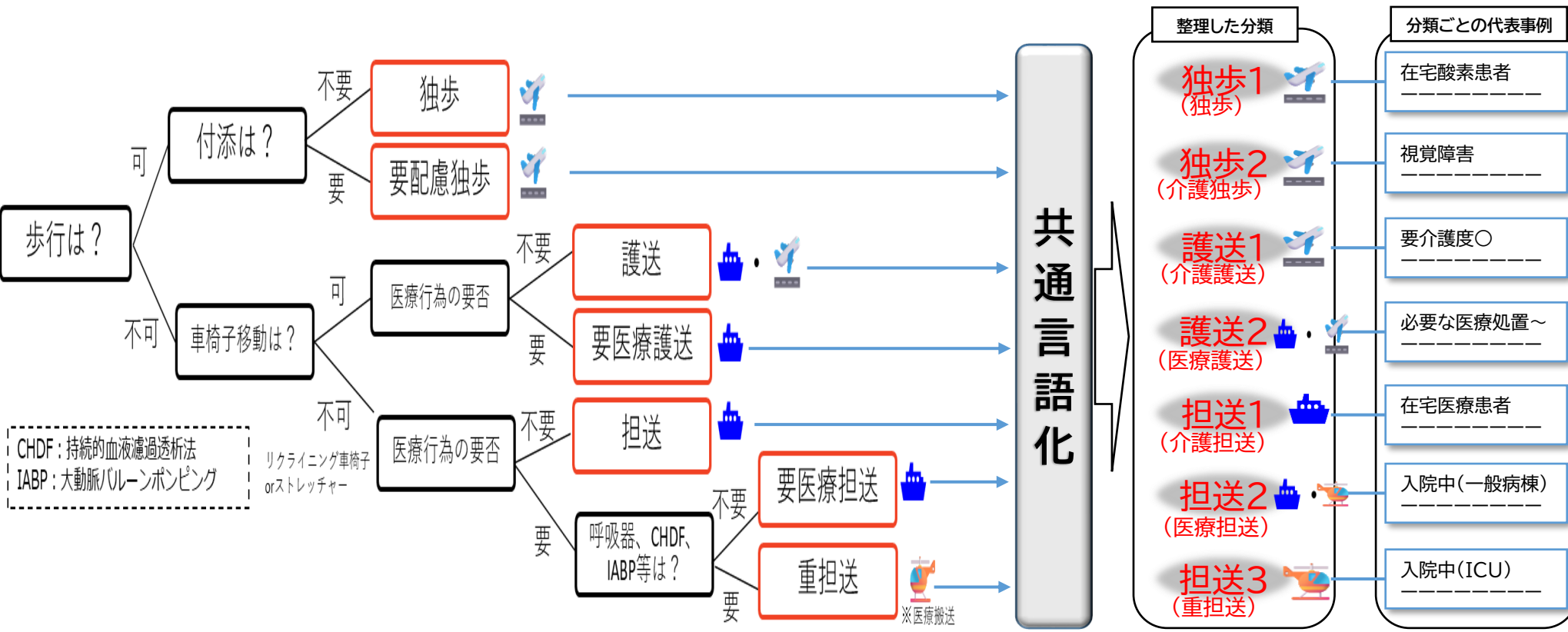
| 搬送区分/分類 | | | | | 状態 | | 望ましい搬送手段 | | | |
|---------|----|------------|----|---------------|------|---|---------------|---|--|----------------------|
| 自立歩行 | 可 | 付添 | 不要 | 独歩1 (独歩) | | <ul style="list-style-type: none"> ・誘導があれば一人で移動できる ・階段の昇降が一人でできる ・指示に従える | 航空機 | | | |
| | | | 必要 | 独歩2 (介護独歩) | | <ul style="list-style-type: none"> ・介護があれば歩行可能/見守りが必要 | 航空機 | | | |
| | 不可 | 座位移動 ※1 | 可 | 医療行為 ※2 | 不要 | 護送1 (介護護送) | | <ul style="list-style-type: none"> ・座位可能で、航空機移動に耐えられる ・医療行為はないがなんらかの介護が必要 | 航空機 | |
| | | | | | 必要 | 護送2 (医療護送) | | <ul style="list-style-type: none"> ・座位可能で、航空機移動に耐えられる ・点滴や吸引、酸素投与など(医師)看護師の添乗が必要 | 航空機 (船舶) | |
| | | | 不可 | 医療行為 ※2 | 重症管理 | 不要 | 担送1 (介護担送) | | <ul style="list-style-type: none"> ・長時間座位不可を含む、担架搬送が必要なもの ・医師看護師の付き添いは必須ではないが、介護は必要 | 船舶 |
| | | | | | | 必要 | 担送2 (医療担送) | | <ul style="list-style-type: none"> ・長時間座位不可を含む、担架搬送が必要なもの ・点滴や吸引、酸素投与の他、様々な医療機器装着され、病棟レベルの医療の継続が必要な者 ・医師看護師の添乗が必要 | 船舶or 個別搬送用 航空機 |
| | | | | | 必要 | 担送3 (重担送) | | <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器が装着されているもの ・重篤疾患で個別搬送が必要なもの ・医師看護師チームの天井が必要 | 個別搬送用 航空機 | |

※1 座位をとれるかではなく、航空機での移動に耐えられるか ※2 点滴や吸引、酸素投与など病棟レベルの医療を想定

要配慮者7分類の共通言語化作業について

- 令和6年度訓練において、要配慮者の健康状態に応じて7つの分類を設定。
- 令和7年度は、再整理した分類ごとの代表事例(具体の症例等)を設定し、島内及び島外搬送手段に関する訓練想定を整理するとともに、九州・山口各県における要配慮者受入れ検討との連動を図る。

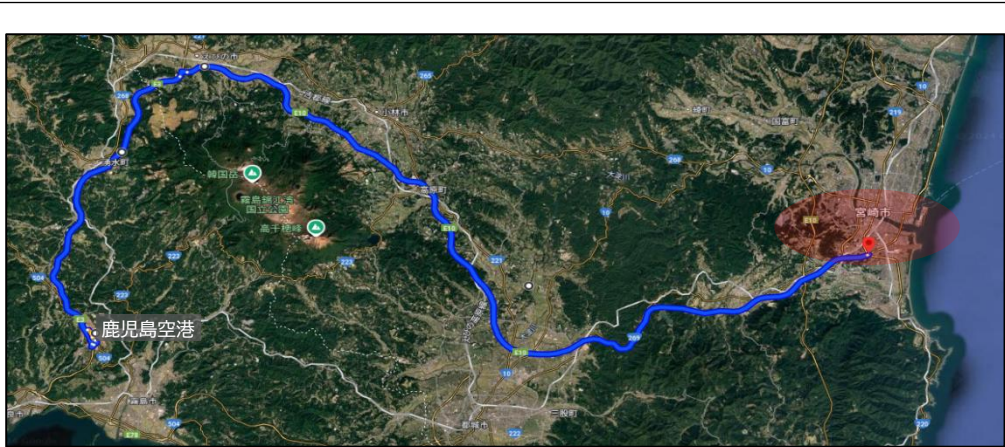
・各分類3例ずつ、要介護度や症例(基礎疾患等)を記載した代表事例を設定。
 ・代表事例の設定にあたっては、先島地域に実際に居住、入所または入院する要配慮者の事例や、他県訓練事例等を参考に設定。
 ※あくまで訓練・検討上の想定であり、先島地域に居住する特定の個人の情報を反映するものではない。
 ※事例はあくまで例として示すものであり、代表事例として記載された要介護度や障害者等級の者が全て整理分類に当てはまるわけではない。



(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 在宅酸素療法を受けているが、宿泊施設や在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行いホテル旅館で受入れる。

■ 【想定する経路】

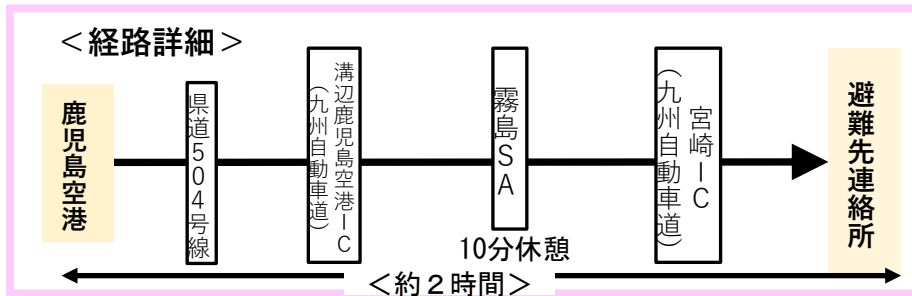
- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | M E | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|--------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 家族または同行避難者による付添い対応 | — | — | — | — | — | ○ |



代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1A**

【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素(酸素ボンベ携行)

世帯状況：単独世帯。

ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与。
要介護認定：なし

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害) 3級

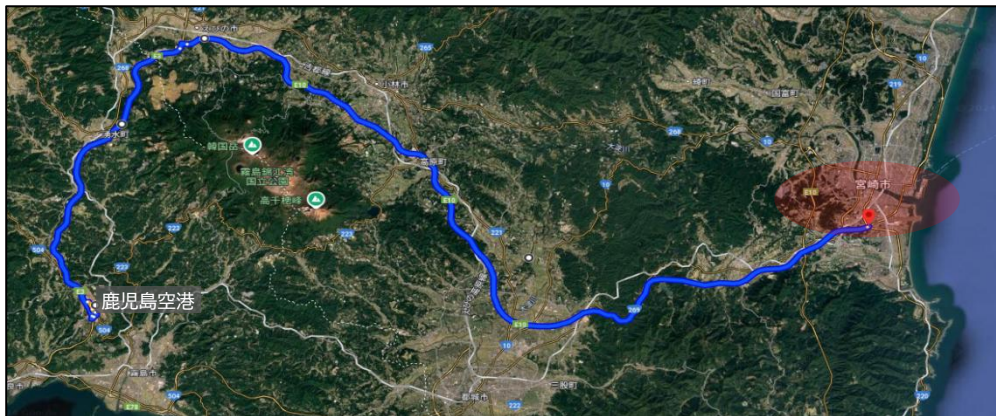
疾病情報：COPD(慢性閉塞性肺疾患)、キャリーによる酸素ボンベ携行(酸素流量2L/分)。

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、妊娠していることから付近に産科を標榜する医療機関があるホテル旅館を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

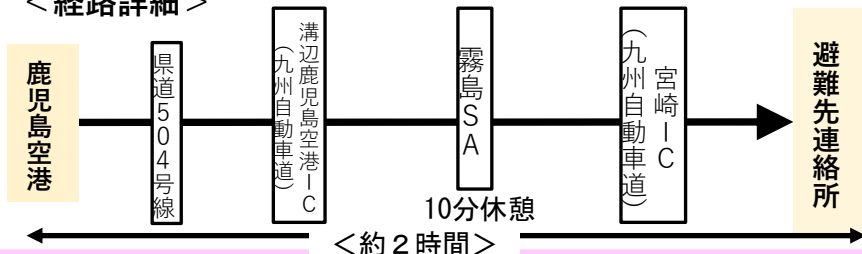
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|--------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 家族または同行避難者による付添い対応 | — | — | — | — | — | ○ |

<経路詳細>



代表事例 (訓練・検討上の想定)

独歩1B

【独歩1B】⇒20代女性、妊婦(32週目・出産予定日2か月前)

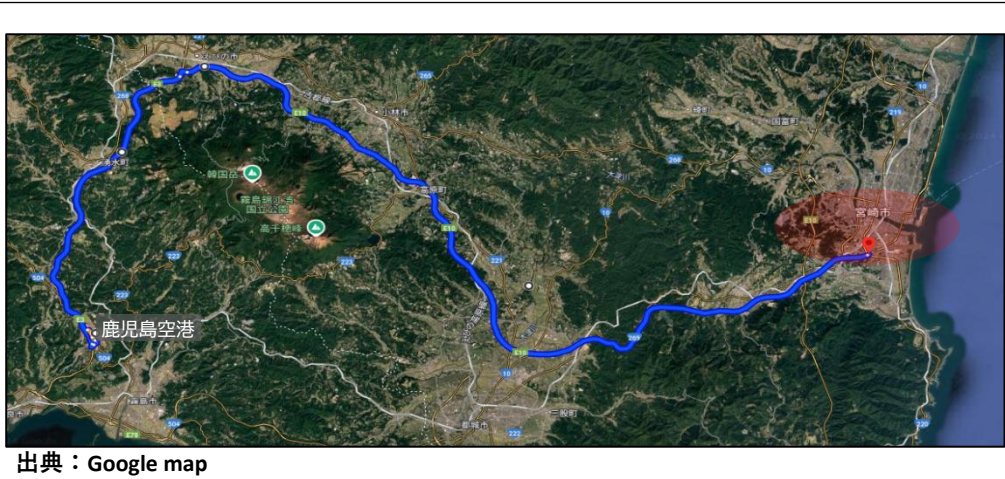
世帯状況：配偶者(20代、健常)、息子(3歳、健常)と同居。 障害等級：なし
ADL：自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
要介護認定：なし

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、透析により通院する必要があることから、付近に血液透析の治療を行うことができる医療機関があるホテル旅館を選定する。

■ 【想定する経路】

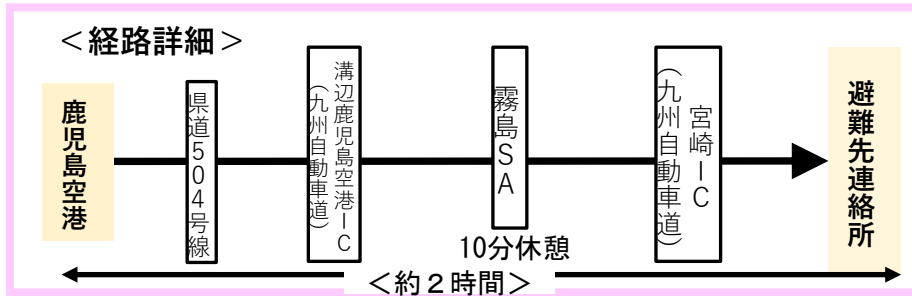
- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|--------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 家族または同行避難者による付添い対応 | — | — | — | — | — | ○ |



代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1C**

【独歩1C】⇒40代女性、血液透析

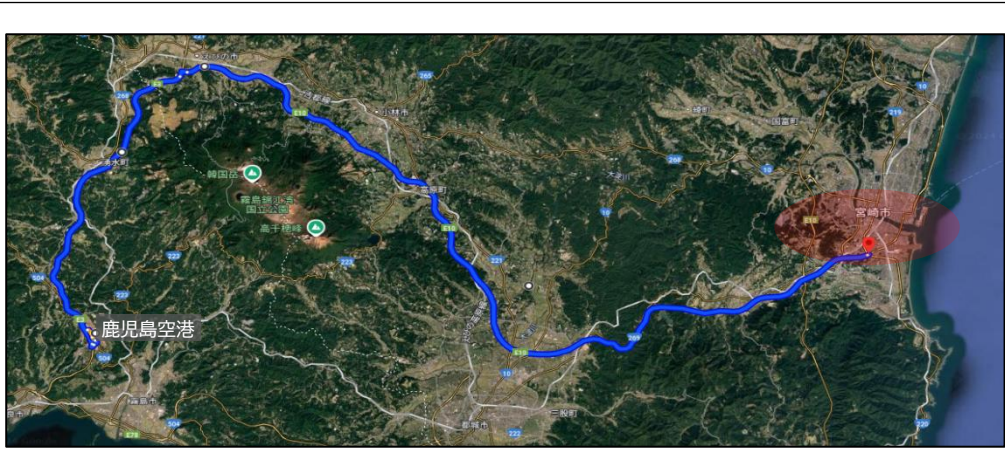
世帯状況：両親（双方60代、健常）と同居。 障害等級：身体障害2級（腎機能障害）
ADL：自立。 疾病情報：慢性腎臓病
要介護認定：なし

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、妊娠していることから付近に産科を標榜する医療機関があるホテル旅館を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

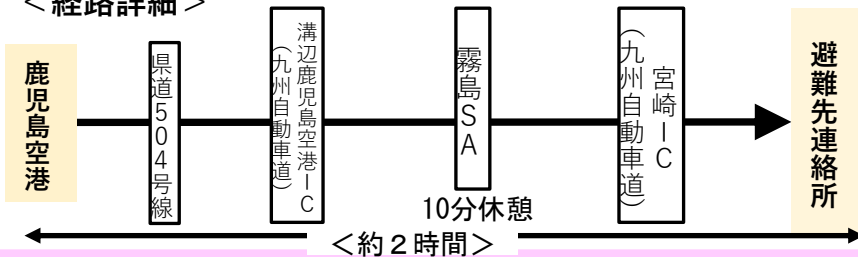
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|---------------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 同じ便に搭乗する行政職員または家族、同行避難者による付添い対応 | — | — | — | — | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定)

独歩2A

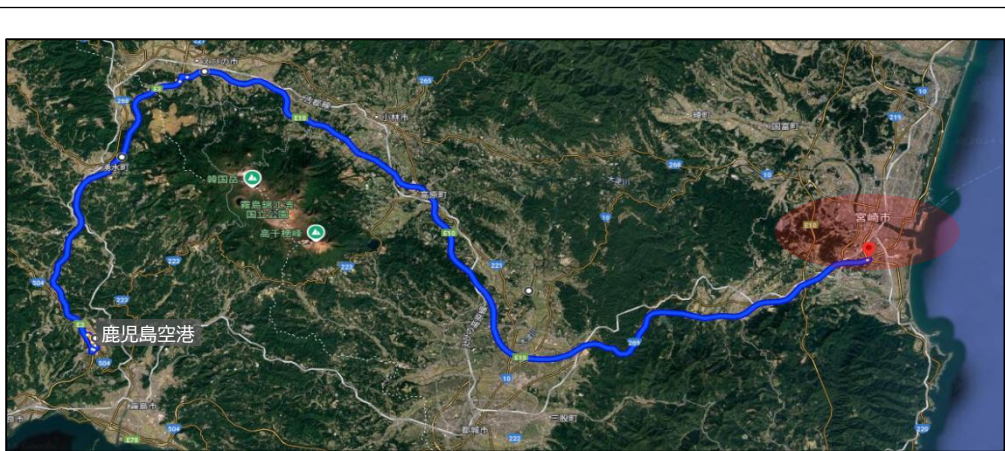
【独歩2A】⇒30代女性、妊婦 (37週目・出産予定日3週間前)
 世帯状況：配偶者 (30代、健常) と同居。 障害等級：なし
 ADL：基本的に自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
 要介護認定：なし

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受入。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

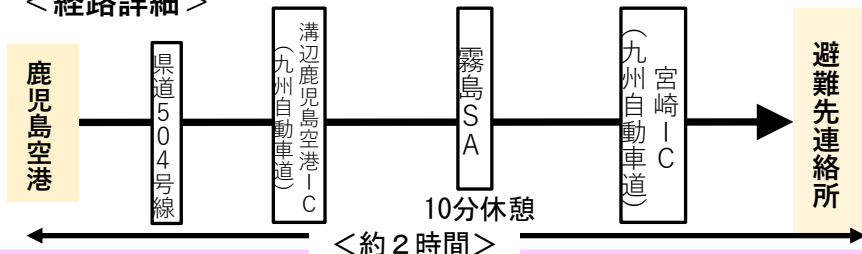
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|---------------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 同じ便に搭乗する行政職員または家族、同行避難者による付添い対応 | — | — | — | — | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2B**

【独歩2B】⇒40代女性、全盲

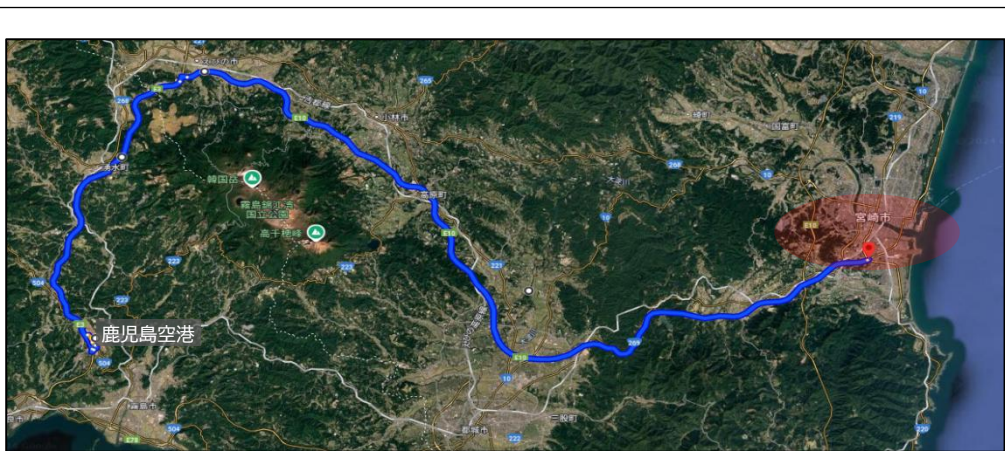
世帯状況：両親（双方とも60代、健常）と同居。 障害等級：身体障害者（視力障害）1級
ADL：視覚障害に起因するもの以外は自立。白杖携行。 疾病情報：緑内障
要介護認定：なし

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、世帯状況によっては社会福祉施設への入所を検討。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

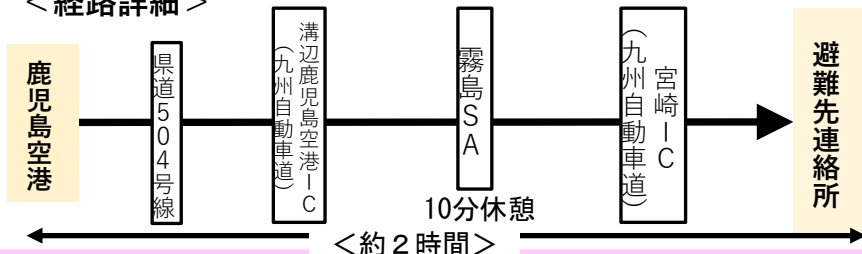
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|---------------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 同じ便に搭乗する行政職員または家族、同行避難者による付添い対応 | — | — | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定)

独歩2C

【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用

世帯状況：息子(50代、健常)と同居。

障害等級：なし

ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。

疾病情報：認知症(軽度)

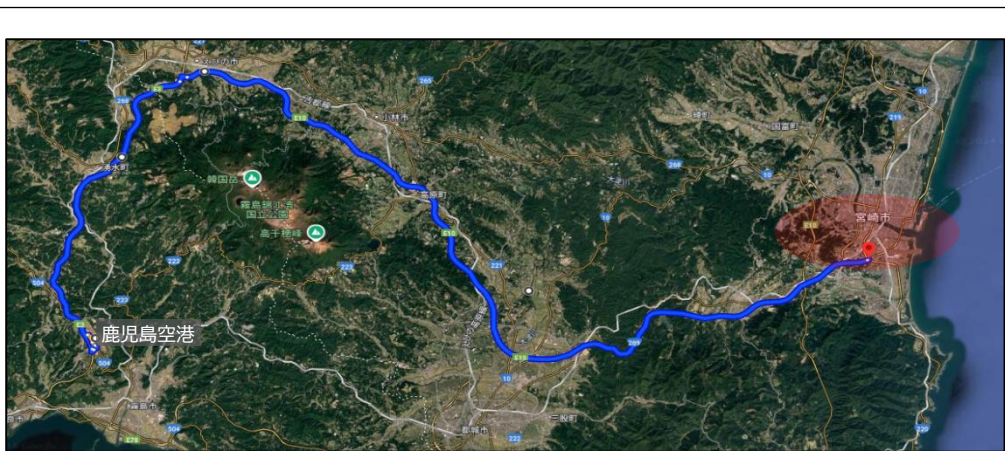
要介護認定：要介護1 (障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I)

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受入。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

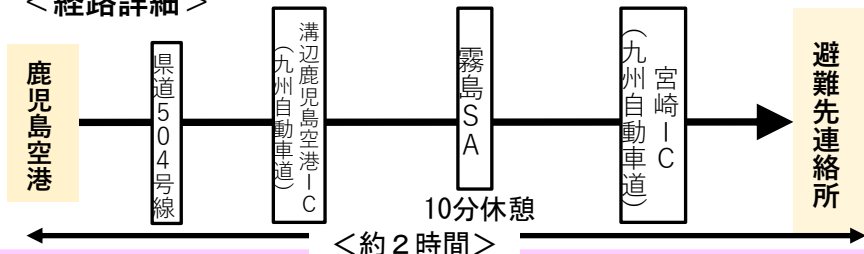
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテル旅館まで貸切バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バス
避難先連絡所からホテル旅館は巡回バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|---------------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 同じ便に搭乗する行政職員または家族、同行避難者による付添い対応 | — | — | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定)

護送1A

【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす(電動・個人用)

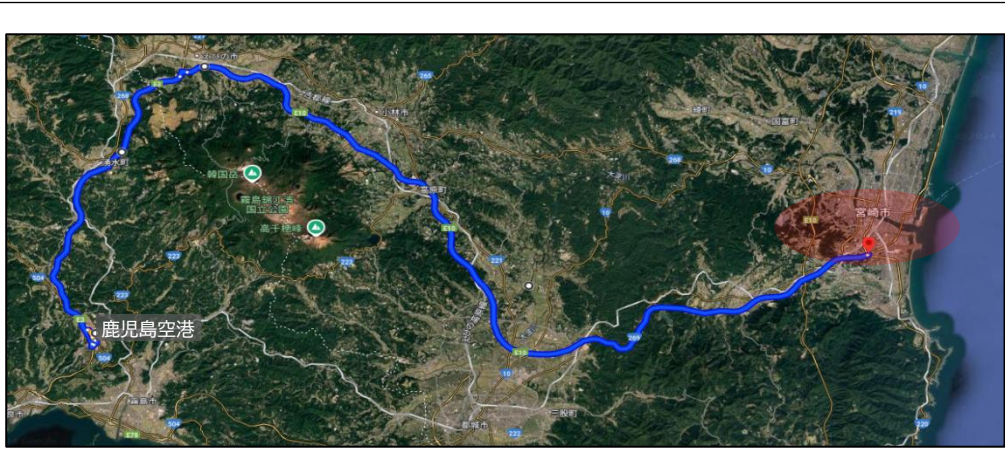
世帯状況：独居。 障害等級：身体障害(肢体)1級
ADL：歩行以外は基本的に自立。 疾病情報：交通外傷による両下肢切断
要介護認定：なし

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 元々、社会福祉施設へ入所しているため、同種 of 社会福祉施設へ入所。

■ 【想定する経路】

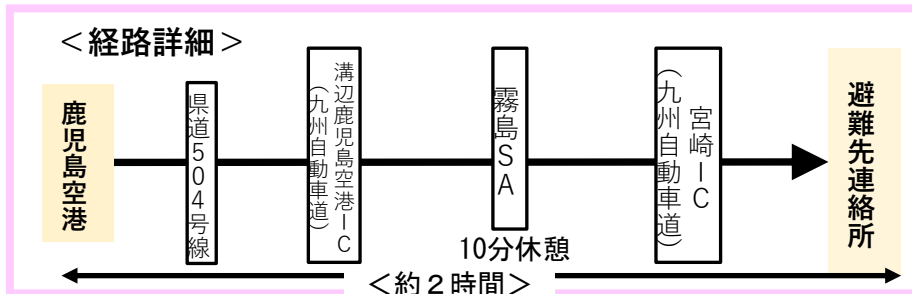
- ・ 鹿児島空港 → 社会福祉施設
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から社会福祉施設まで福祉バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バスまたは福祉バス
避難先連絡所から社会福祉施設は福祉バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|--------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 同じ便に搭乗する介助者または家族による付添い対応 | — | — | — | ○ | ○ | ○ |



代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1B**

【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器(レンタル)

世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者(80代、要介護1、基本的には自立)が自宅在住。

ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。

要介護認定：要介護2(障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

障害等級：なし

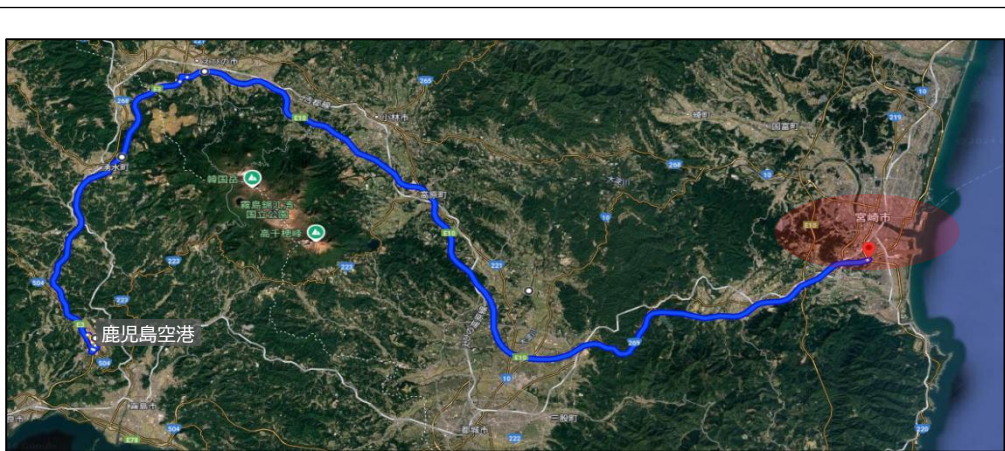
疾病情報：大腿骨頸部骨折術後(3ヶ月前)

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 元々、社会福祉施設へ入所しているため、同種 of 社会福祉施設へ入所。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 社会福祉施設
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設

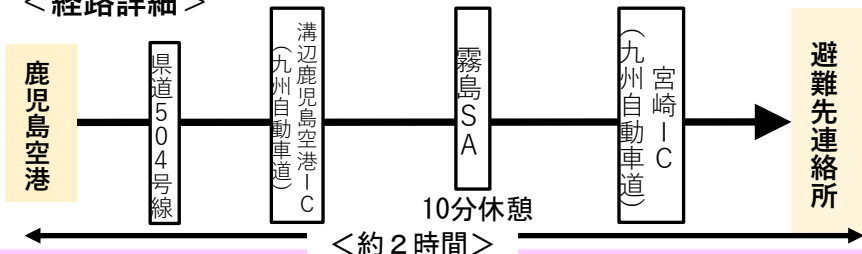
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から社会福祉施設まで福祉バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バスまたは福祉バス
避難先連絡所から社会福祉施設は福祉バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|--------------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 同じ便に搭乗する介助者または家族による付添い対応 | — | — | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1C**

【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす(自走式・個人用)

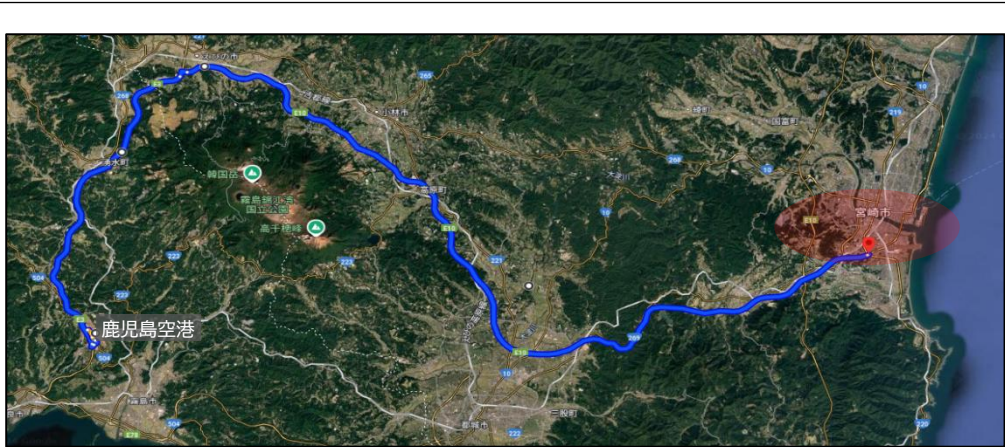
世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子(50代、健常)が自宅在住。 障害等級：精神障害3級(認知症)
ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。 疾病情報：認知症
要介護認定：要介護3(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa)

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 元々、社会福祉施設へ入所しているため、同種の社会福祉施設へ入所。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 社会福祉施設
- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設

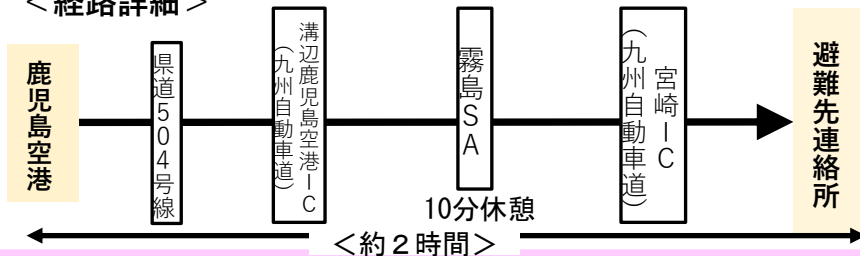
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から社会福祉施設まで福祉バス
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所は貸切バスまたは福祉バス
避難先連絡所から社会福祉施設は福祉バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|----------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 医師、看護師または医師が認めた者の付添い | — | ○ | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定)

護送2A

【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住。

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カニユレによる酸素投与

疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理) 車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)

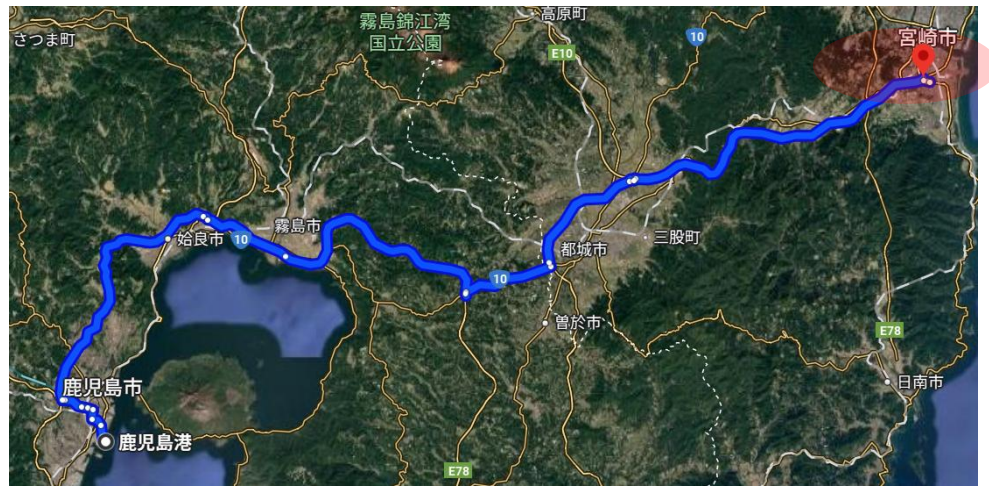
要介護認定：要介護4(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関へ入院中のため、医療機関へ入院受入。

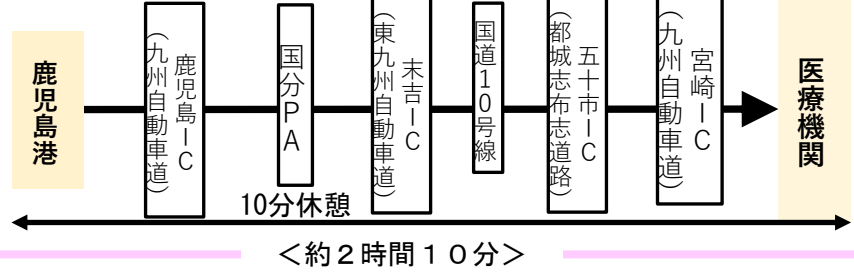
■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで福祉バス

< 経路詳細 >



■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | M E | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|----------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 医師、看護師または医師が認めた者の付添い | — | ○ | — | ○ | ○ | ○ |

代表事例 (訓練・検討上の想定)

護送2B

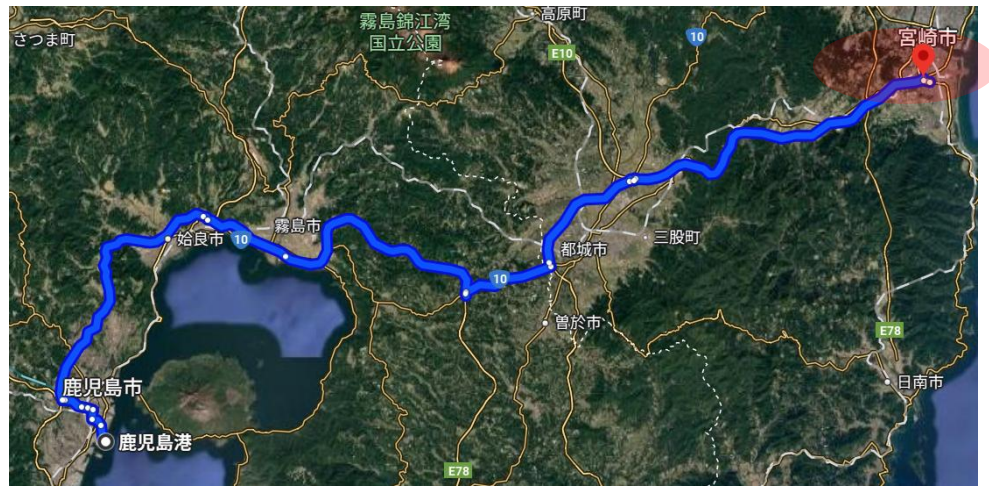
【護送2B】⇒60代男性、右半身不全麻痺(脳梗塞)、尿路感染症、入院中、点滴治療、車いす(自走式・レンタル)
 世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子(30代、健常)と同居。 障害等級：なし
 ADL：もともと自立。現在は立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。 要介護認定：なし
 疾病情報：入院7日目。脳梗塞に対して投薬治療中。尿路感染症に対して点滴抗菌薬投与中(3日目)。

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関へ入院中のため、医療機関へ入院受入。

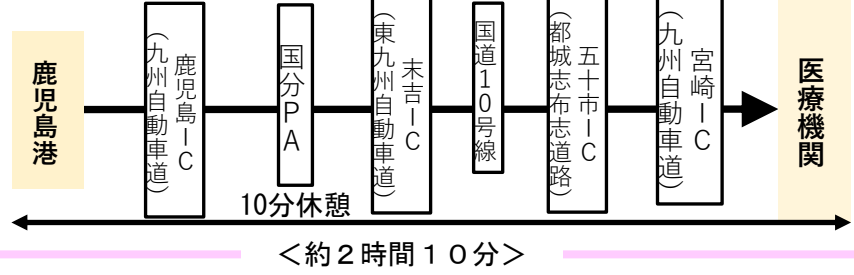
■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで福祉バス

< 経路詳細 >



■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | M E | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|----------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 医師、看護師または医師が認めた者の付添い | — | ○ | — | — | — | ○ |

代表事例 (訓練・検討上の想定)

護送2C

【護送2C】⇒60代男性、大腸癌術後、入院中、点滴治療

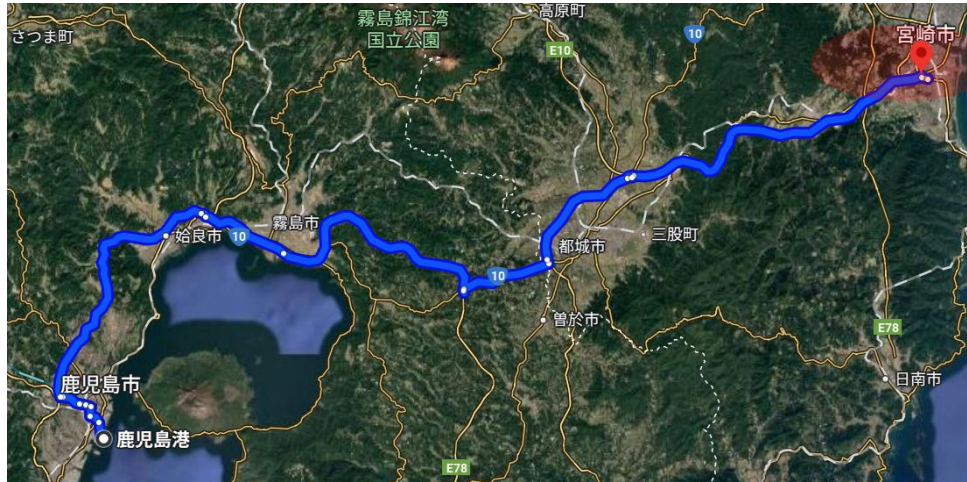
世帯状況：医療機関入院中。入院前は配偶者（60代、健常）と同居。 障害等級：なし
ADL：もともと自立。 要介護認定：なし
疾病情報：術後2日目。大腸癌に対する腹腔鏡手術後。術後経過良好。絶食、点滴中。腹腔ドレーンあり。

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 在宅のため、基本はホテル旅館で受け入れるが、状態等によっては社会福祉施設への入所も検討。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館
- ・ 鹿児島港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設

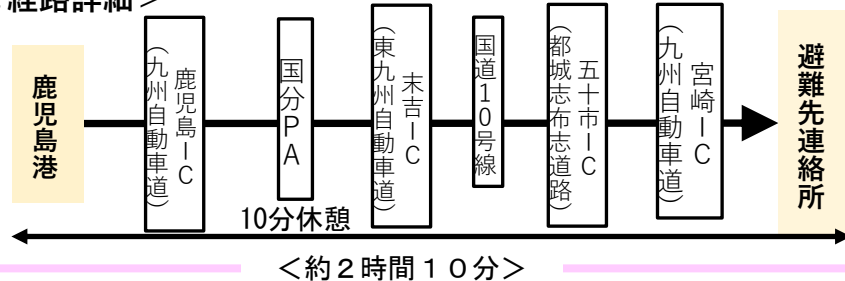
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から避難先連絡所及び避難先連絡所からホテル旅館は福祉バス
- ・ 鹿児島港から避難先連絡所及び避難先連絡所から社会福祉施設は福祉バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | M E | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 介護士または家族による付添い対応 | — | — | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1A**

【担送1A】⇒80代女性、リクライニング車いす (自走式・個人用)

世帯状況：配偶者 (80代、健常) と同居。 障害等級：障害認定2級 (腎機能障害)

ADL：ほとんど寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いす移動可能だが、長時間の座位保持不可。 要介護認定：要介護度4

疾病情報：慢性腎臓病

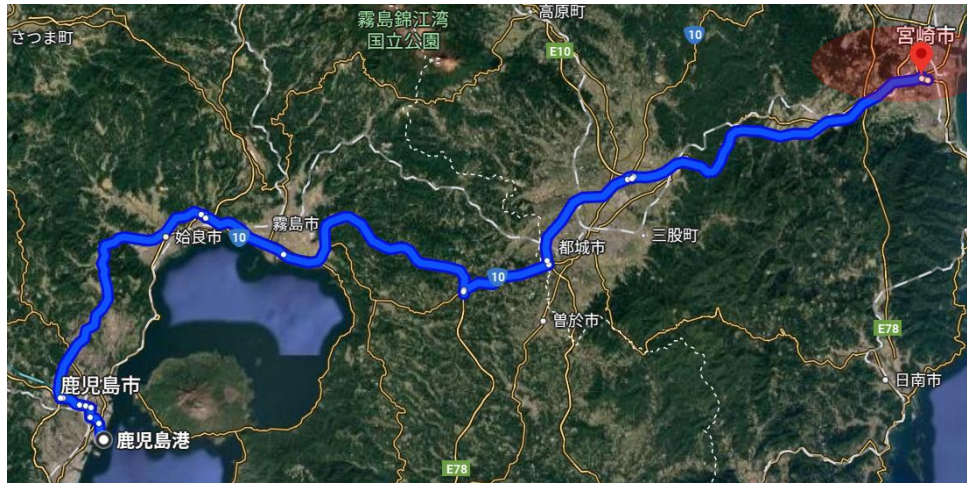
※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 元々、社会福祉施設へ入所しているため、同種 of 社会福祉施設へ入所。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設
- ・ 鹿児島港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設

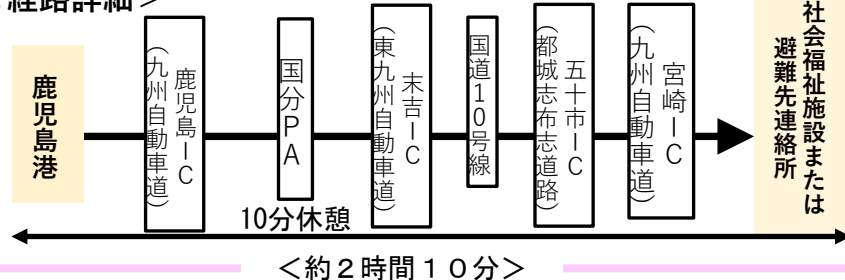
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から社会福祉施設まで福祉バス
- ・ 鹿児島港から避難先連絡所及び避難先連絡所から社会福祉施設は福祉バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 介護士または家族による付添い対応 | — | — | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例（訓練・検討上の想定） **担送1B**

【担送1B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。 障害等級：精神障害2級（認知症）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。 疾病情報：認知症

要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

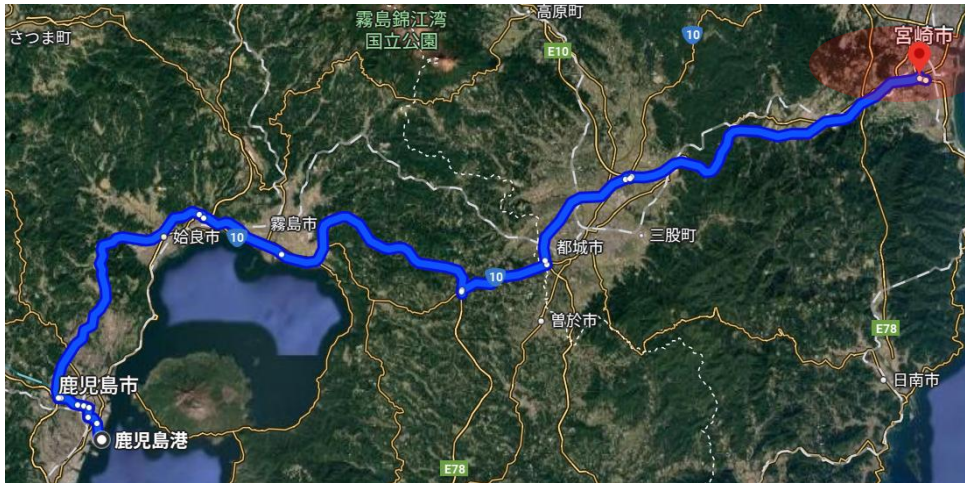
※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 元々、社会福祉施設へ入所しているため、同種 of 社会福祉施設へ入所。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設
- ・ 鹿児島港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設

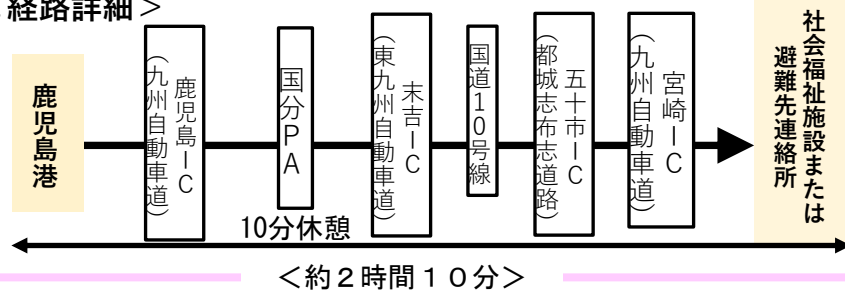
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から社会福祉施設まで福祉バス
- ・ 鹿児島港から避難先連絡所及び避難先連絡所から社会福祉施設は福祉バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | ME | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|------------------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 介護士または家族による付添い対応 | — | ○ | — | ○ | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例（訓練・検討上の想定） **担送1C**

【担送1C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。 障害等級：精神障害2級（認知症）
ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。 疾病情報：認知症
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度 C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

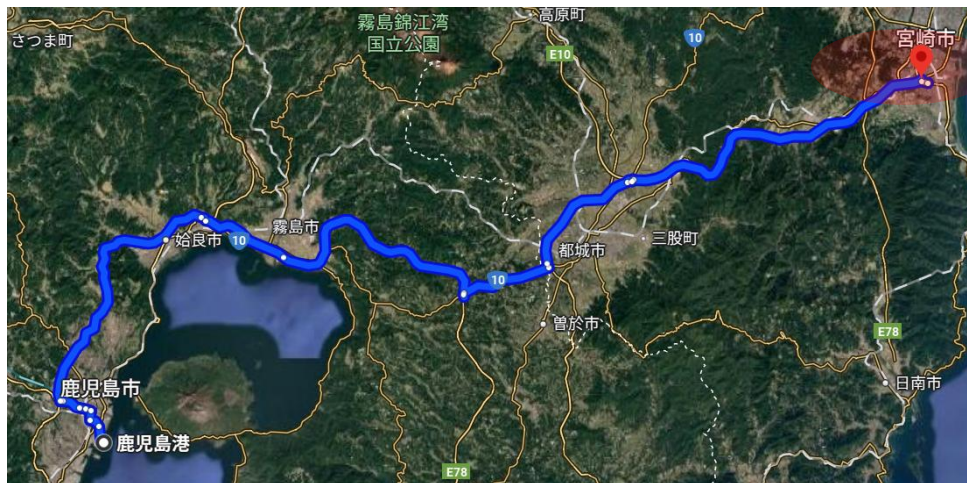
※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



出典：Google map

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

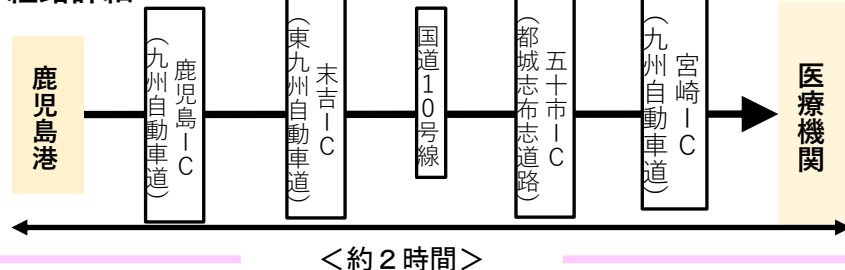
■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで救急車

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | M E | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|----------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 医師、看護師または医師が認めた者の付添い | ○ | ○ | ○ | — | ○ | ○ |

< 経路詳細 >



代表事例（訓練・検討上の想定）

担送2A

【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器（気管切開）、リクライニング車いす（自走式・個人用）

世帯状況：両親（双方40代、健常）と同居。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。

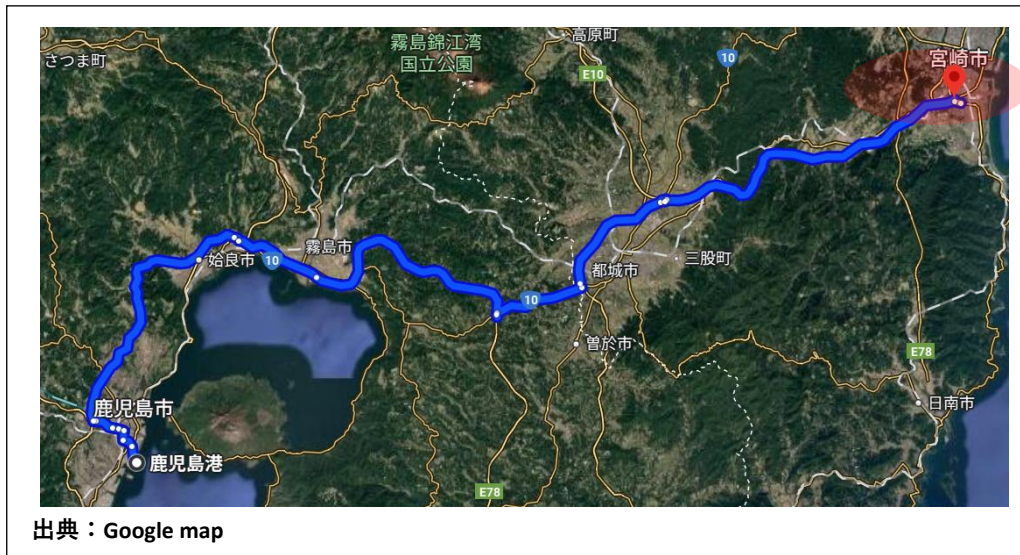
障害等級：身体障害（肢体不自由）1級、療育手帳A 疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸管理中（気管切開）。 要介護認定：なし

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～宮崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

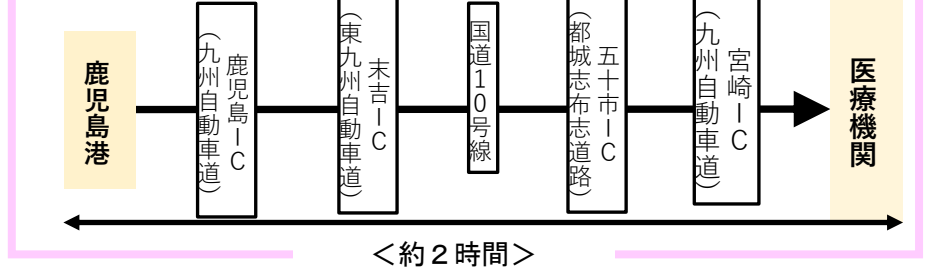
■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで救急車

< 経路詳細 >



■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

| 基本的な考え方 | 医師 | 看護師 | M E | 介護士 | 介助者 | 家族 |
|----------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 医師、看護師または医師が認めた者の付添い | — | ○ | — | ○ | ○ | — |

代表事例 (訓練・検討上の想定)

担送2B

【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。 障害等級：なし
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中(2L/分)。絶食中。
 要介護認定：要介護5 (障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV)

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

代表的な事例ごとの受入施設への搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討した内容を下表のとおりまとめた。

■ 各代表的な事例の総括表

| No. | 区分 | 代表的な事例 | 要配慮者の属性 | | | 島外避難手段 | 受入 | | 搬送手段 | | | | 搬送経路 | 付添い人員 | 受入施設 | | |
|-----|-----|--------|---------|--------|------|-------------------|----|---|------|------|----|-------------|-------------------------|---------|---------|--------|------|
| | | | 在宅 | 社会福祉施設 | 医療機関 | | 空港 | 港 | 陸上 | アセット | 航空 | アセット | | | ホテル旅館 | 社会福祉施設 | 医療機関 |
| 1 | 独歩1 | 独歩1A | ○ | - | - | 一般航空機 | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 家族 | ○ | - | - |
| 2 | | 独歩1B | ○ | - | - | | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 家族 | ○ | - | - |
| 3 | | 独歩1C | ○ | - | - | | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 家族 | ○ | - | - |
| 4 | 独歩2 | 独歩2A | ○ | - | - | 一般航空機 | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 家族 | ○ | - | - |
| 5 | | 独歩2B | ○ | - | - | | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 介助者or家族 | ○ | - | - |
| 6 | | 独歩2C | ○ | - | - | | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 介助者or家族 | ○ | ○ | - |
| 7 | 護送1 | 護送1A | ○ | - | - | 一般航空機 | ○ | - | ○ | 貸切バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 介助者or家族 | ○ | - | - |
| 8 | | 護送1B | - | ○ | - | | ○ | - | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設 | 介助者or家族 | - | ○ | - |
| 9 | | 護送1C | - | ○ | - | | ○ | - | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設 | | 介助者or家族 | - | ○ |
| 10 | 護送2 | 護送2A | - | ○ | - | 一般航空機 or 船舶 | ○ | - | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設 | 医師等 | - | ○ | - |
| 11 | | 護送2B | - | - | ○ | | ○ | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島港 → 医療機関 | 医師等 | | - | - | ○ |
| 12 | | 護送2C | - | - | ○ | | ○ | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島港 → 医療機関 | 医師等 | - | - | ○ | |
| 13 | 担送1 | 担送1A | ○ | - | - | 船舶 | - | ○ | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館 | 介護士or家族 | ○ | ○ | - |
| 14 | | 担送1B | - | ○ | - | | - | ○ | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設 | 介護士or家族 | - | ○ | - |
| 15 | | 担送1C | - | ○ | - | | - | ○ | ○ | 福祉バス | - | - | 鹿児島港 → 避難先連絡所 → 社会福祉施設 | | 介護士or家族 | - | ○ |
| 16 | 担送2 | 担送2A | ○ | - | - | 船舶orヘリ | - | ○ | ○ | 救急車 | - | - | 鹿児島港 → 医療機関 | 医師等 | ○ | ○ | ○ |
| 17 | | 担送2B | - | - | ○ | | - | ○ | ○ | 救急車 | - | - | 鹿児島港 → 医療機関 | 医師等 | - | - | ○ |

(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設ではなくホテル旅館となる方を想定している(状況に応じて、社会福祉施設入所者も一部想定)。

個別ニーズの把握

避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、車いすでの移動や介助等のニーズの把握を行う。

介助等の支援

避難先連絡所内の移動時の介助等を行い、必要に応じて車いす等の利用を促したり、行政職員等が個別に誘導を行う。

避難先連絡所内での配慮

温度管理がなされている部屋やスペースに案内することや、トイレが利用しやすいような場所の確保などを行う。

(3) 避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

生活援助や介助等の支援

避難先連絡所で受付した個別ニーズを基に、必要なサービスの情報提供を行う。

移動手段の確保

要配慮者の状態に応じ、移動の負荷が少ない宿泊施設となるよう配慮する。

(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

ホテル旅館

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

生活援助や介助等の支援

ホテル旅館で受け入れた要配慮者に対して、関係機関等の協力を得た上で、必要に応じて、食事や洗濯などの身の回りのサポートを行う。

移動手段の確保

- ・身寄りのない高齢者等で移動手段の確保が困難な方のために、介護タクシー等の手配を行う。
- ・要配慮者の状態に応じ、移動の負荷が少ない宿泊施設となるよう配慮する。

抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

○論点や課題等の整理

| No. | 検討項目 | 意見 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1-2 | (1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理 | 必要な情報については、各県がばらばらに作成すると、沖縄県の負担が大きいため、統一するべきではないか。 |
| 2-1 | 要配慮者の受入施設の把握について | 提供される情報が未確定のため、宮崎県内で受入れ可能な診療科、病床数の事前把握を検討。 |
| 2-1 | 要配慮者の受入施設の把握について | 施設入所者、入院患者と家族の居住地の調整。 |
| 3-1 | 担送者の搬送について | 鹿児島空港や鹿児島港から数時間の搬送に耐えられるのか(宮古島からの搬送も含めるとさらに負担増)。 |
| 3-1 | 担送者の搬送について | 九州山口以外からの救護班等医療従事者の派遣はできないか。 |



4 中長期の収容施設 の提供

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

- 避難当初の宿泊施設における滞在期間（約1ヶ月）を経た、その後の住まいの確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理する
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める
- 検討においては、避難住民数の規模を踏まえた各対応の効率化、早期入居に向けた（ホテル・旅館等の滞在期間1カ月内での調整を目指した）工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法（必要に応じた要避難地域の自治体との連携等）等について配慮する

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）、公的住宅（公営住宅、公務員宿舎等）の供与について優先的に検討を行うこととし、建設型応急住宅については、必要に応じて令和8年度に検討
- 武力攻撃事態等における緊急の場合には、避難住民等の収容施設として、公営住宅や公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用できるとし、なお、国は当該事由により公営住宅を目的外使用する場合も、災害時等と同様の理由により、国土交通大臣の承認を要しないものとして扱う
- 生活場所の選定にあたっては就学・就労場所が密接に関連するため、中長期収容施設の提供の検討と並行して別途検討を進める
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や関係市、関係団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行う
- 上記の整理にあたっては、初期的な計画で検討した対象地域（受入れ側の宮崎市や、避難元の宮古島市3校区）について、具体的な検討を行うこととし、宮崎市域で必要な収容施設を確保できない場合は、対象地域を近隣の市に拡大することを検討
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示された後に検討・整理
- コミュニティの配慮については、可能な限り地区や自治会等（最小単位として世帯）で同一地域とする
- 賃貸型応急住宅及び公的住宅供与に係る相談、募集、入退去事務は、県及び関係市による直接実施と並行して、県営住宅及び宮崎市営住宅の指定管理業務を受託している団体等への一括委託を想定

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○令和6年度の「受入れに係る初期的な計画概要」で示された避難元市町村と避難先市町村のマッチング

| 避難元(沖縄県) | | | 受入れ先(九州・山口各県) | | | |
|-----------------|---------|--------------------|---------------|--------|---------|----------|
| 市町村(経由空港) | 人口(※1) | コミュニティ | 受入れ数(※1) | 市町村 | 県 | 受入れ数(※1) |
| 与那国町 (福岡) | 1,700 | 比川・祖納 | 1,000 | 佐賀市 | 佐賀県 | 1,700 |
| | | 久部良 | 700 | 鳥栖市 | | |
| 竹富町 (福岡) | 4,200 | 竹富島・黒島 | 500 | 諫早市 | 長崎県 | 4,200 |
| | | 小浜島・新城島・西表島・鳩間島 | 3,200 | 長崎市 | | |
| | | 波照間島 | 500 | 大村市 | | |
| 石垣市 (福岡) | 50,100 | 白保小学校区などの4小学校区 | 2,400 | 山口市 | 山口県 | 12,600 |
| | | 石垣小学校区 | 6,000 | 下関市 | | |
| | | 宮良小学校区などの3小学校区 | 2,100 | 宇部市 | | |
| | | 伊野田小学校区などの4小学校区 | 1,200 | 防府市 | | |
| | | 吉原小学校区・川平小学校区 | 900 | 山陽小野田市 | 大分県 | 10,500 |
| | | 新川小学校区内 2地区 | 3,400 | 大分市 | | |
| | | 新川小学校区内 1地区 | 2,000 | 由布市 | | |
| | | 新川小学校区内 1地区 | 400 | 九重町 | | |
| | | 真喜良小学校区内 1地区 | 4,500 | 別府市 | | |
| | | 真喜良小学校区内 1地区 | 200 | 日田市 | 福岡県(※2) | 47,400 |
| | | 登野城小学校区などの4小学校区 | 27,000 | 福岡市 | | |
| | | 南小学校区・北小学校区 | 12,300 | 北九州市 | | |
| | | 平良第一小学校区内 5地区 | 2,500 | 久留米市 | | |
| 平良第一小学校区内 富名腰2区 | 1,400 | 大牟田市 | 飯塚市 | 田川市 | | |
| 平良第一小学校区内 3地区 | 1,700 | 朝倉市 | | | | |
| 平良第一小学校区内 2地区 | 1,100 | 宮崎市 | 宮崎県 | 9,800 | | |
| 宮古島市 (鹿児島) | 55,700 | 久松小学校区などの3小学校区 | 9,800 | 宮崎市 | 宮崎県 | 9,800 |
| | | 東小学校区などの3小学校区 | 8,400 | 鹿児島市 | 鹿児島県 | 13,800 |
| | | 西城小学校区内 2地区 | 3,100 | 霧島市 | | |
| | | 城辺小学校区・砂川小学校区 | 3,100 | 指宿市 | | |
| | | 池間小学校区・西城小学校区内 5地区 | 1,500 | 鹿屋市 | | |
| | | 福嶺小学校区 | 800 | 熊本市 | 熊本県(※2) | 12,800 |
| | | 上野小学校区などの3小学校区 | 9,300 | 阿蘇市 | | |
| | | 旧伊良部小学校区 | 1,300 | 大津町 | | |
| | | 旧来間小学校区 | 1,000 | 山鹿市 | | |
| | | 多良間村 (鹿児島) | 1,100 | 多良間島 | 1,100 | 八代市 |
| 合計 | 112,800 | | | | | 112,800 |

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○宮崎県は、「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村数は宮崎市 1 市のみであるため、これをモデル検討の対象とする

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：宮崎市

※「初期的な計画」における避難元市町村：宮古島市（久松小学校区などの3小学校区）

○モデル検討の対象とする避難住民の世帯人数等は、以下のとおり

| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 | 7人世帯 | 8人世帯 | 9人世帯 | 10人世帯 | 世帯計 | 人数計 |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 久松小学校 | 1,618 | 578 | 292 | 244 | 96 | 34 | 5 | 4 | 1 | 0 | 2,872 | 5,386 |
| 鏡原小学校 | 1,047 | 428 | 176 | 123 | 67 | 17 | 7 | 2 | 0 | 1 | 1,868 | 3,435 |
| 西辺小学校 | 330 | 134 | 42 | 22 | 15 | 7 | 1 | 1 | 0 | 0 | 552 | 944 |
| 計 | 2,995 | 1,140 | 510 | 389 | 178 | 58 | 13 | 7 | 1 | 1 | 5,292 | 9,765 |

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定（関係者の整理）

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下のとおり

| 担当部署 | | 役割 | |
|------|--------------------|--|----------------------------------|
| 宮崎県 | 危機管理課 | 県内の総合調整、要避難地域（宮古島市）との連絡調整 | |
| | 建築住宅課 | 住宅企画担当 | 賃貸型応急住宅の供与調整、供与手続き（相談・募集・入退去事務等） |
| | | 公営住宅担当 | 県営住宅の供与、供与手続き（相談、募集、入退去事務等） |
| | 財産総合管理課 | 県職員宿舎の供与 | |
| 宮崎市 | 住宅課 | 市営住宅の供与 | |
| 関係団体 | （一社）宮崎県宅地建物取引業協会 | 県へ賃貸型応急住宅供与数の情報提供、（県が行う供与手続き業務の委託を検討 → 一括して賃貸型応急住宅と公的住宅の相談、募集、入退去事務を実施） | |
| | （公社）全日本不動産協会宮崎県本部 | | |
| | （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 | 県へ賃貸型応急住宅供与数の情報提供 | |

【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

県において賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等を設定

→『宮崎県応急仮設住宅借上げマニュアル』を準用

➤ 契約方式

避難住民への一時提供住宅であり、契約で定めた期間が満了することにより、更新されることなく、確定的に賃貸借契約が終了する方が望ましいとの考えから、**定期建物賃貸借契約を採用**することとする

➤ 契約者

供与方法は、「県が自ら物件を借上げ入居者を決定する方式」と「避難住民自ら入居を希望する物件を申請する方式」の2つの方式があるが、これら2つの方式を組み合わせると混乱が予想されるため、**「避難住民自ら入居を希望する物件を申請する方式」のみで対応することを基本とし、契約は「避難住民」「県（借主）」「住宅所有者（貸主）」の三者による「定期建物賃貸借契約」とする**

➤ 間取りの目安や賃料の限度額の設定の考え方

①世帯人数で4区分（1人、2人、3～4人、5人以上）に分けて上限家賃を設定

②各区分の人数が入居するために適当な間取りを設定

受入市において1人世帯用の住居（1R、1K、1DK）が十分に確保できないため、1LDK、2K、2DKを対象間取りに追加
2人世帯用の住居（1LDK、2K、2DK）についても不足するため、2LDK、3K、3DKを対象間取りに追加

③協定締結団体や不動産ポータルサイト等で空き室情報を収集

④上記を基に、賃料と総戸数を調べる

⑤総戸数の80%程度の家賃帯を算出

上記により設定した間取りの目安、賃料の限度額等は次頁のとおり

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

| | |
|--------------------------|--|
| 契約方式 | 定期建物賃貸借契約 |
| 契約者 | 3者間契約 |
| 間取りの目安（参考） | <ul style="list-style-type: none"> ・1人世帯 : 1R、1K、1DK、1LDK、2K、2DK ・2人世帯 : 1LDK、2K、2DK、2LDK、3K、3DK ・3～4人世帯 : 2LDK、3K、3DK ・5人以上世帯 : 3LDK、4K、4DK以上 |
| 賃料の限度額（参考） 宮崎市 | <ul style="list-style-type: none"> ・1人世帯 : 60,000円 ・2人世帯 : 70,000円 ・3～4人世帯 : 75,000円 ・5人以上世帯 : 120,000円 (R7.10時点) |
| 共益費（管理費） | 支払者：宮崎県（国庫負担）（借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る） |
| 礼金 | 支払者：宮崎県（国庫負担）（家賃1か月分を上限） |
| 仲介手数料 | 支払者：宮崎県（国庫負担）（家賃0.55か月分を上限） |
| 更新手数料 | 支払者：宮崎県（国庫負担）（家賃0.55か月分を上限） |
| 損害保険料 | 支払者：宮崎県（国庫負担）（家財等の私財は含まない） |
| 鍵交換費 | 支払者：宮崎県（国庫負担） |
| 退去修繕負担金 | 支払者：宮崎県（国庫負担）（家賃2か月分を上限） ※退去時における原状回復に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない |
| 光熱水費 | 支払者：入居者 |
| 駐車場使用料 | 支払者：入居者 |
| 自治会費 | 支払者：入居者 |
| 入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用 | 支払者：入居者 |
| 耐震性 | 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認されたものであること。ただし、入居者に対し、供与戸数が不足することが見込まれる場合はこの限りではない。 |

【検討項目 2 : 供与可能数の把握方法】

○賃貸型応急住宅の供与可能数の調査方法について

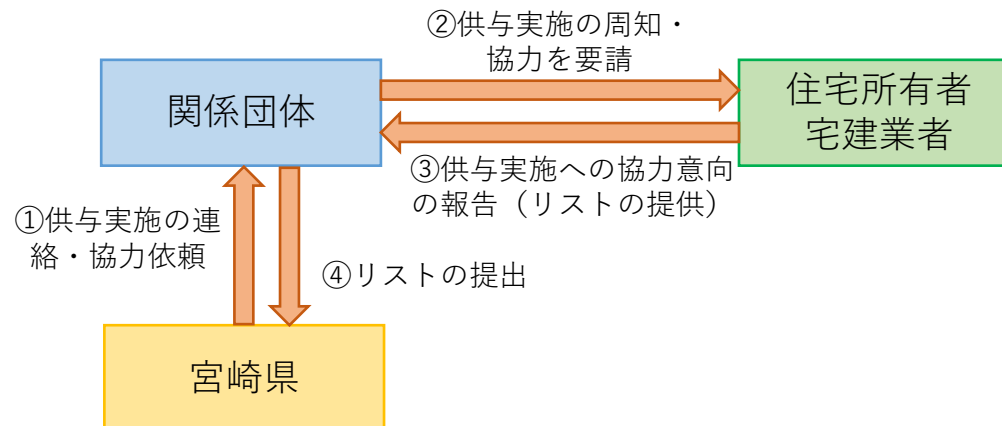
現在、関係団体（（一社）宮崎県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮崎県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会）と締結している『災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定』を準用する ※新たな協定締結の必要性は今後検討

➤ 関係者間の役割分担

- ・県（建築住宅課）：関係団体への協力要請と供与可能総数等の把握・調整
- ・関係団体：会員に対し「自社保有物件・自社媒介物件・管理物件」の住宅所有者等に賃貸型応急住宅への供与の協力依頼と団体毎に供与可能数の把握し県に報告

➤ 調査手順

- ① 県建築住宅課は、関係団体に対して供与実施の周知と協力を要請
- ② 関係団体は、団体会員を通じ住宅所有者等に協力を依頼
- ③ 団体会員は、協力意向のあった物件リストを所属する団体に報告
- ④ 団体は、集約した物件リストを県建築住宅課に報告
- ⑤ 県建築住宅課は、報告された物件リストを集約するとともに、県危機管理課及び関係市と情報共有

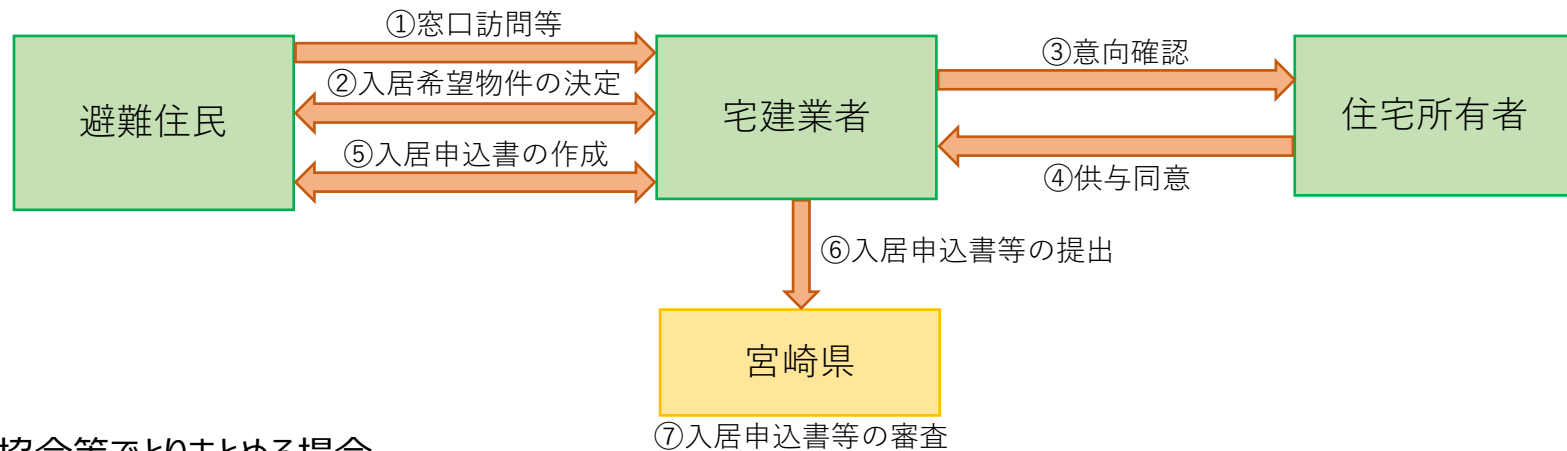


【検討項目3：入居者の募集方法】

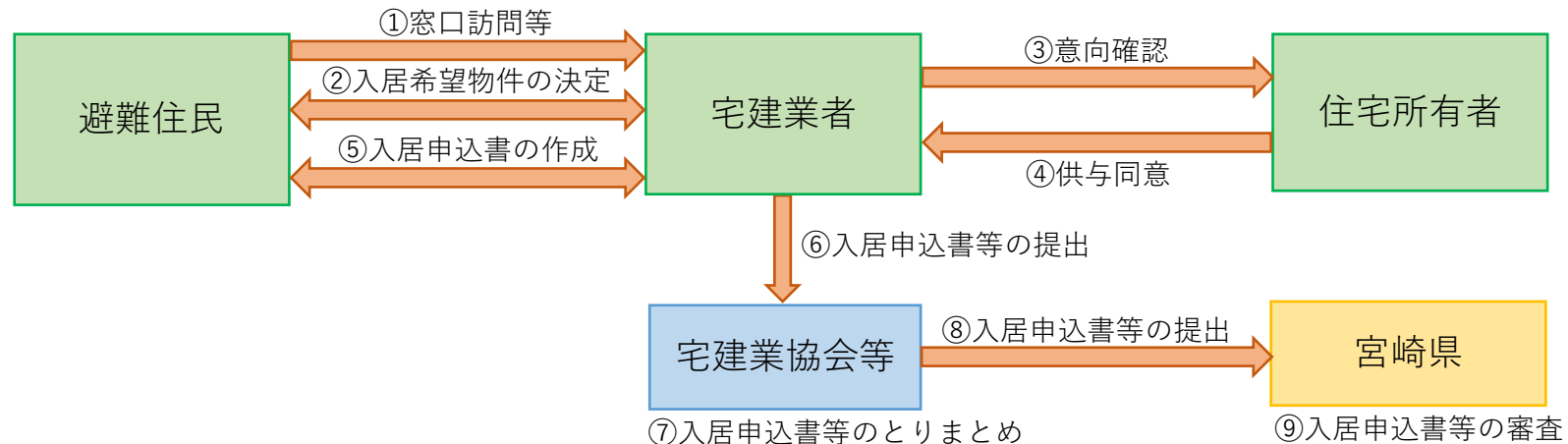
○募集から入居決定までの流れについて（概要）

- マッチングの方式は、「避難住民自ら入居を希望する物件を申請する方式」を基本とする
- 公的住宅と併せて募集することとし、募集事務のほか相談や入退去決定など一連の窓口事務を、県営住宅及び宮崎市営住宅の指定管理者である（一社）宮崎県宅地建物取引業協会等への委託を今後検討する

対応の流れ



宅建業協会等でとりまとめる場合



【検討項目3：入居者の募集方法・相談対応の方法】

○募集マニュアルや様式案について

- 『宮崎県応急仮設住宅借上げマニュアル』を準用

○周知方法について

- 避難住民に対する募集物件の情報や制度内容等の周知方法は次による
 - ・募集物件チラシや制度パンフレットの配布（一時避難先のホテル・旅館にて配布）
 - ・ホームページに特設サイトを開設（県又は（一社）宮崎県宅地建物取引業協会等のHP）

○対面窓口について

- （一社）宮崎県宅地建物取引業協会等に対面窓口の本部を設置して対応するほか、希望物件を媒介する宅建業者の情報をチラシ及び特設サイトに掲載して避難住民が自ら媒介業者に接触
- 関係団体の協力の下、一時避難先のホテル・旅館において臨時窓口を巡回設置

○物件案内の方法について

- 通常の賃貸住宅媒介と同様、当該物件を管理する宅建業者が必要に応じて現地での内見を実施

○電話等による相談窓口の設置について

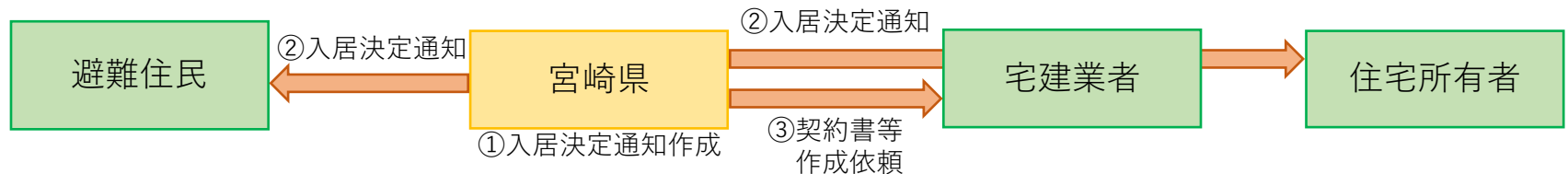
- 電話やメールによる一元的な専用相談窓口を県と関係団体で協力して設置
- 避難住民の利便性向上と対応にあたる職員の負担軽減のため、基本情報の提供や質問内容の前さばきを行うコールセンター（外部委託）の設置を検討

【検討項目4：入居申し込み方法】

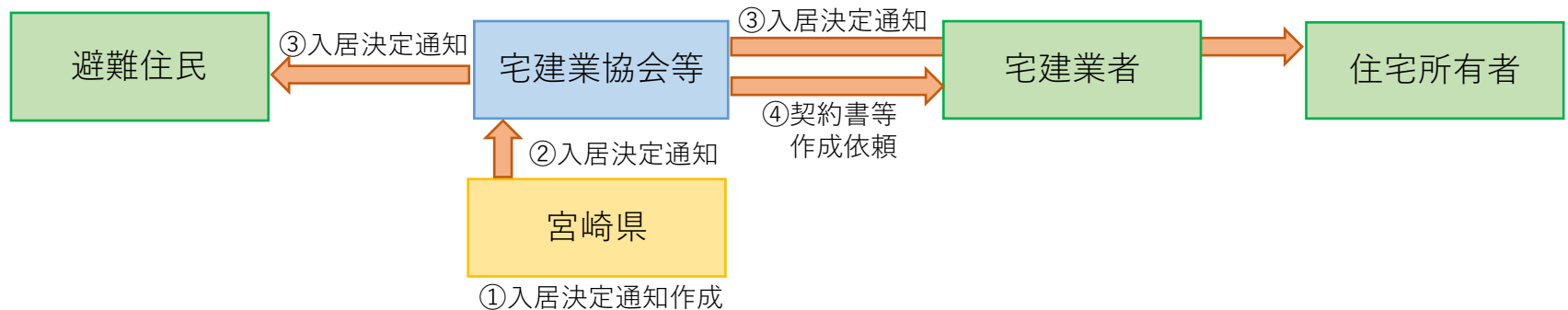
○申込受付から入居決定の流れについて

- 申込受付は当該物件を取り扱う宅建業者において行うこととし、混乱回避のため原則先着順とする
なお、受付は各対面窓口において行うほか、電話やメール等による申込も可能とする
- 入居決定に係る審査は、供与物件を取り扱う宅建業者及び関係団体において事前審査を行い、本審査は県において行う
- 関係団体は、事前審査を終えた申込書等を県に提出し、県は本審査ののち入居決定通知書を作成する
- 入居決定通知の交付の流れは次のとおり

対応の流れ



宅建業協会等でとりまとめる場合



○入居申込書等の様式案について

- 『宮崎県応急仮設住宅借上げマニュアル』を準用

【検討項目 5 : 申し込み内容の確認方法】

○審査方法について

- ▶ 供与物件を取り扱う宅建業者及び関係団体における申込書の事前審査において、物件の適合性や書類不備や整合性、本人確認を行ったのち、県で入居決定の本審査を行う

- ▶ 緊急事態であることから、自然災害時の賃貸型応急住宅では求めている「資力に関する申出書」「世帯全員分の住民票」「罹災証明書」は不要とし、確認を要する「避難住民である証」「入居（世帯）人数」は、避難元の沖縄県又は宮古島市に県が問い合わせることとする

- ▶ 想定する必要書類は次のとおり
 - ①賃貸型応急住宅入居申込書
 - ②同意書（入居者／貸主）
 - ③誓約書
 - ④避難元住所がわかる書類
 - ⑤その他県が求める書類

○審査チェックリスト、入居許可等の様式案について

- ▶ 『宮崎県応急仮設住宅借上げマニュアル』を準用

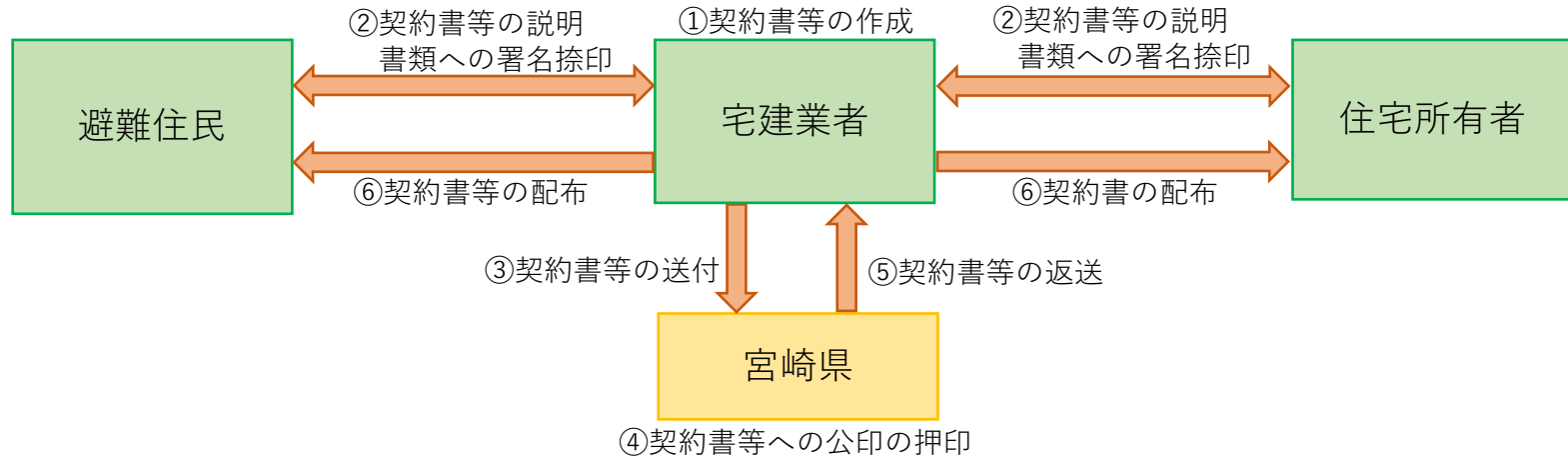
○契約・入居手続きについて

- ▶ 「避難住民」「県（借主）」「住宅所有者（貸主）」の三者による定期建物賃貸借契約締結の手順は次のとおりとし、できる限り「申込受付から入居決定手続き」と同時に手続きがなされるよう配慮することとする（フローは次ページのとおりに）

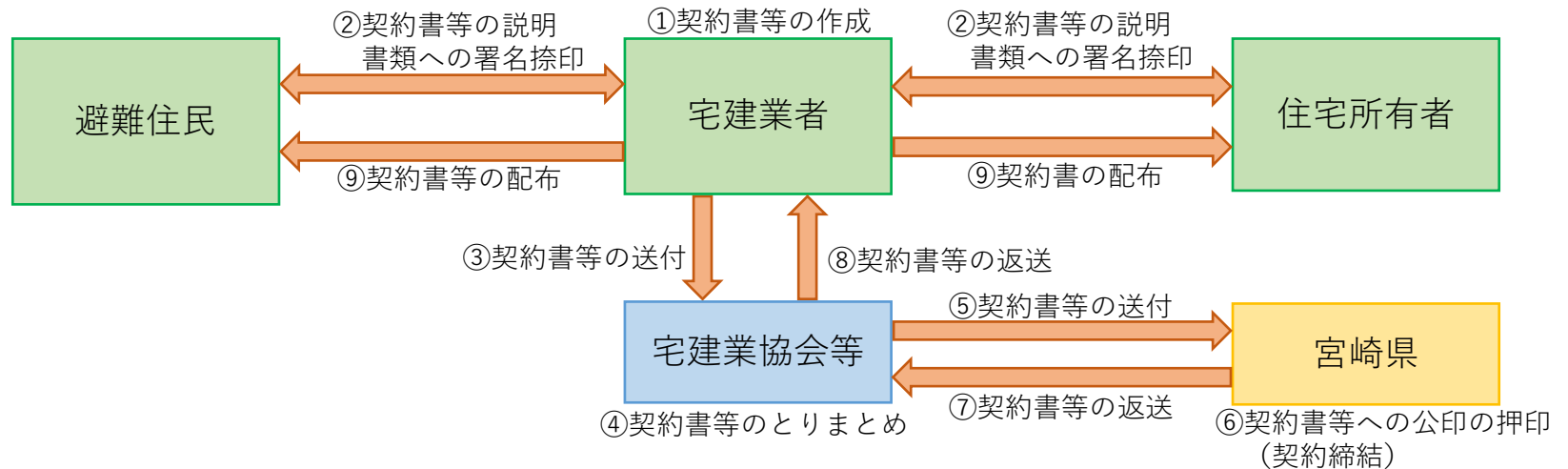
中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目 6 : 契約・入居手続きの方法】

対応の流れ



宅建業協会等でとりまとめる場合

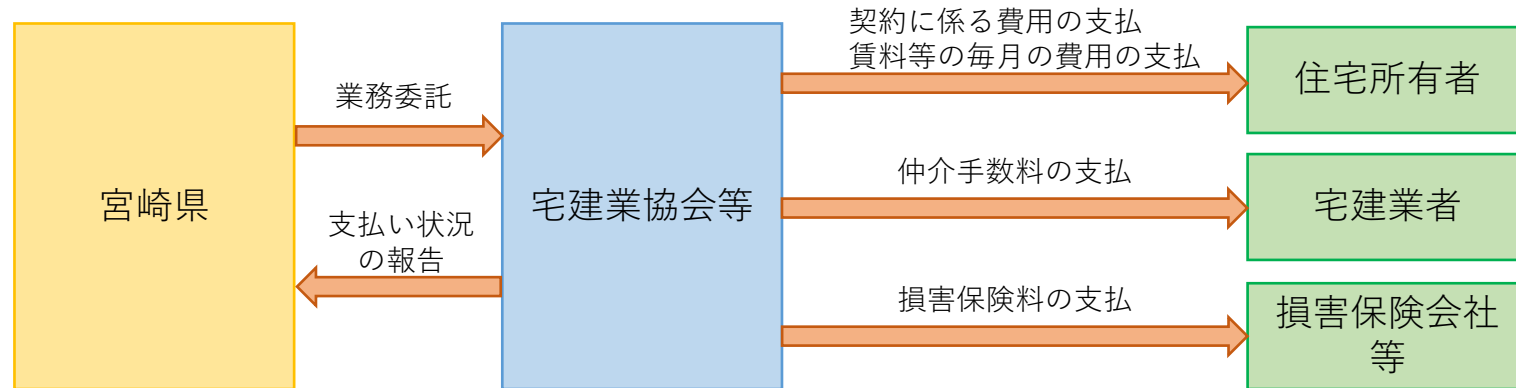


中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目7：入居期間中の対応方法】

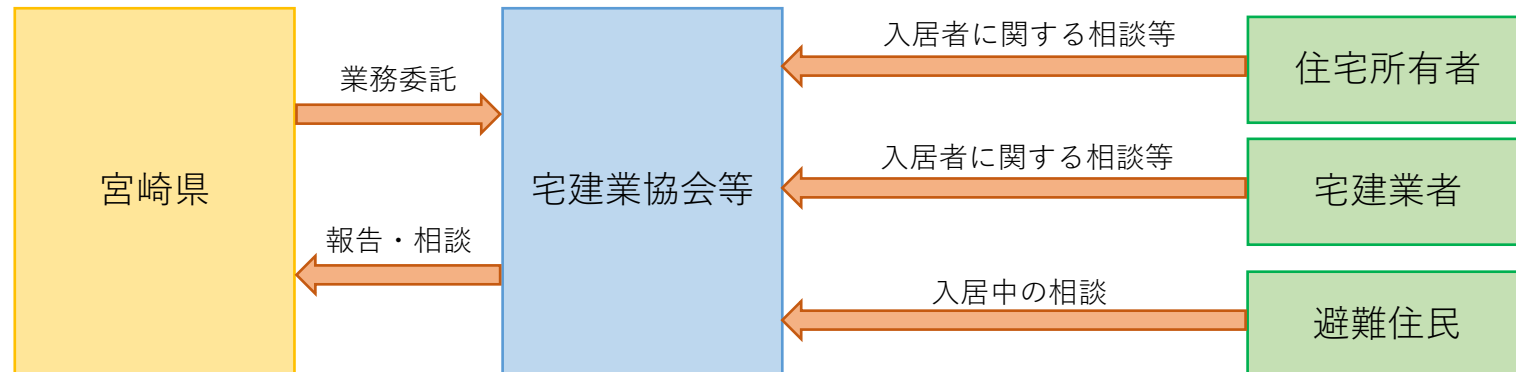
○家賃等の支払い方法について

- 県で負担する家賃等の支払いを契約物件毎に行った場合、過度な事務負担が生じるため、（一社）宮崎県宅地建物取引業協会等が必要額をとりまとめて県に請求し、住宅所有者等は協会等（月毎）を経由して費用を受け取ることとする（協会等に業務委託を想定）



○入居者の相談対応方法について

- 県は、避難住民の入居に関する相談等に対応するコールセンターを設置する（業務委託を想定）



【検討項目 8 : 退去手続きの方法】

○解約手続きの方法について（（一社）宮崎県宅地建物取引業協会等への業務委託を想定）

➤ 契約期間中に解約する場合

- ①避難住民は、解約の40日前までに申込み手続きを行った窓口（媒介した宅建業者等）に解約申出書を提出
- ②退去前に、避難住民立ち会いのもと関係団体等は物件確認を実施（原状回復の要否や残存物等の確認）
- ③県は解約申出書のあった物件について、退去日を確定して途中解約通知書を避難住民及び貸主に交付
- ④関係団体等は退去を確定し、退去確認書を県に提出

➤ 契約期間満了の場合

- ①県は、契約期日の60日前までに契約期間終了予告の通知書を避難住民及び貸主に交付
- ②避難住民は契約期間満了予告の通知書を受けたあと、当該契約を終了する（又は再契約する）旨の回答書を県に送付
- ③契約を終了する場合、満了日までに避難住民立会いのもと物件確認を実施（原状回復の要否や残存物等の確認）
- ④関係団体等は退去を確定し、退去確認書を県に提出

○必要書類について

- ・宮崎県応急仮設住宅マニュアルを準用

○費用精算の対応方法について（（一社）宮崎県宅地建物取引業協会等への業務委託を想定）

➤ 契約期間中に解約した場合

最終月家賃については、貸主から「最終月分家賃請求書」（1か月に満たない場合は日割り計算）を提出してもらい精算

※入居者に故意又は過失による損害があり、その修繕額が県負担の修繕負担を超える場合、貸主は入居者にその差額を請求

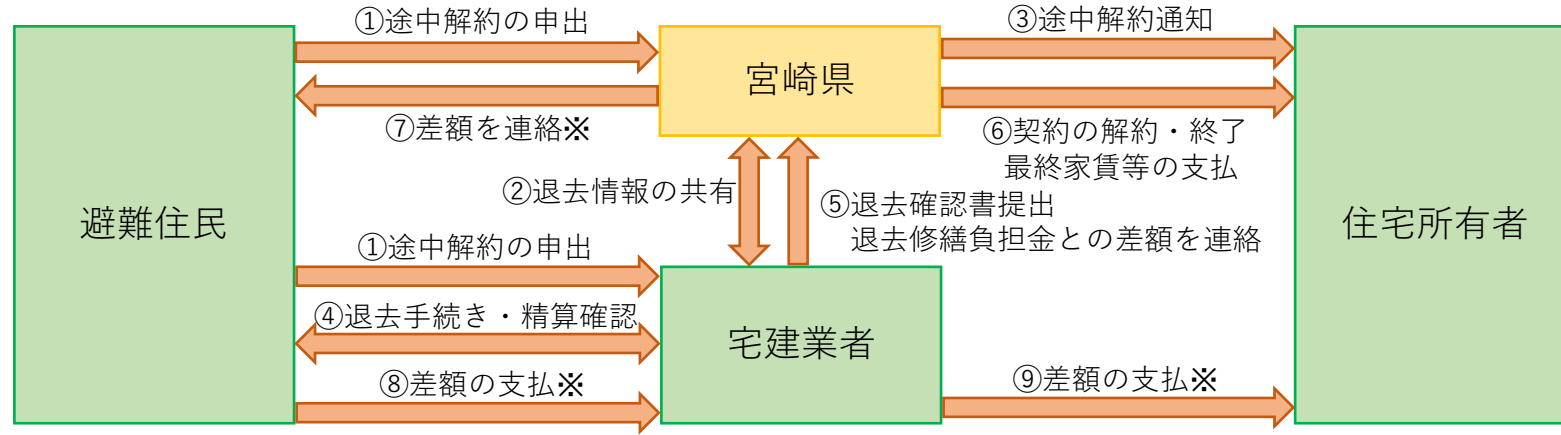
➤ 契約期間満了の場合

入居者に故意又は過失による損害があり、その修繕額が県負担の修繕負担を超える場合、貸主は入居者にその差額を請求

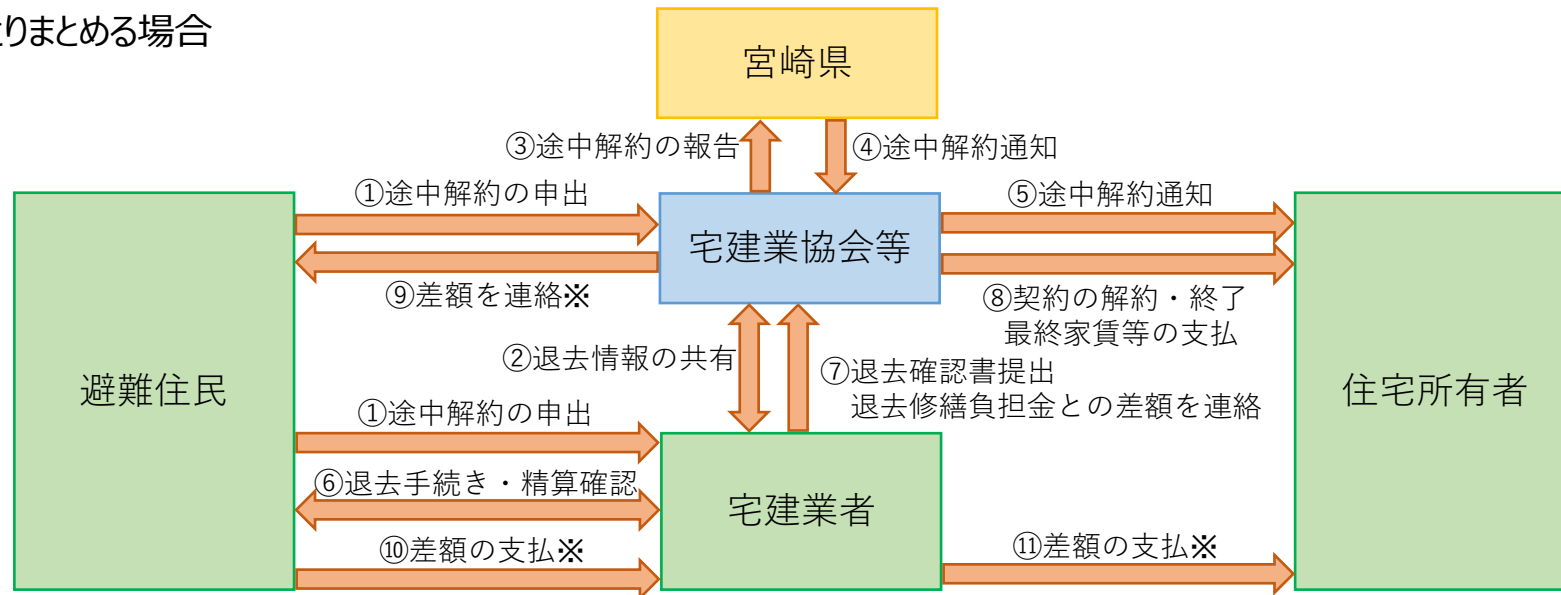
中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目 8 : 退去手続きの方法 (①契約期間中の退去)】

対応の流れ



団体でとりまとめる場合

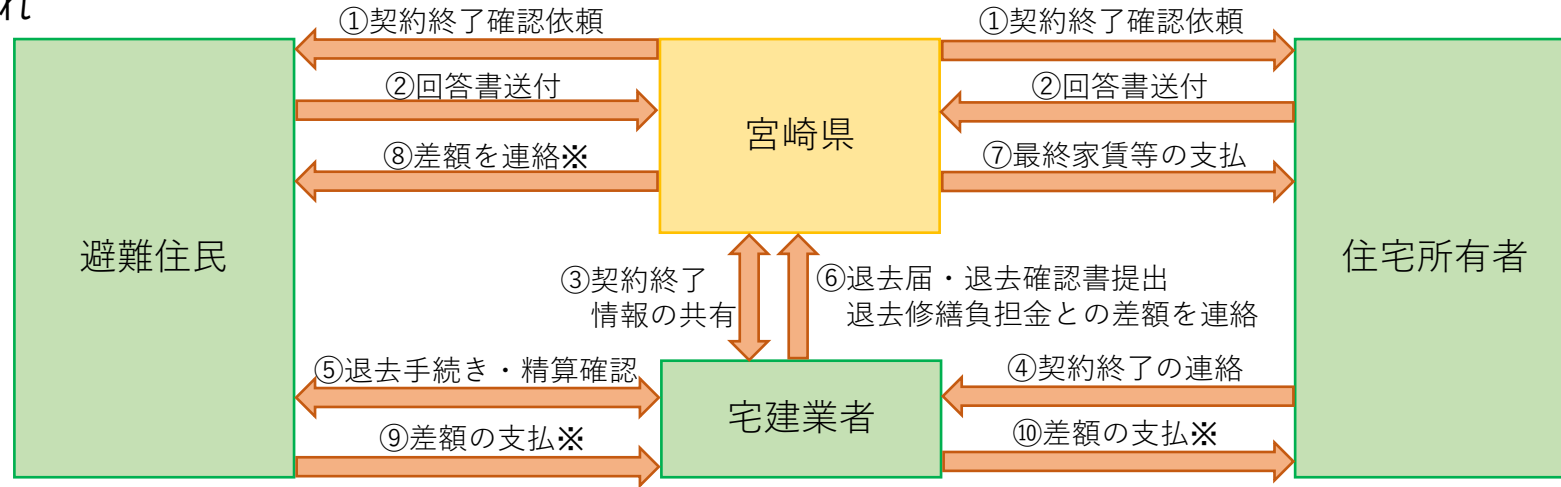


※退去修繕負担金超える現状回復費用が発生した場合

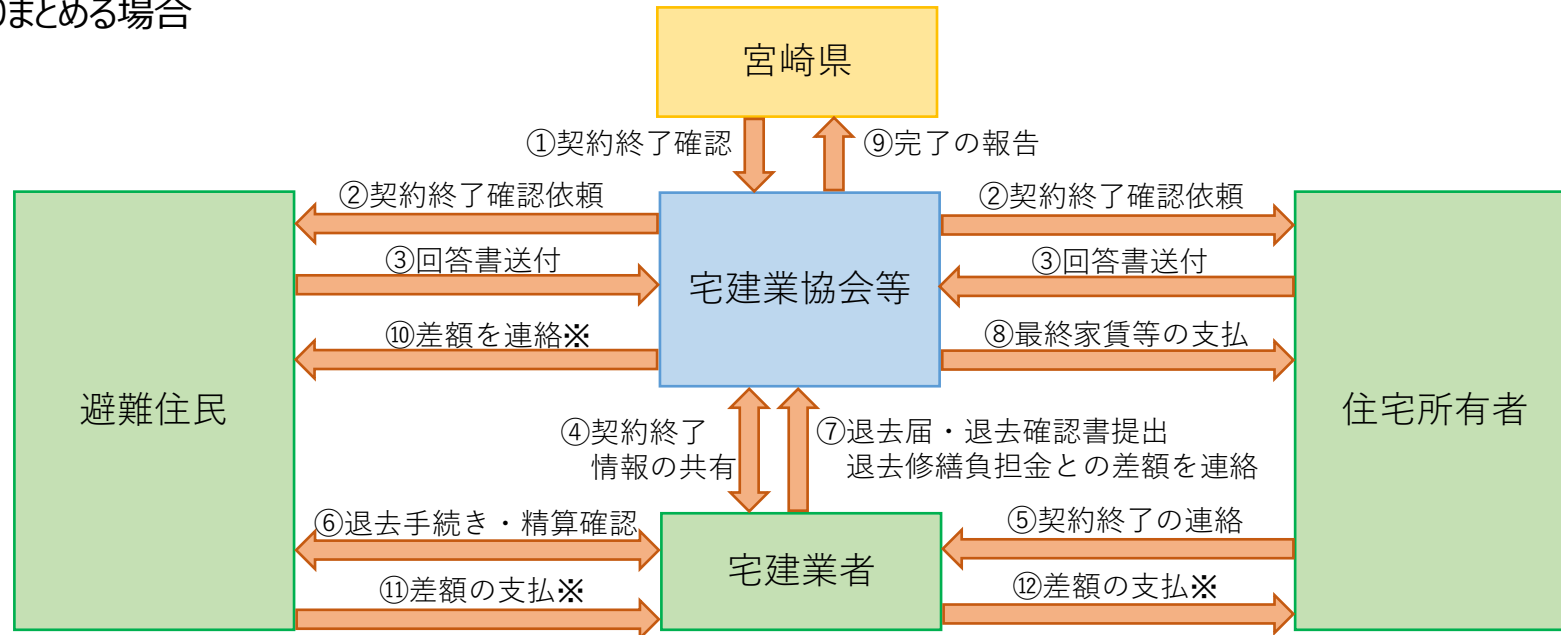
中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目 8 : 退去手続きの方法 (②契約期間終了による退去)】

対応の流れ



団体でとりまとめる場合



※退去修繕負担金超える現状回復費用が発生した場合 119

参 考

準用する『宮崎県応急仮設住宅マニュアル』のうち
「賃貸型応急住宅」に係る様式等を抜粋（主なもの）

宮崎県応急仮設住宅借上げマニュアル



令和 5 年 3 月

宮 崎 県

目 次

【本編】

第1章 概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1
- 2 賃貸型応急住宅の供与の概要・・・・・・・・・・・・・・・・本-2
- 3 制度フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-5

第2章 執行体制と役割分担

- 1 関係者の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-7
- 2 事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-7
- 3 県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-8
- 4 関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-9
- 5 応急仮設住宅に係る県・市町村の体制整備・・・・・・・・本-10

第3章 平常時からの準備

- 1 被害想定に基づく仮設住宅必要戸数の試算・・・・・・・・本-11
- 2 平常時の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-12

第4章 発災後の業務

- 手順早見表（事務フロー図）・・・・・・・・・・・・本-15
- 1 災害発生から入居までの事務（災害発生時の対応）・・・・本-17
- 2 入居期間中の事務・・・・・・・・・・・・・・・・本-27
- 3 退去事務（供与期間終了時の対応）・・・・・・・・本-29

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【様式編】

| | | |
|------|--------------------------------------|------|
| 様式1 | 災害時における民間賃貸住宅の情報提供及び媒介について（依頼） | 様-1 |
| | 【（一社）宮崎県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮崎県本部】 | |
| 様式2 | 災害時における民間賃貸住宅の情報提供及び媒介について（依頼） | 様-2 |
| | 【（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会】 | |
| 様式3 | 災害時における民間賃貸住宅の情報提供について（回答） | 様-3 |
| | 【関係団体】 | |
| | 別添1 賃貸型応急住宅提供可能戸数報告書 | |
| | 別添2 賃貸型応急住宅候補物件リスト（詳細） | |
| | 別添3 賃貸型応急住宅協力会員リスト | |
| 様式4 | 賃貸型応急住宅の決定について（通知） | 様-7 |
| | 【市町村】 | |
| | 別添4 賃貸型応急住宅市町村別供給戸数 | |
| | 別添5 賃貸型応急住宅決定リスト（詳細） | |
| 様式5 | 賃貸型応急住宅の決定について（通知） | 様-11 |
| | 【（一社）宮崎県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮崎県本部】 | |
| 様式6 | 賃貸型応急住宅の決定について（通知） | 様-12 |
| | 【（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会】 | |
| 様式7 | 賃貸型応急住宅の募集終了について（通知） | 様-13 |
| | 【関係団体】 | |
| 様式8 | 定期建物賃貸借契約終了についての通知 | 様-14 |
| | 【貸主、入居者】 | |
| 様式9 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（依頼） | 様-15 |
| | 【貸主】 | |
| 様式10 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（通知） | 様-16 |
| | 【入居者】 | |
| 様式11 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（回答） | 様-17 |
| | 【貸主】 | |
| 様式12 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（回答） | 様-18 |
| | 【入居者】 | |

【様式編】

| | | |
|------|--------------------------------------|------|
| 様式1 | 災害時における民間賃貸住宅の情報提供及び媒介について（依頼） | 様-1 |
| | 【（一社）宮崎県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮崎県本部】 | |
| 様式2 | 災害時における民間賃貸住宅の情報提供及び媒介について（依頼） | 様-2 |
| | 【（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会】 | |
| 様式3 | 災害時における民間賃貸住宅の情報提供について（回答） | 様-3 |
| | 【関係団体】 | |
| | 別添1 賃貸型応急住宅提供可能戸数報告書 | |
| | 別添2 賃貸型応急住宅候補物件リスト（詳細） | |
| | 別添3 賃貸型応急住宅協力会員リスト | |
| 様式4 | 賃貸型応急住宅の決定について（通知） | 様-7 |
| | 【市町村】 | |
| | 別添4 賃貸型応急住宅市町村別供給戸数 | |
| | 別添5 賃貸型応急住宅決定リスト（詳細） | |
| 様式5 | 賃貸型応急住宅の決定について（通知） | 様-11 |
| | 【（一社）宮崎県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮崎県本部】 | |
| 様式6 | 賃貸型応急住宅の決定について（通知） | 様-12 |
| | 【（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会】 | |
| 様式7 | 賃貸型応急住宅の募集終了について（通知） | 様-13 |
| | 【関係団体】 | |
| 様式8 | 定期建物賃貸借契約終了についての通知 | 様-14 |
| | 【貸主、入居者】 | |
| 様式9 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（依頼） | 様-15 |
| | 【貸主】 | |
| 様式10 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（通知） | 様-16 |
| | 【入居者】 | |
| 様式11 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（回答） | 様-17 |
| | 【貸主】 | |
| 様式12 | 賃貸型応急住宅における賃貸借契約の終了について（回答） | 様-18 |
| | 【入居者】 | |

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【資料編】

| | | |
|----|---------------------------------------|------|
| 1 | 関係者連絡先 | 資-1 |
| 2 | 根拠法令等 | 資-2 |
| 3 | 災害協定 | |
| | (1) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定 | 資-7 |
| | (2) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定 | 資-9 |
| 4 | 宮崎県賃貸型応急住宅事前登録要領 | 資-10 |
| | 様式第1号 賃貸型応急住宅取扱届出書 | 資-12 |
| | 様式第2号 賃貸型応急住宅取扱辞退届 | 資-13 |
| | 様式第3号 賃貸型応急住宅事前登録届出書 | 資-14 |
| | 様式第4号 同意書 | 資-15 |
| | 様式第5号 賃貸型応急住宅事前登録届出書 | 資-16 |
| | 様式第6号 賃貸型応急住宅(変更・取止め)届出書 | 資-17 |
| 5 | 宮崎県賃貸型応急住宅供与実施要綱(案) | 資-19 |
| | 様式第1号 宮崎県賃貸型応急住宅入居申込書 | 資-22 |
| | 様式第2号 同意書(入居者用) | 資-24 |
| | 様式第3号 同意書(貸主用) | 資-25 |
| | 様式第4号 資力に関する申出書 | 資-26 |
| | 様式第5号 誓約書 | 資-27 |
| | 様式第6号 委任状 | 資-28 |
| | 様式第7号 宮崎県賃貸型応急住宅入居決定通知書(入居者用) | 資-29 |
| | 様式第8号 宮崎県賃貸型応急住宅入居決定通知書(貸主用) | 資-30 |
| | 様式第9号 宮崎県賃貸型応急住宅不可通知書 | 資-31 |
| | 様式第10号 宮崎県賃貸型応急住宅賃貸借契約の解約申出書兼契約満了時退去届 | 資-32 |
| | 様式第11号 宮崎県賃貸型応急住宅途中解約通知書 | 資-33 |
| | 様式第12号 宮崎県賃貸型応急住宅退去確認書 | 資-34 |
| | 参考様式第1号 提出書類チェックリスト | 資-35 |
| | 参考様式第2号 宮崎県賃貸型応急住宅賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約) | 資-36 |
| 6 | その他参考様式 | |
| | 参考様式第1号 定期建物賃貸借契約についての説明書 | 資-41 |
| | 参考様式第2号 重要事項説明書(建物賃貸借用) | 資-42 |
| 7 | 宮崎県賃貸型応急住宅入居者募集要領(案) | 資-46 |
| 8 | 周知用チラシ(イメージ) | 資-49 |
| 9 | 原状回復にかかるガイドライン | 資-51 |
| 10 | 参考資料 | 資-53 |
| 11 | 過去の大規模災害時における応急仮設住宅供給戸数(データ) | 資-65 |

3 災害協定

(1) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、宮崎県(以下「甲」という。)が、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員に対し、被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介を要請するものとする。

2 乙は、会員の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 甲及び乙は、媒介を希望する会員及び提供を希望する民間賃貸住宅について、事前の情報共有に努めるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に第2条に基づく協力要請を行ったときは、乙からの協力の内容について、被災者及び対象市町村に対して周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までにいずれか一方からの意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は令和5年3月2日から施行する。

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書(平成21年6月29日定め)は、廃止する。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月2日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会

会 長 木田 文男

中長期の收容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、宮崎県（以下「甲」という。）が、公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員に対し、被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介を要請するものとする。

2 乙は、会員の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 甲及び乙は、媒介を希望する会員及び提供を希望する民間賃貸住宅について、事前の情報共有に努めるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に第2条に基づく協力要請を行ったときは、乙からの協力の内容について、被災者及び対象市町村に対して周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までにいずれか一方からの意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は令和5年3月2日から施行する。

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書（平成21年6月29日定め）は、廃止する。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月2日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部
本 部 長 岩元 伸二

(2) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と社団法人全国賃貸住宅経営協会（以下「乙」という。）は、災害時における民間賃貸住宅の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関し、甲が乙に対し協力を求めるときに必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し民間賃貸住宅の情報の提供及び民間賃貸住宅の提供について、協力要請を行うことができるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の協力要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、別に定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月22日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 社団法人全国賃貸住宅経営協会
会 長 川口 雄一郎

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

5 宮崎県賃貸型応急住宅供与実施要綱（案）

令和〇年〇〇災害における宮崎県賃貸型応急住宅供与実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害（令和〇年〇〇災害）により、住宅を失い、又は使用することができず、自らの資力では住居を確保できない被災者に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、宮崎県（以下「県」という。）が応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）、入居対象者に対して提供を行うため、必要な事項を定める。

なお、本制度の対象となる法の適用を受けた市町村は、宮崎県内の〇市町村（〇〇市、〇〇町及び〇〇村）である（令和〇年〇月〇日適用）。

（賃貸借契約の基本事項）

第2条 契約は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 賃貸型応急住宅の貸借に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項により、随意契約によるものとし、県が別途定める契約書により行う。

(2) 貸主、県（借主）及び被災者（入居者）は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に定める定期建物賃貸借契約を締結し、その契約期間は2年以内とする。ただし、住宅の応急修理が1か月を超え、賃貸型応急住宅を利用する場合は、災害発生の日から原則6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去しなければならない。

なお、契約期間が複数の会計年度にわたる場合は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約として締結する。

（入居対象者）

第3条 賃貸型応急住宅に入居できる者は、災害時（令和〇年〇月〇日時点）に、法の適用を受けた市町村に居住する者であって、次のいずれにも該当する者（世帯）とする。

(1) 次の要件のいずれかを満たす者

- ア 災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者
- イ 災害により住家が半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む。）し、水害により流入した土砂や流木等により住家としての利用ができない場合など、賃貸型応急住宅の供与が必要と認められる者

(2) 自らの資力では住家を得ることができない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（対象住宅）

第4条 賃貸型応急住宅の対象となる民間賃貸住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 県、貸主及び入居者との間において賃貸借契約が締結された上で、対象世帯に提供されるものであること。

(2) 当該賃貸住宅の家賃が、入居する世帯人数に応じて別表で定める月額家賃限度額以下であること。

(3) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認されたものであること。ただし、入居対象者に対し、供給戸数が不足することが見込まれる場合はこの限りではない。

（費用負担）

第5条 賃貸型応急住宅に係る費用及びその負担区分は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

(1) 県の負担

- ア 家賃は、別表に定める額を上限とする。
- イ 共益費（又は管理費）は、通常徴収している額を上限とする。

ウ 礼金は、家賃の1か月を上限とする。

エ 仲介手数料は、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年10月23日建設省告示第1552号）により定める額を上限とする。

オ 火災保険等損害保険料は、1年当たり1万円を上限とする。

カ 退去修繕負担金は、賃貸型応急住宅の明け渡し時における原状回復に要する費用として、家賃の2か月相当分とする。

(2) 貸主の負担

ア 公租公課（貸主と所有者が異なる場合には、所有者）

イ 入居者が本物件を使用するために必要な修繕費用

(3) 入居者の負担

ア 光熱水費その他専用設備に係る使用料

イ 駐車場使用料

ウ 自治会費

エ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用

（支払期限）

第6条 県が負担する経費の支払期限等は、原則として次のとおりとする。ただし、4月分の支払については、当月末までに支払う。

| 請求者 | 経費 | 支払期限 |
|--------------|----------------|------------|
| 貸主 (仲介業者) | 礼金 | 契約成立の翌月末まで |
| | 初回支払 | 契約成立の翌月末まで |
| | 第2回以降支払 | 当月分を当月末まで |
| 仲介業者 | 退去修繕負担金 | 契約成立の翌月末まで |
| | 仲介手数料 | 契約成立の翌月末まで |
| 保険会社 | 火災保険等損害保険料の加入費 | 別途 |

（入居手続）

第7条 入居対象者は、賃貸型応急住宅に申し込む場合は、宮崎県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 同意書（入居者用）（様式第2号）
- (2) 同意書（貸主用）（様式第3号）
- (3) 資力に関する申出書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載のないものに限る。）
- (6) 罹災証明書
- (7) 物件情報書類
- (8) 委任状（様式第6号）※代理人が手続を行う場合
- (9) 提出書類チェックリスト（参考様式第1号）

3 県は、入居の要件を審査し、借上げが適当と認める場合は、宮崎県賃貸型応急住宅入居決定通知書（様式第7号）により市町村を介して入居対象者に、宮崎県賃貸型応急住宅入居決定通知書（様式第8号）により仲介業者を介して貸主に通知する。

4 契約は、前項の通知日以降にできるものとし、仲介業者は、宮崎県賃貸型応急住宅賃貸借契約書（定期建物賃貸借契約）を3部作成し、貸主及び入居者が押印したものを県に提出する。

5 締結した契約書は、県から仲介業者に送付し、仲介業者は貸主及び入居者に送付し、各々1部保管するものとする。

6 鍵の受渡しは、貸主又は仲介業者と入居者で行うものとする。

7 入居者が、第3条に該当しないことが判明したときは、宮崎県賃貸型応急住宅入居不可通知書（様式第9号）を送付するものとする。

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

(退去の手続)

第8条 賃貸型応急住宅の退去の事務は、次のとおりとする。

- (1) 入居者は、賃貸型応急住宅を契約期間中に退去する場合は、退去の40日前までに、宮崎県賃貸型応急住宅賃貸借契約の解約申出書兼契約満了時退去届（様式第10号）を市町村を経由して県に、その写しを仲介業者又は貸主に提出するものとする。
- (2) 県は、入居者から前項の申出があった場合は、宮崎県賃貸型応急住宅途中解約通知書（様式第11号）を貸主に送付するものとする。
- (3) 入居者は、契約期間が終了する日までに、住宅を明け渡さなければならない。
- (4) 貸主は、入居者の故意又は過失による損壊がある場合を除き、入居者への退去修繕費用の請求をしないものとする。
- (5) 入居者の故意又は過失による損壊がある場合、貸主は、入居者に修繕費用を請求することができるものとする。
- (6) 鍵の受渡しは、貸主又は仲介業者と入居者で行うものとする。
- (7) 仲介業者は、入居者の退去を確認したときは、宮崎県賃貸型応急住宅退去確認書（様式第12号）を県に提出するものとする。

(その他)

第9条 賃貸型応急住宅の入居者は、他の応急仮設住宅に入居することはできない。

- 1 賃貸型応急住宅の入居者は、法に基づく自宅等の応急修理制度を利用できない。
- 2 災害発生日（令和4年9月23日）以降、第3条の入居対象者が、既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合においても、第4条及び第5条を満たし、貸主の同意が得られる場合には、第2条に基づく契約を締結することで、本事業の対象とする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別 表

| 世帯人数 | 月額家賃限度額（円） | 参考（間取りの目安） |
|------|------------|---------------|
| 1人 | 50,000円 | 1R、1K、1DK |
| 2人 | 60,000円 | 1LDK、2K、2DK |
| 3～4人 | 65,000円 | 2LDK、3K、3DK |
| 5人以上 | 85,000円 | 3LDK、4K、4DK以上 |

様式第1号（第7条関係）

宮崎県賃貸型応急住宅入居申込書

申込み番号
(宮崎県記入欄)

以下により、賃貸型応急住宅の入居を申し込みます。

申込者

| | |
|-------------------|---|
| フリガナ | |
| 氏 名 | |
| 住 所 (避難前の住所) | |
| 現在の居住地 (避難施設等) | 住所 現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。 ・民間賃貸住宅 ・公営住宅 ・職員宿舎 ・社宅、寮 ・旅館 ・親戚宅 ・避難所 () ・その他 () |
| 電話番号 | 【携帯番号】 |

※ 昼間に連絡がつく電話番号をご記入ください。

借上げ住宅の状況

| | | | |
|----------|------------------------|------|--|
| 住宅の所在地 | 〒 | | |
| 住宅の名称等 | | 部屋番号 | |
| 住宅の間取り | () ・LDK ・DK ・K ・ワンルーム | | |
| 住宅の建設年月日 | 昭和 平成 令和 西暦 | 年 月 | 建設 |
| 費 用 | 家 賃 | 月額 | 円 県負担（世帯員数による上限：1人世帯5万円、2人世帯6万円、3～4人世帯6.5万円、5人以上世帯8.5万円） |
| | 共益費(管理費) | | 円 県負担 |
| | 礼 金 | | 円 県負担（家賃1ヶ月分を上限） |
| | 退去修繕負担金 | | 円 県負担（家賃2ヶ月分を上限） |
| | 仲介手数料 | | 円 県負担（家賃0.55ヶ月分を上限） |
| 保 険 料 | 損害保険加入費用実費 | | 県が加入 |

※ 駐車場その他経費は入居者負担です。

貸主及び仲介業者

(当該賃貸住宅について、被災者用宮崎県賃貸型応急住宅として提供)

| | | |
|--------------|--|---------|
| 貸 主 | | 【電話番号】 |
| 仲介業者 | | |
| 仲介業者連絡先 | 【住所】〒 | |
| | 【電話番号】 | 【FAX番号】 |
| 仲介業者が所属する団体名 | <input type="checkbox"/> 宮崎県宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> 全日本不動産協会宮崎県本部 <input type="checkbox"/> 全国賃貸住宅経営者協会連合会 <input type="checkbox"/> その他 () | |

中長期の收容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

入居予定者

| 入居する親族等 | 氏名 | 性別 | 続柄 | 年齢 | 備考 (障がい者、要介護者、ペットの有無等の特記事項があれば記入) |
|---------|----|----|----|----|--------------------------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

【確認事項】 ※ 該当する項目に☑を付けてください。

① 被災した住宅の概要 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 その他
 ※全壊以外の場合は、以下に該当するものをチェック
 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない
 住宅の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している、親族宅等に身を寄せている
 水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない
 災害救助法に基づく応急修理の期間が1か月を超えると見込まれ、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難である

② 既に応急仮設住宅の提供を受けていない はい いいえ

③ 自らの資力をもっては住宅を確保することができない はい いいえ

④ 災害救助法が適用された令和4年9月23日時点において適用市町村に在住していた はい いいえ

⑤ 申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない はい いいえ

⑥ 記載された個人情報について、被災者支援上、他の行政機関等に提供することの同意 同意する 同意しない

⑦ 必要書類の添付確認
 同意書（様式第2号） 同意書（様式第3号） 資力に関する申出書（様式第4号）
 誓約書（様式第5号） 世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載のないものに限る）
 罹災証明書 物件情報書類（チラシ等）
 委任状（様式第6号） 提出書類チェックリスト（参考様式第1号）

⑧ 被災した住宅について、災害救助法に基づく応急修理を申請していない はい いいえ

この申込書に記載の内容について事実と相違ありません。

年 月 日

氏名 _____ 印 _____

- (注1) 「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを宮崎県が借り上げ、提供する住宅です。
 (注2) 家賃は無料ですが、駐車場代、光熱水費等は入居者負担になります。
 (注3) 賃貸型応急住宅に入居した場合、原則、他の応急仮設住宅に入居はできません。

様式第2号（第7条関係）

（入居者用）

同意書

このたび宮崎県賃貸型応急住宅（令和4年台風第14号）の入居申込みをいたしますが、入居する者が暴力団員であるか否かを県警察本部に照会されることに同意します。

なお、申請内容が事実と相違することがあった場合や、照会の結果、同居する者が暴力団員であった場合には、入居が無効となっても一切異議申立ては致しません。

年 月 日

（入居者）住 所 _____

申請者氏名 _____ 印 _____

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

(参考様式第1号)

提出書類チェックリスト ～提出書類に関し、不足等がないかご確認ください～

| 必要書類 注意点 | チェック欄 | | |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 申請者 | 市町村 | 宮崎県 |
| ① 宮崎県賃貸型応急住宅入居申込書(様式第1号) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 申請者さまの、屋間に連絡の取れる電話番号が記載されていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 申請者さまによる記名、押印がされていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 同意書(入居者用)(様式第2号) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 申請者さまによる記名、押印がされていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 同意書(貸主用)(様式第3号) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 貸主さまによる記名、押印がされていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 資力に関する申出書(様式第4号) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 申請者さまによる記名、押印がされていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 誓約書(様式第5号) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 申請者さまによる記名、押印がされていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 世帯全員分の住民票(マイナンバーの記載のないものに限ります。) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 罹災証明書 ※ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊が要件の場合に提出 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 物件情報書類(任意様式) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 物件情報書類(物件概要が判るチラシ等)が添付されていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 委任状(様式第6号) ※ 必要な場合に提出(貸主が不動産業者等に契約手続を委任する場合など) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 委任者さま及び受任者さまそれぞれによる記名、押印がされていますか? | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 提出書類チェックリスト(本様式) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 備考 | | | |

資-35

(参考様式第2号)

宮崎県賃貸型応急住宅賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約)

借主宮崎県(以下「甲」という。)と貸主〇〇 〇〇(以下「乙」という。)及び入居者〇〇 〇〇(以下「丙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関し、借地借家法第38条に定める契約期間満了により契約が終了して更新されない定期建物賃貸借契約を締結する。

頭書(1) 目的物件の表示

| 名 称 | 部 屋 | | 号 室 | | |
|---------|---|--------------------|-------------|-----------------|------------|
| | 所 在 地 | | | | |
| 構 造 | 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造 ・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺 ・陸屋根・その他() / () 階建 / 全() 戸 | | | | |
| | 駐 車 場 | 有() 台 ・ 無 | | | |
| 種 類 | マンション・アパート・戸建・() | 新築年月 | 年 月 | | |
| 住 戸 部 分 | 間 取 り | () LDK・DK・K・ワンルーム | 床 面 積 | ㎡ | |
| | 設 備 等 | トイ レ | 有 ・ 無 | 浴 室 | 有 ・ 無 |
| | | シャ ワー | 有 ・ 無 | 給 湯 設 備 | 有 ・ 無 |
| | | 洗 面 台 | 有 ・ 無 | 備 え 付 け 照 明 設 備 | 有 ・ 無 |
| | | 上 水 道 | 有 ・ 無 | 冷 暖 房 設 備 | 有() 台 ・ 無 |
| 下 水 道 | 有 ・ 無 | ガ ス | プロパンガス・都市ガス | | |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること(法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所所在地及び代表者氏名を記載すること。)

| | |
|---------|-----------|
| 所有者 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| (法人の場合) | 商号又は名称 |
| | 主たる事務所所在地 |
| | 代表者氏名 |

頭書(2) 契約期間

| |
|-------------------|
| 年 月 日 から 年 月 日 まで |
|-------------------|

頭書(3) 賃料

| | | | | |
|------------|--|---|-----|-----------------|
| 賃 料 | 月額 | 円 | 支払先 | 甲が乙の指定する口座に支払う。 |
| 管理費 共益費 | 月額 | 円 | 支払先 | 甲が乙の指定する口座に支払う。 |
| 支払時期 | 初回支払分: 契約成立日の翌月末まで(特別な理由がある場合は、この限りではない。) 第2回以降支払分: 当月分を当月末まで | | | |

頭書(4) 一時金等

| 項 目 | 使 途 | 負担者 | 支払先 | 支払時期 | 金 額 |
|-------------|---------------------------------------|-----|--------------|-----------------|-----|
| 礼 金 | 乙に対する礼金として | 甲 | 乙が指定する 口座 | 契約成立日の 翌月末まで | 円 |
| 退去修繕 負担金 | 原状回復(通常損耗及び 経年劣化を含む。)に要す る費用として | 甲 | 乙が指定する 口座 | 契約成立日の 翌月末まで | 円 |
| 入居時鍵等 | 入居時の鍵等の交換費用 | 甲 | 乙が指定する | 契約成立日の | 円 |

資-36

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

| | | | | | |
|--------|-------------------|---|----------------|-------------|-----------------------------|
| 交換費用 | として | | 口座 | 翌月末まで | |
| 仲介手数料 | 賃貸借契約の媒介報酬として | 甲 | 仲介業者が指定する口座 | 契約成立日の翌月末まで | 円 |
| 保険料 | 火災保険等損害保険の加入費用として | 甲 | 損害保険代理店が指定する口座 | 別に定める日まで | 損害保険加入費用実費（1年当たり1万円を限度とする。） |
| その他一時金 | 振込手数料は甲の負担とする。 | | | | |

頭書（5）丙を除く入居者

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 入居者の氏名 | | | |
|--------|--|--|--|

頭書（6）管理者（乙から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者）

※法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所所在地及び代表者氏名を記載すること。

| | | | |
|---------|-----------|--|-------------|
| 管理者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | 電話 F A X |
| (法人の場合) | 商号又は名称 | | |
| | 主たる事務所所在地 | | |
| | 代表者氏名 | | |

頭書（7）特約事項

- 1 頭書（2）で定める契約期間内に丙が退去する場合、乙は甲・丙に違約金の請求をしない。
- 2 最初の契約日から最長2年の契約期間が満了した場合、甲と乙とは原則として再契約をしない。
その際、丙が引き続き居住を希望する場合は、乙・丙で協議し決定する。
協議の結果、居住の合意が得られた場合は、乙と丙で新たな契約を締結し、合意が得られない場合は、丙は直ちに物件を明け渡し退去するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自1通を保有する。
年 月 日

| | | | | |
|-----------|----|----------------|---|------------------|
| 甲・借主 | 氏名 | 宮崎県知事 ○○ ○○ | 印 | TEL 0985-24-2944 |
| | 住所 | 宮崎市橋通東2丁目10番1号 | | |
| 乙・貸主 | 氏名 | | 印 | |
| | 住所 | | | |
| (貸主代理の場合) | 氏名 | | 印 | |
| | 住所 | | | |
| 丙・入居者 | 氏名 | | 印 | |

| | | |
|--|----|--|
| | 住所 | |
|--|----|--|

| | | | | |
|------|--|---|--------------------------|---|
| 仲介業者 | 宅地建物取引業者 | | 宅地建物取引士 | |
| | 商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地 TEL | 印 | 氏名 | 印 |
| | | | 登録番号 | |
| | 免許証番号 | | 業務に従事する 事務所所在地 TEL | |
| | 免許年月日 | | | |

【検討項目 1 : 入居者の募集方法】

○公営住宅の目的外使用について

【前提条件】

- ・公営住宅の目的外使用については、各自治体（県、宮崎市）の取扱要領等による
- ・以下の記載は、県営住宅の取扱いを中心とする

災害等の被災者等に対し、一時的な避難場所として公営住宅を短期間使用させる場合に適用している

→『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領』に準拠（県営住宅の場合。以下同じ。）

➤使用手続

入居希望者は、行政財産使用許可申請書を提出し、県が許可を行う（手続は全て『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領』『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』に準じる）

➤使用申請者

原則、入居する世帯主とする（1世帯の複数の者から申請があると混乱する恐れがあるため）

➤間取りの目安

空き住戸の状況に合わせ（随時募集住戸を想定）、賃貸型応急住宅の間取りの目安を参考に住戸を選定する

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

【検討項目 1 : 入居者の募集方法】

○災害等目的外使用の賃料等について

| | |
|--------------------------|--|
| 募集方法 | 災害目的外使用 |
| 使用申請者 | 入居する世帯主 |
| 間取りの目安（参考） | ・1人世帯 : 1R、1K、1DK、1LDK、2K、2DK ・2人世帯 : 1LDK、2K、2DK、2LDK、3K、3DK ・3～4人世帯 : 2LDK、3K、3DK ・5人以上世帯 : 3LDK、4K、4DK以上 |
| 賃料（使用料） | 負担者：宮崎県（国庫負担を想定） |
| 敷金 | 負担者：宮崎県（国庫負担を想定） |
| 退去修繕負担金 | 負担者：宮崎県（国庫負担を想定） |
| 共益費（管理費） | 負担者：入居者 |
| 光熱水費 | 負担者：入居者 |
| 駐車場使用料 | 負担者：入居者（県管理駐車場は宮崎県（国庫負担を想定）） |
| 自治会費 | 負担者：入居者 |
| 入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用 | 負担者：入居者 |

【検討項目 2 : 供与可能数の把握方法】

○公営住宅の供与可能数の調査方法について

➤ 関係者間の役割分担

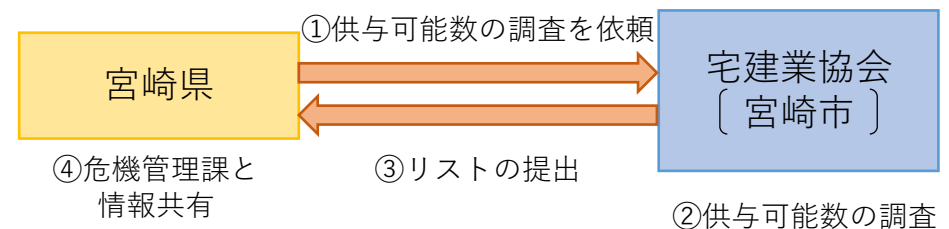
- ・県（建築住宅課）：修繕の状況等を踏まえ、県内の供与可能総数等について指定管理者及び関係市に調査を依頼
- ・（一社）宮崎県宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という）（現指定管理者）：県営住宅の供与可能数を調査し県に報告
- ・宮崎市住宅課：市営住宅の供与可能数を調査し県に報告

➤ 調査手順

- ① 県建築住宅課は、宅建協会に対しては県営住宅の供与可能数を、宮崎市住宅課に対しては市営住宅の供与可能数の調査を依頼する
- ② 宅建協会、宮崎市住宅課は修繕状況等を踏まえ、各供与可能総数を調査する
- ③ 各供与可能総数リストを作成し、県建築住宅課に報告
- ④ 県建築住宅課は、報告された総数リストを集約するとともに、県危機管理課と情報共有を行う

➤ 留意点

宮崎市において供与可能数の不足が見込まれる場合は、調査エリアに近隣の市を予め含める



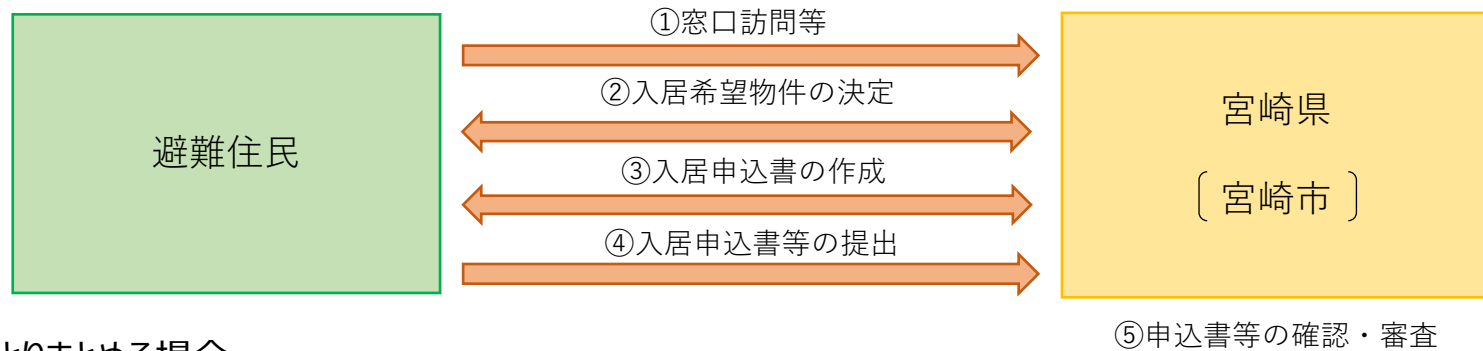
中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

【検討項目3：入居者の募集方法】

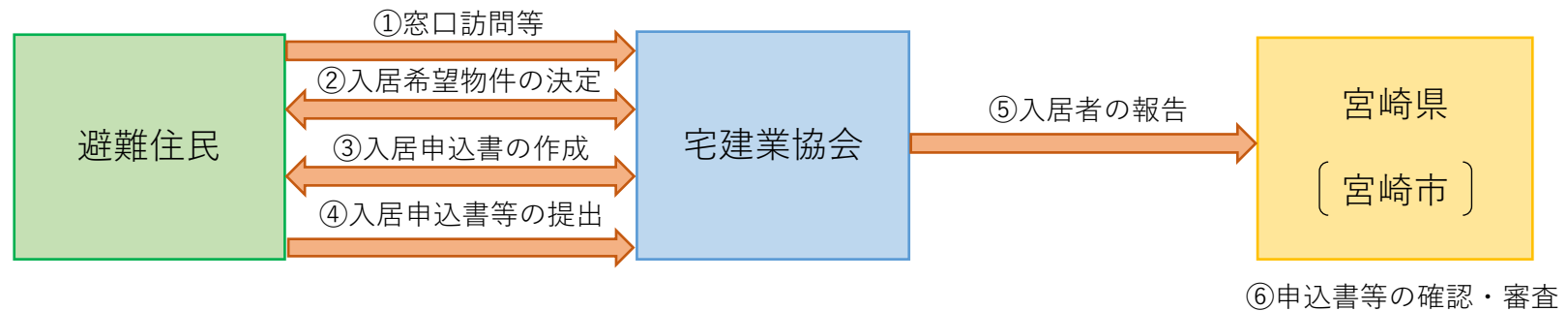
○募集から入居決定までの流れについて（概要）

- マッチングの方式は、「賃貸型応急住宅の間取りの目安を参考に抽出した随時募集住戸を避難住民に選定してもらう方式」を基本とする
- 賃貸型応急住宅と併せて募集することとし、募集事務のほか相談や入退去決定など一連の窓口事務を、県営住宅及び宮崎市営住宅の指定管理者である（一社）宮崎県宅地建物取引業協会への一括委託を今後検討する

対応の流れ



宅建業協会ですりまとめる場合



【検討項目3：入居者の募集方法】

○募集マニュアルや様式案について

- 『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領』に準拠

○周知方法について

- 避難住民に対する募集物件の情報や制度内容等の周知方法は次による
 - ・募集物件チラシや制度パンフレットの配布（一時避難先のホテル・旅館にて配布）
 - ・ホームページに特設サイトを開設（県又は（一社）宮崎県宅地建物取引業協会のHP）

○対面窓口について

- （一社）宮崎県宅地建物取引業協会に対面窓口の本部を設置して対応するほか、希望物件を媒介する宅建業者の情報をチラシ及び特設サイトに掲載して避難住民が自ら媒介業者に接触
- 関係団体の協力の下、一時避難先のホテル・旅館において臨時窓口を巡回設置

○物件案内の方法について

- 通常の一般入居と同様、当該物件を管理する宅建業者が必要に応じて現地での内見を実施

○電話等による相談窓口の設置について

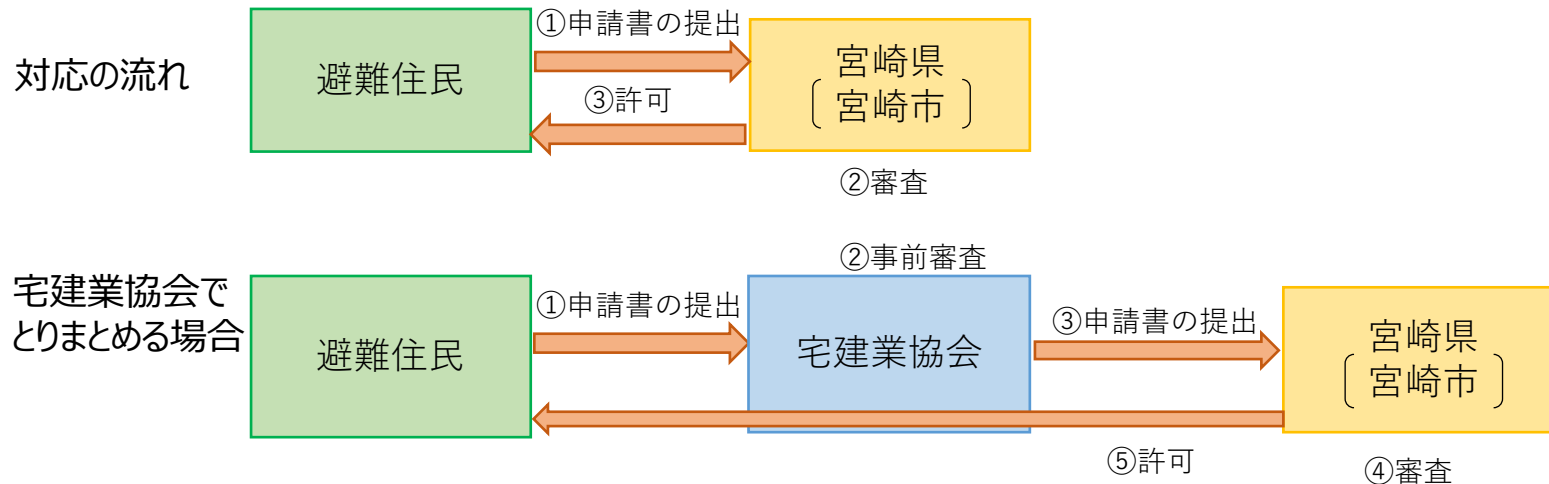
- 電話やメールによる一元的な専用相談窓口を県と関係団体で協力して設置
- 避難住民の利便性向上と対応にあたる職員の負担軽減のため、基本情報の提供や質問内容の前さばきを行うコールセンター（外部委託）の設置を検討

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

【検討項目4：入居申し込み方法】

○申込受付から入居決定の流れについて

- 申込受付は県建築住宅課において行うこととし、混乱回避のため原則先着順とする。なお、受付は各対面窓口において行うほか、電話やメール等による申込も可能とする。
- 入居決定に係る審査は県において行う
- 関係団体は、事前審査を終えた行政財産使用許可申請書等を県に提出し、県は審査ののち許可する（申請後に速やかに審査を行う必要がある）
- 申込受付から入居決定の流れは次のとおり



○入居申込書等の様式案について

- 『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』に準拠

【検討項目 5 : 申し込み内容の確認方法】

○審査方法について

- 県で入居決定の審査を行う

- 緊急事態であることから、『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』で求めている「罹災証明書」は不要とする

- 想定する必要書類は次のとおり
 - ①行政財産使用許可申請書
 - ②運転免許証、車検証の写し（駐車場を使用する場合）
 - ③避難元住所が分かる書類
 - ④その他県が求める書類

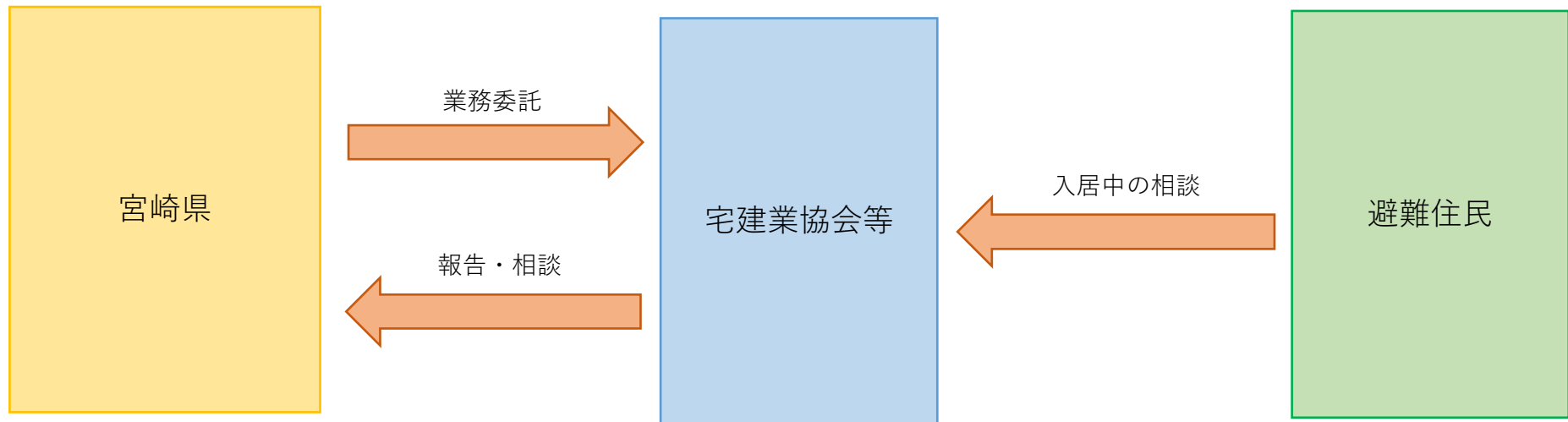
○入居許可等の様式案について

- 『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』に準拠

【検討項目 6 : 入居期間中の対応方法】

○入居者の相談対応方法について

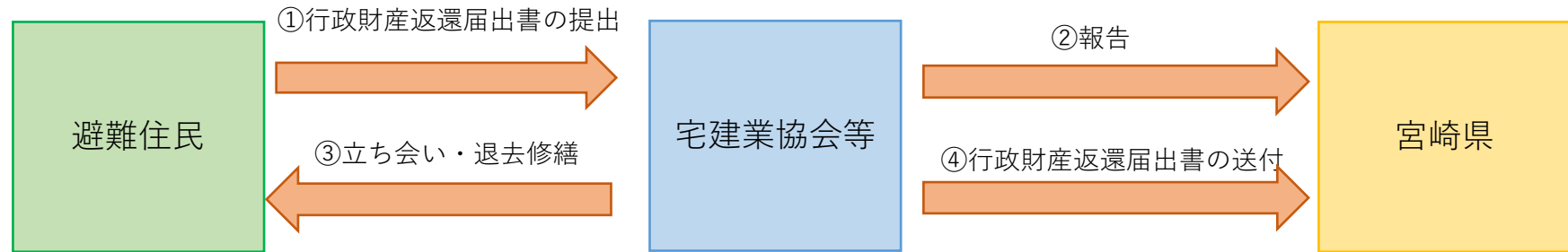
- 県は、避難住民の入居に関する相談等に対応するコールセンターを設置する（業務委託を想定）



【検討項目 7 : 退去手続きの方法】

○退去方法について（（一社）宮崎県宅地建物取引業協会への業務委託を想定）

・『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領』に準拠



○必要書類について

・『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』に準拠

○退去修繕で避難住民の費用が発生する場合

・入居者に故意又は過失による損害がある場合、避難住民にその修繕費を請求

参 考

準拠する『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領』
『災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領』
に係る様式を抜粋
(県営住宅の場合)

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

○災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領

県土整備部建築住宅課
平成18年9月12日
平成23年3月1日改正
平成29年2月1日改正
令和3年4月1日改正
令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、災害等の被災者等に対し、一時的な避難場所として県営住宅を短期間使用させる場合の事務処理を迅速に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可（以下「使用許可」という。）に関する取扱いについて、公有財産取扱規則（昭和39年規則第20号。以下「規則」という。）及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（昭和61年4月1日付け総務部管財課定め）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象災害)

第2条 この要領において災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれに類する被害をいう。

(使用許可対象者)

第3条 使用許可の対象者は、市町村の長が、県営住宅を災害等により一時的な避難場所として使用させることが適当である者（以下「一時使用適格認定者」という。）の選考を目的として設置した選考委員会等の意見を聞いて、次の各号のいずれかに該当すると認めた者とする。

- (1) 災害等による被災者で、原則として市町村が発行する当該災害等に係る罹災証明書の発行を受けた者
 - (2) 災害等による避難世帯で、原則として市町村が発行する当該災害等に係る避難指示証明書の発行を受けた者
 - (3) 前2号以外の者で、原則として市町村が発行する当該災害等に係る一時使用適格認定者であることの証明書の発行を受けた者
- 2 前項第2号又は第3号に該当する者として県営住宅の目的外使用許可を受けた者が、許可を受けた後に同項第2号又は第3号の要件を欠くこととなった場合、当該使用許可対象者は、要件を欠くこととなった日から使用許可期限までの間は、なお、同項第2号又は第3号の要件に該当す

るものとみなす。

(対象住宅)

第4条 使用の対象となる県営住宅（以下「対象住宅」という。）は、被災者等の希望その他の事情を考慮し、その都度定めるものとする。

(使用許可申請期限)

第5条 使用許可の申請期限は、当該災害等により住宅に困窮している状態になった日から起算して1月以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、これを延長するものとする。

(使用許可期限等)

第6条 使用許可の期限は、1年以内とする。ただし、必要に応じて更新できるものとする。

(使用許可条件)

第7条 使用許可の条件は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ知事の承認を得た場合のほか、使用許可財産を転貸しないこと。
- (2) 使用許可を受けた権利を譲渡しないこと。
- (3) あらかじめ書面により知事の承認を得た場合のほか、使用許可財産を使用許可書に明示した以外の使用目的又は用途に使用しないこと。
- (4) あらかじめ書面により知事の承認を得た場合のほか、使用許可財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (5) 使用許可条件に違反したことにより、県に損害を与えたときは、使用者は、その損害につき賠償すること。
- (6) 公用若しくは公共用に供するため必要と生じたとき、又は使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。
- (7) 使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることにより使用者に損失が生じる場合があっても、使用者はその補償を要求することができないこと。
- (8) 申請書に記載された者以外の者を入居させないこと。
- (9) 犬や猫等のペットの飼育、保安及び衛生上有害又は危険なものを持ち込むなど、周辺の環境を乱し又は他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (10) 申請の内容に虚偽の事項があった場合は、許可を取り消すこと。
- (11) 県営住宅はあくまでも避難場所とし、使用許可期間内に新たな住居の確保に努めるものとし、使用許可期限が到来する際には、速やかに県営住宅を明け渡すこと。
- (12) その他必要と認める事項

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

(連帯保証人の免除)

第7条の2 規則第24条第5項で準用する同第18条第1項に定める連帯保証人は不要とする。

(緊急連絡人)

第7条の3 使用者は、緊急連絡人（使用者と連絡が取れないときその他県営住宅の管理等に支障が生じたときに緊急連絡先となる者をいう。以下同じ。）を立てなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められる場合は、緊急連絡人を必要としないこととすることができる。

(使用料)

第8条 使用料は、免除する。

(費用負担)

第9条 次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持運営に要する費用

(修繕費用の負担)

第9条の2 使用許可対象住宅の使用によって生じた修繕に要する費用は、県の負担とする。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により使用許可対象住宅に修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(事務手続)

第10条 使用許可に係る事務手続については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

○災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する事務処理要領

県土整備部建築住宅課
平成18年9月12日
平成23年3月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年2月1日改正
令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、災害等による県営住宅の目的外使用許可に関する取扱要領(以下「許可要領」という。)第10条の規定により、県営住宅の目的外使用許可に係る事務手続について定めるものとする。

(事務手続)

第2条 事務手続は、行政財産の目的外使用許可に該当するものとして、公有財産取扱規則(昭和39年規則第20号。以下「規則」という。)及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領(昭和61年4月1日付け総務部管財課定め)の定めるところにより西臼杵支庁長及び各土木事務所長が行うものとする。

2 使用許可申請に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

(1) 事務処理に使用する様式は、次に掲げるものとする。

- ① 行政財産使用許可申請書(様式第1号)
- ② 行政財産使用許可書(様式第2号)
- ③ 使用許可財産返還届出書(様式第3号)
- ④ 行政財産使用許可台帳(様式第4号)

(2) 規則第24条第1項第13号に規定する「その他参考となるべき事項」を明らかにするため、市町村が発行する当該災害等に係る罹災証明書等(以下「罹災証明書等」という。)の写しを添付させること。ただし、罹災証明書等の写しの提出が間に合わない場合は、電話による確認等、被災者に配慮した対応を行うことができるものとするが、後日、必ず罹災証明書等の写しを提出させること。

3 許可申請書の受理に当たっては、被災者等の実情を考慮し、特に迅速に行うように留意しなければならない。

4 使用許可は、許可要領のとおりであるが、その許可に当たっては、次の各号に留意すること。

(1) 当初の使用許可期間は、申請の際、罹災証明書等の写しを提出した者については1年とし、それ以外の者については3月とする。

なお、当初の使用許可期間を3月と定めた者で、使用許可期限内に罹災証明書等の写しを提出した者については、必要に応じて、当初の使用許可期間と通算して1年以内の期間で更新することができるものとする。

また、入居から1年を経過した後にあっては、必要に応じてさらに使用許可期間を更新することができるものとする。

(2) 使用許可期間の更新については、許可期間満了の15日前までに使用者と面談等を行い、再度、行政財産使用許可申請書を提出させ、災害等の状況等を十分に勘案した上、判断するものとする。

5 使用許可財産の返還に当たっては、使用者に使用許可財産返還予定日の5日前までに使用許可財産返還届出書(様式第3号)を提出させ、退去検査を行った上で使用許可を受けた住宅を返還させるものとする。

附 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

様式第1号

行政財産使用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

| | | |
|-------|-----|-----|
| 申請者 | 住所 | [] |
| | 氏名 | [] |
| | 連絡先 | [] |
| 緊急連絡人 | 住所 | [] |
| | 氏名 | [] |
| | 連絡先 | [] |

下記のとおり、県営住宅の目的外使用を申請します。

記

| | | | |
|--------|---|----|--------|
| 災害等の状況 | <small>被災等の状況、避難指示、避難指示の有無、災害地からの距離等について記載してください。</small> | | |
| 自宅等の状況 | <small>県営住宅及び自宅周辺の電気、水道、ガス等のライフラインを含む自宅の状況について記載してください。</small> | | |
| 希望団地 | 県営 | 団地 | 棟 号室 |
| 使用希望期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 氏 名 | 続柄 | 生年月日 |
| | | | 現 住 所 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 駐車場使用 | 使用希望あり | ・ | 使用希望なし |

【添付書類】

- 1 災害等の状況を確認できる書類
罹災証明書、避難指示証明書、その他証明書
- 2 駐車場使用を希望する場合は、運転免許証、車検証の写し

様式第2号

シレイ -

行政財産使用許可書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により次の条件をつけて許可します。

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 使用許可財産及び使用許可内容

| | | | |
|--------|----------------------|-----|------|
| 使用許可住戸 | 県営 | 団地 | 棟 号 |
| 使用者氏名 | | | |
| 同居者数 | 名 | | |
| 住宅使用料 | 使用料 | 月額 | 円 |
| 駐車場 | 区画番号 | 使用料 | 月額 円 |
| 使用許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 使用目的 | 災害等による県営住宅の一時的な目的外使用 | | |

2 使用許可条件

- (1) 住宅関係
 - ① あらかじめ知事の承認を得た場合のほか、使用許可財産を転貸しないこと。
 - ② 使用許可を受けた権利を譲渡しないこと。
 - ③ あらかじめ書面により知事の承認を得た場合のほか、使用許可財産を使用許可書に明示した以外の使用目的又は用途に使用しないこと。
 - ④ あらかじめ書面により知事の承認を得た場合のほか、使用許可財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
 - ⑤ 使用許可条件に違反したことにより、県に損害を与えたときは、使用者は、その損害につき賠償すること。
 - ⑥ 公用若しくは公共用に供するため必要と生じたとき、又は使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。
 - ⑦ 使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることにより使用者に損失が生じる場合があっても、使用者はその補償を要求することができないこと。
 - ⑧ 申請書に記載された者以外の者を入居させないこと。
 - ⑨ 犬や猫等のペットの飼育、保安及び衛生上有害又は危険なものを持ち込むなど、周辺の環境を乱し又は他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
 - ⑩ 申請の内容に虚偽の事項があった場合は、許可を取り消すこと。
 - ⑪ 県営住宅はあくまでも避難場所とし、使用許可期間内に新たな住居の確保に努めるものとし、使用許可期間が到来する際には、速やかに県営住宅を明け渡

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

- 十こと。
- (2) 駐車場関係
- ① 使用決定を受けた駐車区画を他の者に貸し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。
 - ② 駐車場以外の用途に供しないこと。
 - ③ 白線、舗装線を模様替えしたり、又は工作物を設置しないこと。
 - ④ 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理支障となる行為を行わないこと。
 - ⑤ 駐車場内において、天災、火災、盗難、暴力行為、いたずらその他の事故により生じた車両の損害又は人身事故等については、使用者の管理責任において処理すること。
 - ⑥ 使用決定を受けた自動車を使用決定された駐車場区画以外の箇所に駐車しないこと。
 - ⑦ 所定の区画からはみださないように駐車すること。
 - ⑧ 団地内では、徐行及び安全運転を行い、人身、物損事故を未然に防ぐように努めること。
 - ⑨ 駐車場を清潔に保つこと。
 - ⑩ 駐車場を含む団地内の良好な住環境を維持するための自治会等の指導に従うこと。
 - ⑪ その他駐車場の秩序を保持すること。
- 3 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示
- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上記1の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号

使用許可財産返還届出書

年 月 日

殿

(申請者)
 移転先住所
 氏 名
 [連絡先:]

下記のとおり行政財産の使用許可を受けていますが、年 月 日付けで行政財産を返還しますので、お届けします。

記

1 使用許可年月日、指令番号及び使用許可期間

| 所属年度 | 使用許可年月日 及び指令番号 | 使用許可期間 |
|------|-------------------|--------------------|
| シレイ | 年 月 日 — | 年 月 日から 年 月 日まで |
| シレイ | 年 月 日 — | 年 月 日から 年 月 日まで |
| シレイ | 年 月 日 — | 年 月 日から 年 月 日まで |

2 使用許可財産の表示

| 住宅 | 所在地 | 構造・タイプ | |
|-----|----------|--------|---------|
| | 団地名 | 団地 棟 号 | 月額使用料 円 |
| 駐車場 | 駐車場の区画番号 | | 月額使用料 円 |

3 原状回復の状況

- ① 公共料金の精算 ()
- ② 共益費の精算 ()
- ③ 使用者の故意又は過失による特別な損害等による破損に係る修繕

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【公営住宅】

様式第4号

行政財産使用許可台帳

| | | | | | | |
|-------------------------|-------------------|------------|--------------------|-------------|------------|------|
| | | | | 索引番号 | | |
| 財産の表示 | 名称 | 県営 棟号 | 団地 | 管理主管 部局名 | | |
| | 駐車場 | | | 管理分掌 機関 | 課名 出先機関 | |
| 使用者 | 住所 | 申請時 | | | | |
| | | 現在 | | | | |
| | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 使用の目的 災害等に伴う一時的な居住の場として | | | | | | |
| 所属 年度 | 使用許可年月日 及び指令番号 | | 使用許可期間 | | 使用料 (円) | 摘要 |
| | シレイ | 年 月 日 — | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | シレイ | 年 月 日 — | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | シレイ | 年 月 日 — | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理

【モデル検討を踏まえた整理】

1. 関係者の役割分担

○中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り

| 担当部署 | | 役割 | |
|------|--------------------|--|----------------------------------|
| 宮崎県 | 危機管理課 | 県内の総合調整、要避難地域（沖縄県宮古市）との連絡調整 | |
| | 建築住宅課 | 住宅企画担当 | 賃貸型応急住宅の供与調整、供与手続き（相談・募集・入退去事務等） |
| | | 公営住宅担当 | 県営住宅の供与、供与手続き（相談、募集、入退去事務等） |
| | 財産総合管理課 | 県職員宿舍の供与 | |
| 市町村 | 住宅課等 | 公営住宅の供与 | |
| 関係団体 | （一社）宮崎県宅地建物取引業協会 | 県へ賃貸型応急住宅供与数の情報提供、（県が行う供与手続き業務の委託を検討 → 一括して賃貸型応急住宅と公的住宅の相談、募集、入退去事務を実施） | |
| | （公社）全日本不動産協会宮崎県本部 | | |
| | （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 | 県へ賃貸型応急住宅供与数の情報提供 | |

2. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

○留意点について

【賃貸型応急住宅】

- ・ 受入想定自治体において1K～2DK等の居室が2以下の間取りが不足することから、家賃の限度額を設定する際、少人数世帯がより広い間取りの住戸に入居することを想定する必要があるが、他の受入各県との違いが懸念される

【公的住宅】

- ・ 通常の公営住宅の入居希望者と避難住民の入居の優先順位について苦慮することが想定される

○主な課題について

【共通】

- ・ コミュニティの維持に配慮した入居物件の調整が必要となる可能性がある
- ・ 外部委託を想定する団体に十分な人員が確保できないことから、全国的な支援や調整が必要
- ・ 関係団体の協力は受入各県で必須であることから、国から全国組織への協力要請を要望する
- ・ 外部に委託する業務は受入各県に共通するものと思慮されるため、国に委託仕様書、様式、必要書類等の提示を要望する
- ・ 外部委託に要する費用を救援の対象として確定していただきたい
- ・ 住宅には多様な仕様が存在するため、あらかじめ応急住宅の仕様（例えば建設年度、風呂の有無、和室の仕様、駐車場など）を整理し、宅建業者が供給の可否を判断できる基準を国が策定することを要望する
- ・ 中長期の収容施設に移行する際のホテル等からの移動費及び移行後の避難住民が利用する交通手段に関する検討を国が行うことを要望する

2. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

○主な課題について（つづき）

【賃貸型応急住宅】

- ・ 有事に迅速に対応するため、年1回程度の訓練を兼ねた物件調査の実施を今後検討する
- ・ 宅建業法の緩和について（法第35条、法第37条：説明、書類交付など）
- ・ 敷金・礼金などの取扱いの統一

【公的住宅】

- ・ 迅速な公営住宅での受け入れを実現するために、国による修繕費の支援を要望する



5 就学再開

1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障がいのある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入市町村である宮崎市において、児童生徒の受入れ・支援スキーム等を検討することとし、並行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、例えば、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、例えば、児童生徒の受入れについては可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。

3. モデル検討の対象となる受入地域の選定

○モデル検討の対象となる受入地域として、「初期的な計画」で検討した受入先市町村である宮崎市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入地域：宮崎市 ※「初期的な計画」における避難元市町村：宮古島市

○受入地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下の通り。

| 担当部署 | 役割 |
|--------------------|-----------------------------------|
| 宮崎県教育庁教育政策課 | 担当部署の総合調整 |
| 宮崎県教育庁高校教育課 | 沖縄県や保護者との相談窓口（高校教育） |
| 宮崎県教育庁義務教育課 | 沖縄県・宮古島市や保護者との相談窓口（義務教育） |
| 宮崎県教育庁特別支援教育課 | 沖縄県や保護者との相談窓口（特別支援教育） |
| 宮崎県教育庁財務福利課 | 施設・設備の借用等に関する契約等の手続 |
| 宮崎県教育庁人権同和教育・生徒指導課 | 保護者等との相談窓口（児童生徒の心のケア等） |
| 宮崎市教育委員会企画総務課 | 担当部署の総合調整 |
| 宮崎市教育委員会学校施設課 | 施設・設備の借用等に関する契約等の手続 |
| 宮崎市教育委員会学校教育課 | 避難元地域（宮古島市）や保護者との相談窓口（小・中学校教育） |
| 宮崎市教育委員会教育情報研修センター | 避難元地域（宮古島市）との相談窓口（小・中学校ICT環境） |
| 宮崎市教育委員会生涯学習課 | 避難元地域（宮古島市）との相談窓口（児童クラブ・放課後子ども教室） |
| 宮崎市教育委員会保健給食課 | 避難元地域（宮古島市）との相談窓口（小・中学校給食） |

【検討項目 1：避難元地域と避難先地域との連携】

双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- 就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市町村教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- 連絡調整等の総括や総合調整等を行うための体制・仕組みを整備する。
- 避難元地域や避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するため窓口や専用サイト等の整備など、体制・仕組みを整備する。
- 双方地域関係者による意見交換等の場を定期的を開催する。

○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- 避難先地域の学校への転入学の場合や、避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など、個別の対応等に応じて、避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- 役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、各種手続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など、臨機応変に対応する。

○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- 障がいのある児童生徒、特別な配慮・支援が必要な児童生徒も含めた個人情報や、転入学手続等において必要となる指導要録等の基本情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。
- 避難元地域の状況等を踏まえ、転入学における事務手続等について可能な限り弾力的に対応する。

【検討項目2：児童生徒の受入れ】

※児童生徒の受入れに係る手続・イメージ図

具体的な手続や手順は、例1（転入学の場合）や例2（学校再開の場合）等の実際の対応に応じて変わり得るが、想定される手続の要素の例は以下のとおり。
必ずしもここで記載した順序で行うものではない

《避難元地域》

連携・協力

《避難先地域》

(必要に応じて)
保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※例1・例2等を踏まえてどのような対応をとるか検討
(これまでの自然災害(例))

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で、避難先で避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

(転入学の場合(例))

- ・受入可能な学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整

(学校再開の場合(例))

- ・施設・設備等に関する調整

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

(必要に応じて)
避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応
(対応の例)

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問合せへの対応

(必要に応じて)
避難元自治体からの相談等への対応
(対応の例)

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

(対応の例)

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施
(児童生徒の受入れや施設・設備等に関する状況把握等)
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応(追加の情報収集・情報提供等)

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

(必要となる手続の例)

- ・(転入学の場合(例)) 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・(学校再開の場合(例)) 施設・設備の借用等に関する契約等の手続



就学再開



【検討項目2：児童生徒の受入れ】

※当面の検討においては、下記の例1・例2のいずれの可能性も想定しつつ、必要な調整・手続等を整理
必ずしもここで記載した順序で行うものではない

例1：「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

例2：「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- 保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する。
- 転入学手続等に関する問合せに対応する。

- 避難元自治体の対応方針に関わらず、個別に転入学等を希望する保護者等からの問合せに対応する。

避難元自治体からの相談等への対応

- 避難元自治体からの相談や問合せ等に応じて、避難元自治体が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する。
- 先行して受入学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する。

- 避難元自治体からの相談や問合せ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する。
- 先行して受入施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する。

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入可能性等の状況を確認するため、受入可能人数や、障がいのある児童生徒への対応可否、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う。
- 私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する。
- 受入学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う。

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入可能性等の状況を確認するため、受入可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う。
- 学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う。
- 受入施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う。

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- 受入学校及び受入人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入準備を行う。
- 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかな受入れを行う。
- 学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する。
- 必ず児童生徒等の在籍状況を確認した上で受け入れるよう留意する。
- 保護者・児童生徒等に対する転入学前の説明を行う。

- 避難元自治体からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う。
- 受入施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する。
- スクールバスや学校給食の手配等に関する地域の情報収集を行い、コネクション等を共有する。

【検討項目 2 : 児童生徒の受入れ】

児童生徒の受入れに当たり勘案すべき事項

○避難期間（当初 1 か月 / 1 か月を超える場合等）

- 避難直後には、避難先収容施設（宿泊施設）の近隣施設（学校等）の臨時的な利用等の応急的な対応が予想されることから、この実施のために必要な協力・支援等（利用可能施設紹介等の調整・手続）について、速やかに対応する。
- 避難後 1 か月以降は、居住地が変わることが見込まれることを踏まえ、本格的な就学再開を速やかに行うことができるよう、避難元地域に対する協力や支援等について検討を進める。

○居住地（避難先収容施設）との関係

- 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入可能な学校・施設等について検討していく必要がある。
- 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。

※避難期間や居住地等を想定した受入計画の概略（例・イメージ）

| 区分 | | ▶▶▶▶▶ 避難後 1 か月間 ▶▶▶▶▶ | | ▶▶▶▶▶ 避難後 1 か月以降 ▶▶▶▶▶ | |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|---|---------------------------|-------------------|
| 避難元地域と避難先地域との連携 | | 速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応 | ●避難元地域との連絡・調整等連携・協力体制構築 ●役割分担整理 ●児童生徒に関する情報共有 など | 避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続 | |
| 短期・中長期で居住地が大きく変わる場合 | 避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動 | 避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施 | 本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施 （利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施など） | | |
| | 中長期収容施設以降後の期間の教育活動 | 転入学の場合 | 転入学に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先学校候補の調査を実施し、情報を提供 受入手続においては、弾力的・速やかに対応 | 避難先地域への転入学 | ※途中で対応が変更となる場合も想定 |
| | | 学校再開の場合 | 学校再開に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供 学校再開手続等について、可能な限り協力・支援 | 避難元地域による学校再開 | |
| 短期・中長期で居住地があまり変わらない場合 | 中長期収容施設以降後の期間の教育活動 | 避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施 | 本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施 | 速やかに、避難先地域への転入学・学校再開を実施 | |
| 就学再開の際に必要な児童生徒への支援 | | 避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応 | ●学用品（教科書含む）の給与 ●スクールバス等による通学支援 ●学校給食の提供 ●オンライン教育環境の整備 ●障害のある児童生徒への配慮 ●家計が急変した児童生徒に対する就学支援 ●心のケアや学習支援等の教職員加配 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援 など | | |

【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

○児童生徒の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- ▶避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- ▶避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として、避難元学校からの要請等を踏まえ、スクールカウンセラーの配置やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言、情報提供や、避難先地域の医療機関の紹介等、地域の情報やコネクション等を共有する。

○学校種に応じた配慮事項

- ▶高等学校の転入学に関しては、義務教育とは異なり、修得した単位に応じて相当学年に転入することができることや、専門高校の場合、実習室等の不足も考えられることなどを踏まえ、調整・手順についての検討を進める。
- ▶宮古島市に所在する高等学校及び特別支援学校の生徒の一部を受入れる可能性があるが、同一校に通学する生徒の避難先が複数県・複数市に分散することも踏まえ検討を進める。

○進級、進学、卒業等における配慮

- ▶児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないように配慮する。
- ▶卒業年次の高校生等については、大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど、必要な配慮について検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- ▶本検討における基本的な調整・手続は、公立学校を想定して整理しているが、例えば、避難元地域の私立学校についての対応や、避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ、今後検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- ▶幼稚園や認定こども園、保育所等就学前施設に関しては、本年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

【検討項目 4 : 課題・留意点等の把握】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

▶就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続の各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、県及び宮崎市の就学関係担当部署等に対して、アンケートによる意見聴取等を実施した。

※「意見聴取等結果」の取りまとめ結果は次ページ

※「意見聴取等結果」の取りまとめ結果

| 区 分 | | 主な意見【部署名】 |
|---------------------|-----------------------|--|
| 避難元地域と避難先地域との連携 | | <p><国に検討をお願いしたいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担（教科書代、スクールバス代など）について、あらかじめ国及び双方の義務教育担当課間で整理することが必要ではないか。【県義務教育課】 ・指導要録、個別の教育支援計画等の情報共有については国での一元的な管理体制に基づく対応ができないか。【県特別支援教育課】 <p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入学に必要な指導要録等の情報を、オンラインで適正かつ円滑に共有するための方法を、避難元自治体の義務教育担当課と検討する。【県義務教育課】 ・学籍情報、成績、健康状態（持病、アレルギーなど）、心理的な状況、特別な支援の必要性（例：特別な教育的ニーズ）、障がいの種類、障がいの認定などを迅速かつ正確に引き継ぐための情報共有。【宮崎市学校教育課】【県特別支援教育課】 |
| 児童生徒の受入 | 避難先地域の学校への転入学 | <p><本県における事情を踏まえたもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市内に聴覚障がい特別支援学校がないことから、受入先の学校が他の市町になる可能性がある。【県特別支援教育課】 ・宮古工業高校には自動車機械システム科があるが、本県の県立高校には類似の学科がなく、私学での受入れも検討する必要があるのではないか。【県高校教育課】 <p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食でのアレルギー対応について、受け入れる児童生徒の情報整理の中で、給食に関する特記事項（食物アレルギー等）の聴取、エピペンの利用情報の伝達、就学時健診結果の提供、学校健康診断の結果の提供、スポーツ振興センター災害共済給付契約の加入の有無の整理が必要。【宮崎市保健給食課】 ・特別支援学校については、本人・保護者の希望も含めた教育相談を県が行い（特別支援学校のチーフコーディネーター等の協力を得る等）要望を聴取することも考えられる。【県特別支援教育課】 ・障がいのある児童生徒の丁寧な受入れを目指し、教育相談・体験入学（1時間、半日等で段階的に）の後に転入することも考えられる。【県特別支援教育課】 ・机や椅子といった備品が不足する場合の対応についても検討が必要ではないか。【県財務福利課】 |
| | 避難先地域における避難元学校の教育活動再開 | <p><本県における事情を踏まえたもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・余裕教室のある特別支援学校はないため、転入学希望の人数、障がい種によって柔軟に対応してはどうか。【県特別支援教育課】 ・宮崎市内に聴覚障がい特別支援学校がないことから、受入れ先の学校が他の市町になる可能性がある。学習を優先するか、心理的な安定を優先するかによって対応が異なる。1か所に集まることを望むのであれば公共施設の利用を検討することも考えられる。【県特別支援教育課】 <p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉校した学校を使用する場合、建物や消防設備等の点検を行っていないければ安全性を確保できないのではないか。（国も含め、安全性を確保する方策を検討することが必要ではないか。）【県財務福利課】 |
| 児童生徒への支援に当たり留意すべき事項 | | <p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学希望者に関し、入学者選抜における特別措置等がある場合には、学校への指導、児童生徒及び保護者に対する情報提供を徹底する。【県義務教育課】 ・離れてしまった友達や教員との定期的な交流の機会が必要ではないか。【県特別支援教育課】 ・児童生徒の心のケアに関して、国や全国の臨床心理士会からのカウンセラーの応援が想定される。受入れを行う際、交通手段や宿泊場所の確保に係る課題が想定される。【県人権同和教育・生徒指導課】 ・心のケアが必要となる児童生徒への日常的な対応を担う、教員や保護者、受入れ施設担当への心理教育の実施に係る手続き等が課題。【県人権同和教育・生徒指導課】 ・特別支援教育就学奨励費でのタクシー利用も考えられる（区分認定、支給など課題あり）。【県特別支援教育課】 ・学童保育に関する検討も必要ではないか。【宮崎市生涯学習課】 |
| 上記以外（自由意見含む） | | <p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の各学校への受け入れ人数設定の際には、各学校給食施設の提供可能な食数を考慮することが必要ではないか。【宮崎市保健給食課】 ・保護者の心理的な安定のため、必要に応じて家族全体のフォローを福祉部局と連携して実施することも考えられる。【県特別支援教育課】 |

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○意見聴取結果等を踏まえた検証・分析

※「検証・分析結果」の取りまとめ

| 区 分 | | 意見聴取結果等を踏まえた検証・分析結果の整理 |
|---------------------|-----------------------|--|
| 避難元地域と避難先地域との連携 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国、県、市の役割分担（費用負担含む）の整理が必要 |
| 児童生徒の受入 | 避難先地域の学校への転入学 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 宮崎市内に聴覚障がい特別支援学校がないことから、聴覚障がいの生徒の受入れの検討が必要 ▶ 宮古工業高校には自動車機械システム科があるが、本県の県立高校には類似の学科がなく、私学での受入れの検討が必要 |
| | 避難先地域における避難元学校の教育活動再開 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別支援学校については、余裕教室がないことから、人数や障がい種による柔軟な対応の検討が必要 ▶ 閉校となった学校を使用する場合の、安全性の確保に関する議論が必要 |
| 児童生徒への支援に当たり留意すべき事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童生徒の心のケアに関し、教員や保護者等への心理教育の実施 ▶ 避難先が離れた友人や教員との定期的な交流機会の確保 |
| 上記以外（自由意見含む） | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 給食の提供可能食数を考慮した、各学校への受入人数設定 ▶ 福祉部局との連携による避難家族へのフォロー |

○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

※「次年度に向けた課題等」の取りまとめ

| 次年度の検討に向けた課題等 | 課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策 |
|--------------------------------|--|
| 国、県、市の役割分担（費用負担含む）の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難元地域の住民は複数の避難先地域に分かれることになり、避難先地域によって役割分担が変わることは事務手続き上、混乱を生じるおそれがあるため、共通的な課題として改善方策等を整理できるとよいのではないか。 |
| 児童生徒の受入れにあたっての課題 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 閉校となった学校を使用する場合の安全性の確保について、共通的な課題として改善方策等を整理できるとよいのではないか。 ▶ 聴覚障がいのある生徒への対応について、避難元地域とも協議の上、検討する。 ▶ 自動車機械システム科の生徒への対応について、本県私学所管課とも協議の上、検討する。 |
| 児童生徒の心のケアに関する、教員や保護者等への心理教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 心理教育の実施について、共通的な課題として改善方策等を整理できるとよいのではないか。 |

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ① : 避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

《 市町村立小学校・中学校 》

- 小学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（小学校区等）を参考に記載。
- 中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（中学校区等）を想定し記載。
- 教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入先市町村が異なる可能性があることに留意。

| 初期的な計画 における 受入先市町村 | 避難元 市町村 | 小学校 | | | | 中学校 | | | |
|--------------------------|------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|
| | | 学校数 | 児童数 | 教員数 | 備考 | 学校数 | 生徒数 | 教員数 | 備考 |
| 宮崎市 | 宮古島市 | 3 | 646 | 54 | | 3 | 339 | 47 | |

《 県立高等学校・特別支援学校 》

- 高等学校及び特別支援学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元（宮古島市）に所在する学校について記載。
- 当該学校のうちの一定数について受け入れる可能性があるが、現時点では、当該学校の児童生徒数・教員数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他県の受入先市町村と生徒数・教員数が重複するため、全ての児童生徒・教員が受入対象ではないことに留意）。

| 初期的な計画 における 受入先市町村 | 避難元 市町村 | 高等学校 | | | | 特別支援学校 | | | |
|--------------------------|------------|------|-------|-----|--------------------------------------|--------|----------------------------|-----|-------------------------------------|
| | | 学校数 | 生徒数 | 教員数 | 備考 | 学校数 | 児童生徒数 | 教員数 | 備考 |
| 宮崎市 | 宮古島市 | 3 | 1,367 | | 左記の生徒数等のうち 142の一定数について受入 可能性あり | 1 | 90 (幼5/小42 /中18/高25) | 61 | 左記の児童生徒数等 のうちの一定数につい て受入可能性あり |

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ②：県内受入れ先市町村に所在する学校数

- ▶「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数以下の通り。
- ▶実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学校区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある。

(令和7年5月1日現在)

| 区分 | | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------------------------------|
| 宮崎市 | 国立 | 1校 | 1校 | 0校 | 0校 |
| | 公立 | 46校 | 27校 | 10校 | 5校 (幼稚部2、小学部5、中学部5、高等部5) |
| | 私立 | 0校 | 6校 | 7校 | 0校 |
| | 合計 | 47校 | 34校 | 17校 | 5校 (幼稚部2、小学部5、中学部5、高等部5) |



6 就労支援

就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

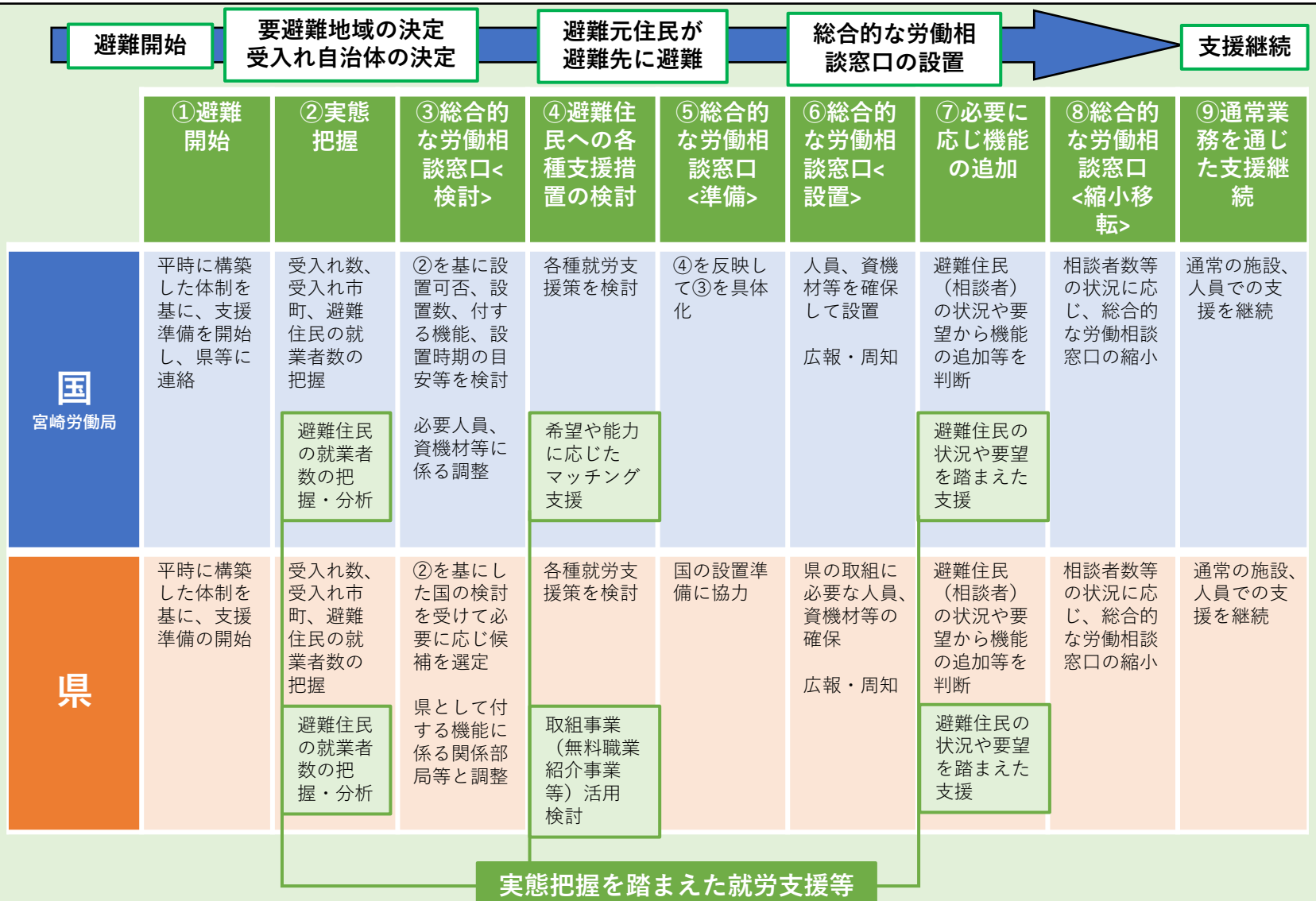
- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における九州・山口各県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と都道府県労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の宮崎県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、沖縄県先島5市町村で就業している方々の職業等を考慮するとともに、本県の受入市町の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と宮崎労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、宮崎県と宮崎労働局との間で準備できることについて検討していく。

前提事項

- 避難元の先島5市町村から避難先の九州・山口各県に約11万人の全住民が避難する。
- 避難先の九州・山口各県では、通常の世界経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は国が主体となる業務が多く、国（宮崎労働局）と宮崎県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 避難元の宮古島市の就業者数と避難先となる宮崎県内のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が避難先となる宮崎県内において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

就労支援のフロー

就労支援のフロー



実態把握を踏まえた就労支援等

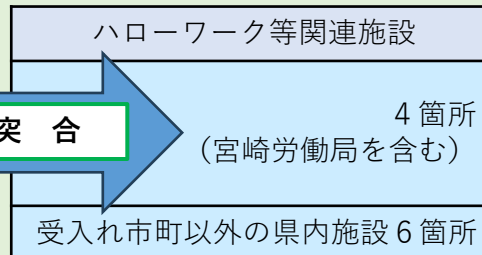
平時の準備（体制づくり）
 雇用対策協定を中心に置いた国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認（通常業務や雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用）

実態把握による課題の抽出案

受入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

| 避難元自治体 | 受入れ市と受入れ人数 | |
|--------|------------|--------|
| 久松小学校区 | 宮崎市 | 5,386人 |
| 鏡原小学校区 | | 3,435人 |
| 西部小学校区 | | 944人 |
| 合計 | 1市 | 9,765人 |

突合



総合的な労働相談窓口の設置検討資料として活用

統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

| 避難元自治体（宮古島市）の職業別就業者数 | |
|----------------------|-----------------|
| 管理的職業従事者 | 642人（119人） |
| 専門的・技術的職業従事者 | 4,006人（741人） |
| 事務従事者 | 4,185人（774人） |
| 販売従事者 | 1,979人（366人） |
| サービス職業従事者 | 4,680人（866人） |
| 保安職業従事者 | 1,478人（273人） |
| 農林漁業従事者 | 4,392人（813人） |
| 生産工程従事者 | 1,727人（319人） |
| 輸送・機械運転従事者 | 1,066人（197人） |
| 建設・採掘従事者 | 1,904人（352人） |
| 運搬・清掃・包装等従事者 | 1,988人（368人） |
| 合計 | 28,047人（5,187人） |

突合

| 宮崎県の月間有効求人数 | 宮崎県の月間有効求職者数 |
|-------------|--------------|
| 85人 | 34人 |
| 5,624人 | 2,799人 |
| 2,553人 | 4,072人 |
| 1,621人 | 851人 |
| 4,863人 | 2,226人 |
| 676人 | 105人 |
| 721人 | 396人 |
| 2,151人 | 1,105人 |
| 1,293人 | 615人 |
| 1,265人 | 374人 |
| 1,429人 | 2,424人 |
| 22,281人 | 20,516人 |

<注意>

・避難元自治体の職業別就業者数のカッコは、宮古島市の総人口（52,931人）に対する初期的計画上の受入数（9,800人）から仮の数値として算出したもの。例：合計は28,047人×18.5%（9,800/52,931）＝5,187人

課題の抽出

現下の宮崎県の雇用情勢を踏まえると、事務従事者、農林漁業従事者、運搬・清掃・包装等従事者の仕事が不足するものと見込まれる。

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

・モデル検討の対象となる受入れ地域として、「初期的な計画」で検討した受入れ市である宮崎市を選定する。

・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。
担当部署は、国・県・市町の関係者の担当部署等を記載

モデル検討の対象となる受入れ地域 宮崎市（※避難元の市町村：宮古島市）

| 担当部署 | | 役割 |
|--------------|----------|---|
| 国 (宮崎労働局) | 職業安定課 | 総合調整、県国民保護対策本部との連絡調整、人員等の調整、情報収集・分析 |
| | ハローワーク宮崎 | 支援体制における窓口担当、就労支援の実働の中核 |
| 宮崎県 | 雇用労働政策課 | 宮崎労働局が実施する就労支援等への協力、関係機関・関係部署との連絡調整、就労支援の周知 |
| | 危機管理課 | 国との総合調整 |
| 宮崎市 | 企業立地推進課 | 宮崎労働局が実施する就労支援等への協力、就労支援の周知 |

モデル市町の選定（関係者の整理）

体制づくりに係る検討内容案

平時の協力体制の活用

- ・ 非常時にのみ設置し連携して宮崎県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・ 宮崎労働局と宮崎県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等を検討し確立する。
- ・ 国（宮崎労働局）及び県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

体制の性質

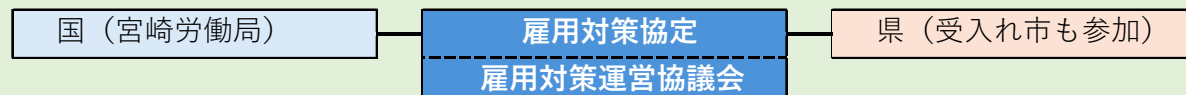
- ・ 国（宮崎労働局）が主体となり県等と連携を図って就労支援を行う。
- ・ 県は国（宮崎労働局）が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

立ち上がりの時期

- ・ 避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

体制づくりに係る検討内容案

- 宮崎労働局と宮崎県との間で個別に締結している「雇用対策協定」とその中で運用している運営協議会を中心にメンバー等を検討する。



メンバー等

| | | | |
|-------------|------------|----------|-----------|
| 障害者雇用対策担当課 | 雇用・職業安定担当課 | 県雇用労働政策課 | 県危機管理課 |
| 高齢者雇用対策担当課 | 職業紹介担当課 | 県障がい福祉課 | 県担い手農地対策課 |
| 助成金担当課 | 雇用保険担当課 | | 県山村・木材振興課 |
| 労働基準等担当課 | | | 県水産政策課 |
| 男女雇用機会均等担当室 | | | 市企業立地推進課 |
| 労働保険担当室 | | | 市関係課 |

- 平時に、通常業務や運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。

本体制が就労支援で果たそうとする役割

| | |
|--------------------------------------|---|
| 実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> 救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国、県や市等で共有し、課題を抽出する。 実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。 |
| 総合的な労働相談窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 設置の必要性の判断 設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断 総合的な労働相談窓口に適した施設の選定 |
| 人員等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 応援職員の派遣調整（国・県）、全国からの応援職員の派遣申請等（国） 就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整 |
| 実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> 統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討 総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討 |

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じて的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口、②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのかわからない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのかわかっている方

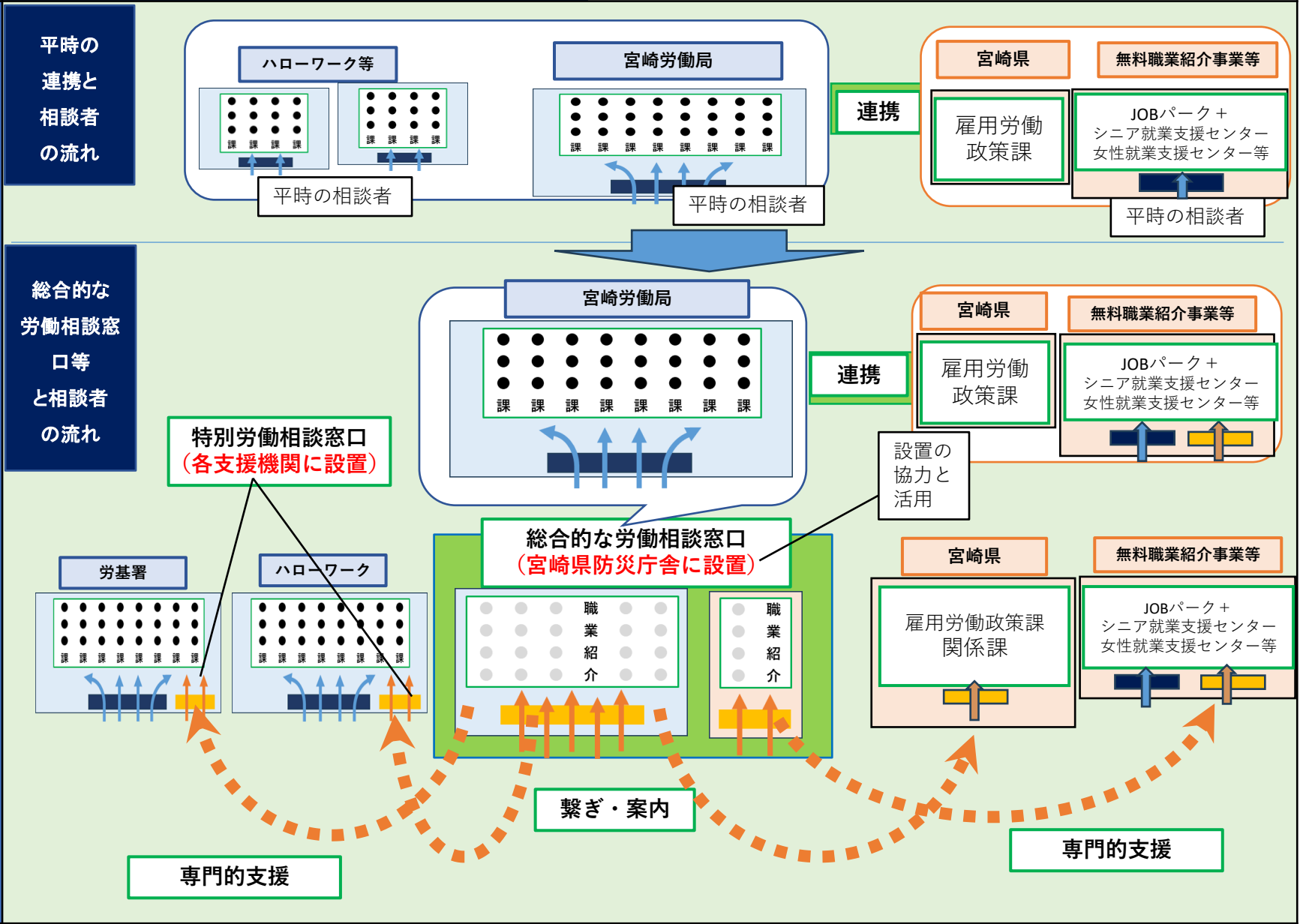
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

総合的な労働相談窓口・特別労働相談窓口のイメージ

総合的な労働相談窓口のイメージ



総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

労働局等の既存関連施設での運営可能性

| 宮崎労働局（宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号） 担当区域：宮崎県全域 | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------|---------------------------|--------------------------------|--------|
| 受入れ数 | 相談対応が可能なスペース等 | 相談対応に専従可能な職員 | 1日に対応可能な相談者の概数 | 交通利便性 | 人員の調整等 |
| 宮崎県全域で宮古島市から約9,800人を受入れ | 2階共用会議室 相談用として7席を確保可能（仕切り不可） | 8人 | 経験則から1人当たり20分と想定して、最大170人 | JR宮崎駅から徒歩15分 宮崎交通バス橘通3丁目停留所 | 必要 |
| 総合的な労働相談窓口を設置する判断 | <ul style="list-style-type: none"> 総合的な労働相談窓口においては、寄せられる相談内容により、具体的な特別労働相談窓口を案内する役割を担う。 労働局は、合同庁舎内にあり、他の官署と共用している会議室が独占できない可能性大。 通常業務を行っているなかで、相談対応を区別するために電話対応専用の電話回線を別途準備する必要がある。 避難住民の就労相談等に係り、避難住民受入数からして、労働局の施設・人員だけで対応することは困難であり、混乱なく適切に対応するためには、総合的な労働相談窓口と専門的に相談等に対応する特別労働相談窓口をそれぞれ設置する必要がある。 宮崎市を担当するハローワーク宮崎、宮崎労働基準監督署に特別労働相談窓口を設置する必要がある。 | | | | |

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

労働局等の既存関連施設での運営可能性

| ハローワーク宮崎（宮崎県宮崎市柳丸町131） 担当区域：宮崎市、東諸県郡 | | | | | |
|---|--|--------------|--------------------------|--------------|--------|
| 受入れ数 | 相談対応が可能なスペース等 | 相談対応に専従可能な職員 | 1日に対応可能な相談者の概数 | 交通利便性 | 人員の調整等 |
| 宮崎市で宮古市から約9,800人を受入れ | 庁舎内既存窓口及び会議室を特設窓口 | 4人 | 経験則から1人当たり30分と想定して、最大60人 | JR宮崎駅から徒歩25分 | 必要 |
| 特別労働相談窓口を設置する判断 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する各種相談・手続等は、所内システムを使用することから、基本的にはハローワーク庁舎内で実施することが望ましいため、ハローワーク宮崎の庁舎で支援を実施する。 ・電話での相談も相当数あると想定する。 ・通常業務を継続しつつ避難住民の対応を行うため、所内混雑に十分配慮するとともに、必要な人員を配置する。 | | | | |

| 宮崎労働基準監督署（宮崎市丸島町1-15） 担当区域：宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡 | | | | | |
|--|--|--------------|--|--------------|--------|
| 受入れ数 | 相談対応が可能なスペース等 | 相談対応に専従可能な職員 | 1日に対応可能な相談者の概数 | 交通利便性 | 人員の調整等 |
| 宮崎市で宮古市から約9,800人を受入れ | 宮崎労働基準監督署既存の窓口 | 2人 | 経験則から1人当たり30分と想定して、最大30人 (7.5H ÷ 0.5H × 2ブース) | JR宮崎駅から徒歩15分 | 必要 |
| 特別労働相談窓口を設置する判断 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク宮崎同様、初動対応は宮崎労働基準監督署で特別労働相談窓口を設置し、支援を行うが、相談者増により、宮崎労働基準監督署庁舎内の対応に限界を生じた場合、外部に特別労働相談窓口を設置することも検討する。 | | | | |

第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

人員の確保

【総合的な労働相談窓口】

- ・県内においては、平時の社会経済活動が行われていることを前提に、労働局等の通常業務を継続しつつ、総合的な労働相談窓口を既存の庁舎外に設置するため、労働局勤務職員を派遣し相談に対応する。総合的な労働相談窓口には、電話での相談も多く寄せられることを想定して、設置当初から一定期間経過後にかけて段階的に必要な人員を調整する。

【特別労働相談窓口】

- ・労働局、労働基準監督署、ハローワークにそれぞれ特別労働相談窓口を設置するため、窓口対応等に必要な人員を確保する。
- ・ハローワークにおいては、それぞれの業務についてあらかじめ必要な手続きや事務処理を確認して、窓口の設置数とその対応に必要な人員数、さらには電話対応、事務作業等後方支援に対応する人員数も加えて、概数を特定して、必要な人員の確保にむけて調整等を行う。
- ・受入市を担当しないハローワーク職員を特別労働相談窓口に応援派遣する手順を整理する。
- ・全国からの応援職員の派遣について、要請、派遣決定、受入れ、配置までの手順を確認する。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第2 総合的な労働相談窓口に適した施設の検討

※モデル市町における総合的な労働相談窓口の候補施設の検討

| | |
|-----------------|--|
| 総合的な労働相談窓口の候補施設 | 宮崎県防災庁舎（宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号） |
| ・収容数 | 机、椅子等を配置した上で、約350人を収容可能 |
| ・備品（机・椅子等） | 施設付属の机、椅子を使用 |
| ・通信設備 | あり |
| ・空調（冷暖房） など | あり |
| 交通利便性 | 宮崎市役所から約0.5キロに位置し、JR宮崎駅から徒歩20分、宮崎交通バス県庁前停留所から徒歩1分であり、交通利便性は良い。 また、予定している避難住民の収容施設（ホテル等）の8割以上が、同施設から約1.8キロ圏内に所在している。 |
| 避難先連絡所への併設 | 宮崎県で想定している避難先連絡所では避難住民の受入れ予定がないこと、避難住民の収容施設がある宮崎市中心部からは公共交通機関の連絡も少ないことから、避難住民が収容施設へ入所後に本格化する就労支援を行う場所として、避難先連絡所への併設は不適である。 |
| 複数設置の必要性 | 宿泊受入施設が宮崎市中心部と青島地区の2地区に分散するため、青島地区においては集団制度説明会などを実施するためのサテライト施設（青島地区交流センター）を確保して利便性を向上させ、総合的な労働相談窓口としては複数設置せず、市中央地区1箇所に集約する。 |

施設の条件

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第3 総合的な労働相談窓口に付する機能、県職員等の応援派遣調整、資機材の調整

付する機能

| 国（宮崎労働局） | |
|---|-------------------------|
| 想定される相談事項 | 繋げる支援機関 |
| <ul style="list-style-type: none"> 労働問題の様々なトラブルに関する相談 その他相談先がわからない労働関係の相談 | 労働局（総合労働相談コーナー） |
| <ul style="list-style-type: none"> 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談 賃金等労働条件に関する相談 労災補償給付等に関する相談 退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等 | 労働基準監督署 |
| <ul style="list-style-type: none"> 労働保険の相談 | 労働局（労働保険徴収室） |
| <ul style="list-style-type: none"> 就職に関する相談 雇用保険に関する相談 事業所の助成金（休業）に関する相談 等 | 公共職業安定所 労働局（助成金センター） |

| 県 | |
|-----------------|--------------------|
| 想定される相談事項 | 繋げる支援機関 |
| 若者の就職相談 | ヤングJOBサポートみやざき |
| Iターン就職相談 | 宮崎ひなた暮らしUIIターンセンター |
| 女性を対象とした就職相談 | みやざき女性就業支援センター |
| シニア世代を対象とした就職相談 | みやざきシニア就業支援センター |
| 障がい者の就労支援 | 障害者就業・生活支援センター |

連携

国（労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働相談窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

※国（都道府県労働局）は、職業紹介、各種労働関連の相談窓口等といった総合的な労働相談窓口に付する機能を検討する。
 ※県は、職業紹介のほか、県として総合的な労働相談窓口に付する機能を検討する。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第4 特別労働相談窓口に付する機能

付する機能

国（宮崎労働局）

職業紹介等

- ・ 避難住民の就業ニーズに応じた職業相談、職業紹介
- ・ 求人情報の提供
- ・ 合同就職面接会の実施（県と共同開催）
- ・ 人材不足分野である医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野のマッチング支援

障害者、高齢者等就労支援、母子・父子家庭支援

- ・ 障害者就労支援
県が指定する障害者就業・生活支援センターとの連携を含む。
- ・ 高齢者就労支援
シルバー人材センターとの連携
- ・ 母子、父子家庭支援
マザーズコーナー等での支援

職業訓練

- ・ ハローワークによる職業訓練のあっせん
- ・ 雇用保険受給資格がない方への求職者支援制度の案内

労働関係の各種相談対応

- ・ 雇用保険（失業給付）に関する相談
- ・ 事業所の助成金（休業）に関する相談
- ・ 賃金等の労働条件に関する相談
- ・ 労働保険に関する相談

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第5 総合的な労働相談窓口に付する機能、県職員等の応援派遣調整、資機材の調整

人員・資機材の調整

| | | |
|--------|-----|---|
| 人員の調整 | (国) | 前述の「人員の確保」に同じ |
| | (県) | ・ 県関係部局への連絡調整のため、雇用労働政策課から人員派遣を検討 |
| 資機材の調整 | (国) | ・ 総合的な労働相談窓口等で使用する資機材の検討 ・ 会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む |
| | (県) | ・ 国からの要請に応じて、対応可能な資機材の調達を検討 |

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第6 設置時期等

| | | |
|-------|---------|--|
| 設置時期等 | 設置時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難措置の指示の発令に伴い、設置の可否判断を含めた設置準備を開始する。 ・人員等の確保が成せた段階で可及的速やかに設置することとする。 |
| | 縮小・移転時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎労働局は、相談の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小や労働局施設内に就労支援の特設ブースを設置して移転するなどの措置を講じる。 ・応援派遣人員の縮小、解除などの判断・申請 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 労働局 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の支給が終了するタイミングを目処に設置窓口数を順次縮小し、応じて労働局所属職員の応援派遣縮小、総合的な労働相談窓口の閉鎖により解除する。 全国からの応援派遣職員も上記同様に雇用保険の相談の減少により縮小する。相談数の減少を想定して、早めに労働局から厚生労働省に解除の申請を行う。 ・縮小・移転する場合は、宿泊先等に案内を掲示するなどして、周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県 <ul style="list-style-type: none"> ・労働局の設置窓口数縮小や閉鎖の判断に合わせて、派遣人員の解除等を行う。 ・縮小・移転する場合は、県ホームページ等により周知を図る。 |

第7 総合的な労働相談窓口の周知方法の検討

| | |
|-------|--|
| 周知の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎労働局と宮崎県が共同して総合的な労働相談窓口の周知にあたり、設置前、設置中、縮小・移転前、縮小・移転後などの節目を捉えた効果的な広報を行う。 ・周知・広報の方法 <ul style="list-style-type: none"> 公式ホームページ、広報紙の活用 避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施） プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用） 協力的な事業者との連携強化及び新規開拓 |
|-------|--|

実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容案

避難住民の
状況や要望
を踏まえた
就労支援等

統計資料の
傾向等から
事前に準備
しておく
就労支援の
検討

避難元地域の要配慮者への支援（つきそい、訪問などの支援）状況等を踏まえた医療・福祉分野のマッチング支援

【医療・福祉分野におけるマッチング支援】

要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行う。

県と労働局が協働し、就職フェアなどのイベント開催等を実施

要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて各分野における就職支援を行うもの。

マッチング支援の一例）労働局と県が協働した就職フェアなどのイベント開催等

避難先地域における
取組事業の活用

【担い手施策（農業・林業・漁業）の活用可否】

〈農業〉 宮崎県農政水産部担い手農地対策課において、新規就農者や雇用労働力の確保・育成等を行っている。新規就農者については、長期にわたり本県農業の発展に貢献する人材の確保・育成が目的であり、避難元へ戻ることが予定されている避難住民向けに活用することは想定していない。

雇用労働力の面では、個別の相談があった際に雇用型の経営体である農業法人等へ繋ぐなどの対応を検討していく。

〈林業〉 宮崎県環境森林部山村・木材振興課において、新規林業就業者の育成支援等を行っているが、長期にわたり本県林業の発展に貢献する人材の育成が目的であり、避難元へ戻ることが予定されている避難住民向けに活用することは想定していない。

林業の基本的な技能習得に向けた支援や「（公社）林業労働機械化センター」を通じた事業体への紹介、また、造林事業における短期雇用支援事業の活用を検討していく。（予算措置が必要）

〈漁業〉 宮崎県農政水産部水産政策課において、新規漁業就業者の確保対策等を行っているが、長期にわたり本県漁業の発展に貢献する人材の確保・育成が目的であり、避難元へ戻ることが予定されている避難住民向けに活用することは想定していない。個別の相談があった際に法人経営体へ繋ぐ等の対応を検討していく。

【移住施策の活用可否】

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課において移住施策を推進しており、県外からの移住希望者の相談に対応している。避難住民から移住相談があった場合は、相談窓口である「宮崎ひなた暮らしUIターンセンター」につなぐなどの必要な対応が取れるよう、関係課と連携し情報共有していく。

【無料職業紹介事業の活用・連携】

宮崎県には、令和8年1月1日現在、41の無料職業紹介事業所があり、そのうち自治体が事業主であるものが12事業所、一般の者や団体等が事業主であるものが29事業所である。これらの中には農業、医療などの求人もある。避難住民の雇用機会の創出のため連携する必要がある。

避難住民の
状況や要望
を踏まえた
就労支援等

総合的な労働相談窓口
における実態把握を基
にした就労支援に向け
て情報収集・共有等の
あり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いた宮崎労働局と宮崎県との初期の情報共有のほか、総合的な労働相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、宮崎労働局は確実に把握した上で、それを宮崎県と共有し、有効な就労支援を展開する必要がある。
また、宮崎県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様である。
- ・総合的な労働相談窓口等で入手した情報の集約・報告方法
 - ◇ 集約専従職員（班）を設置
 - ◇ 集約結果をメール等を用いて国（宮崎労働局）の担当部署に報告
 - ◇ 当日の取扱い情報の管理
- ・情報の分析
 - ◇ 概ね10日間毎など指定し、定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
 - ◇ 宮崎労働局は、受入れ他都道府県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。
- ・分析結果の情報共有
 - ◇ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い情報共有する。
- ・分析結果の活用
 - ◇ 宮崎労働局と宮崎県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
 - ◇ 実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

検討により見えてきた課題と対応方針

| | 項目等 | 課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針) |
|-------|-----------------------|---|
| 課題と対応 | 総合的な労働相談窓口設置に係る検討内容案等 | <ul style="list-style-type: none"> ・受入人数が多く、避難住民を把握する効率的な手段が必要で、宮崎県からの情報提供の方法、情報共有の範囲を決めておく必要がある。 ・設置候補施設に県の施設とあわせて市の施設も含まれるので、引き続き県と相談をしながら、必要に応じて宮崎市との調整も行う必要がある。 ・総合的な労働相談窓口を運営するにあたり、責任の所在を明確にして、窓口で発生する不測の事態にも対応が可能な状態にしておく必要がある。 ・避難住民が就職するにあたり、地域の交通の便から通勤手段が課題として残る。また、大量の受入が可能な一時的な雇用先の確保が必要となる可能性もあることから、県や市と連携した対応について想定しておく必要がある。 |